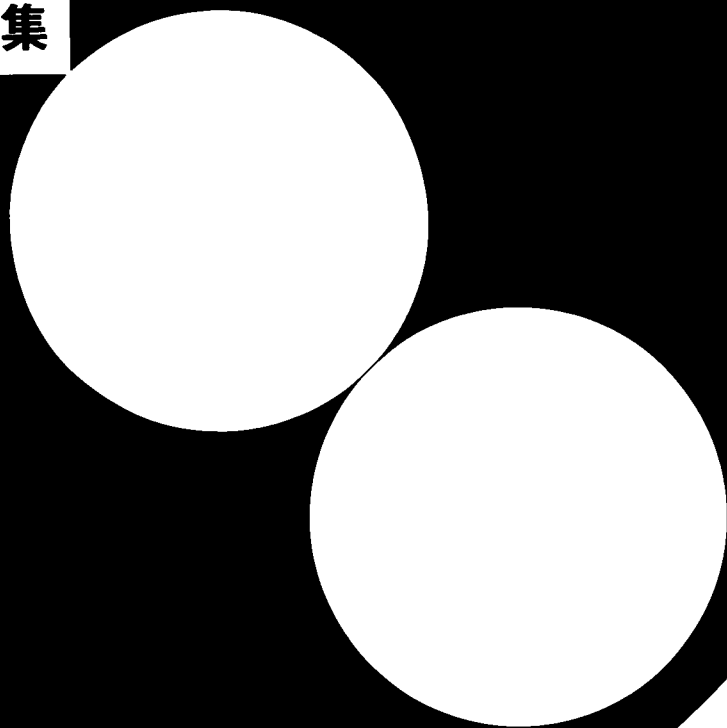


# J.LEAGUE HANDBOOK 1999

Jリーグ規約・規程集



# J. LEAGUE HANDBOOK

■ 社団法人 日本プロサッカーリーグ・規約規程集 ■

1999年版

社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 新日鉱ビル19階

電話 03 (3505) 5101  
FAX 03 (3505) 5310

# **Jリーグ理念**

## **1. 日本サッカーの水準向上及び**

**サッカーの普及促進**

## **1. 豊かなスポーツ文化の振興及び**

**国民の心身の健全な発達への寄与**

## **1. 国際社会における交流及び**

**親善への貢献**

## Ｊリーグ活動方針

1. フェアで魅力的な試合を行うことで、地域の人々に夢と楽しみを提供します。
2. 自治体・ファン・サポーターの理解・協力を仰ぎながら、世界に誇れる、安全で快適なスタジアム環境を確立していきます。
3. 地域の人にＪクラブをより身近に感じていただくため、クラブ施設を開放したり、選手や指導者が地域の人々と交流を深める場や機会をつくっていきます。
4. フットサルを、家族や地域で気軽に楽しめるようなシステムを構築しながら普及していきます。
5. サッカーだけでなく、他のスポーツにも気軽に参加できるような機会も多くつくっていきます。
6. 障害を持つ人も一緒に楽しめるスポーツのシステムをつくっていきます。

# Jリーグ [社団法人 日本プロサッカーリーグ]

## ■ 理事会

理事長 (チェアマン) 川淵 三郎

専務理事 木之本 興三

理事 森 健 児  
 理事 藤 口 光 紀  
 理事 三ッ谷 洋 子  
 理事 石井 山 茂  
 理事 杉 三 屋 裕 子  
 理事 小 竹 伸 幸 昌  
 理事 鈴 木 昌

理事 小 林 正三郎  
 理事 高 坂 弘 己  
 理事 荒 田 忠 健  
 理事 鬼 武 二 弘  
 理事 池 田 弘  
 監事 桐 竹 賢 明  
 監事 末 安 剛

## ■ 裁定委員会

委員長 筧 榮一

委員 下河辺 淳  
 委員 本 林 徹  
 委員 クリストファー マクドナルド

# J1 会員

## ● 鹿島アントラーズ

法人名 株式会社 鹿島アントラーズ・エフ・シー  
 代表取締役 鈴木 昌  
 実行委員 鈴木 昌  
 所在地 〒314-0021 茨城県鹿嶋市粟生東山 2887  
 電話 0299 (84) 6800  
 F A X 0299 (84) 6825

## ■ 浦和レッドダイヤモンズ

法人名 株式会社 三菱自動車フットボールクラブ  
 代表取締役 中川 繁  
 実行委員 中川 繁  
 所在地 〒336-8505 埼玉県浦和市仲町 2-4-1

- 電 話 048 (832) 3240  
 F A X 048 (832) 6688

## ■ ジェフユナイテッド市原

- 法人名 株式会社 東日本ジェイアール古河サッカークラブ  
 代表取締役 岡 健太郎  
 実行委員 岡 健太郎  
 所在地 〒290-0056 千葉県市原市五井5108 五井会館3階  
 電 話 0436 (25) 3300  
 F A X 0436 (24) 3660

## ■ 柏レイソル

- 法人名 株式会社 日立スポーツ  
 代表取締役 小 林 正三郎  
 実行委員 小 林 正三郎  
 所在地 〒277-0083 千葉県柏市日立台1-2-50  
 電 話 0471 (67) 0717  
 F A X 0471 (67) 6166

## ■ ヴェルディ川崎

- 法人名 株式会社 日本テレビフットボールクラブ  
 代表取締役 坂 田 信 久  
 実行委員 坂 田 信 久  
 所在地 〒206-0812 東京都稲城市矢野口3294  
 電 話 044 (946) 3030  
 F A X 044 (946) 3040

## ■ 横浜 F・マリノス

- 法人名 横浜マリノス 株式会社  
 代表取締役 高 坂 弘 己  
 実行委員 高 坂 弘 己  
 所在地 〒221-0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安1-18-1  
 電 話 045 (434) 2331  
 F A X 045 (402) 4822

## ■ ベルマーレ平塚

- 法人名 株式会社 湘南ベルマーレ平塚  
 代表取締役 重 松 良 典  
 実行委員 重 松 良 典  
 所在地 〒254-0012 神奈川県平塚市大神3489-1  
 電 話 0463 (54) 0275  
 F A X 0463 (54) 4440

## ■ 清水エスパルス

- 法人名 株式会社 エスパルス  
 代表取締役 安 本 文 彦  
 実行委員 安 本 文 彦  
 所在地 〒424-0943 静岡県清水市港町2-10-1 浪漫館1階  
 電 話 0543 (53) 6301

F A X      0543 (53) 6655

## ■ ジュビロ磐田

法人名      株式会社 ヤマハフットボールクラブ  
 代表取締役      荒 田 忠 典  
 実行委員      荒 田 忠 典  
 所在地      〒 438-0025 静岡県磐田市新貝 2500  
 電 話      0538 (32) 1148  
 F A X      0538 (36) 2029

## ■ 名古屋グランパスエイト

法人名      株式会社 名古屋グランパスエイト  
 代表取締役      岩 崎 正 規  
 実行委員      小 宮 好 雄  
 所在地      〒 460-0008 愛知県名古屋市中区栄5-1-32 久屋ワイエスビル6階  
 電 話      052 (242) 9180  
 F A X      052 (242) 9194

## ■ 京都パープルサンガ

法人名      株式会社 京都パープルサンガ  
 代表取締役      伊 藤 謙 介  
 実行委員      徳 留 正 美  
 所在地      〒 600-8586 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 87  
 電 話      075 (212) 0635  
 F A X      075 (212) 0628

## ■ ガンバ大阪

法人名      株式会社 ガンバ大阪  
 代表取締役      乾            勲  
 実行委員      乾            勲  
 所在地      〒 565-0826 大阪府吹田市千里万博公園 3-3  
 電 話      06 (6875) 8111  
 F A X      06 (6875) 7778

## ■ セレッソ大阪

法人名      大阪サッカークラブ 株式会社  
 代表取締役      鬼 武 健 二  
 実行委員      鬼 武 健 二  
 所在地      〒 558-0004 大阪府大阪市住吉区長居東2-2-19  
 電 話      06 (6609) 3700  
 F A X      06 (6609) 3760

## ■ ヴィッセル神戸

法人名      株式会社 ヴィッセル神戸  
 代表取締役      加茂川      守  
 実行委員      加茂川      守  
 所在地      〒 651-0094 兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町1-5-9 琴ノ緒ビル4階  
 電 話      078 (222) 6661  
 F A X      078 (222) 6835

## ■ サンフレッチェ広島

- 法人名 株式会社 サンフレッチェ広島
- 代表取締役 久保 允 誉
- 実行委員 久保 允 誉
- 所在地 〒730-0036 広島県広島市西区観音新町4-10-2 広島西飛行場ターミナルビル1階
- 電話 082 (233) 3233
- F A X 082 (233) 3251

## ■ アビスパ福岡

- 法人名 福岡ブルックス 株式会社
- 代表取締役 眞 鍋 純 哲
- 実行委員 眞 鍋 純 哲
- 所在地 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビル
- 電話 092 (413) 4455
- F A X 092 (474) 2255

## J 2 会員

## ■ コンサドーレ札幌

- 法人名 株式会社 北海道フットボールクラブ
- 代表取締役 田 中 良 明
- 実行委員 田 中 良 明
- 所在地 〒060-0909 北海道札幌市東区北9条東3-42-5
- 電話 011(750)2929
- F A X 011(750)6000

## ■ ベガルタ仙台

- 法人名 株式会社 東北ハンドレッド
- 代表取締役 松 木 伸 一 郎
- 実行委員 久 我 春 雄
- 所在地 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-6-16 漁信基ビル4階
- 電話 022 (216) 1011
- F A X 022 (216) 1013

## ■ モンテディオ山形

- 法人名 社団法人 山形県スポーツ振興21世紀協会
- 理事長 原 田 克 弘
- 実行委員 大 場 正 彦
- 所在地 〒990-2412 山形県山形市松山2-11-30
- 電話 023 (635) 9290
- F A X 023 (635) 9291

## ■ 大宮アルディージャ

- 法人名 エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ 株式会社



- 代表取締役 中 田 昭 雄  
 実行委員 中 田 昭 雄  
 所在地 〒 330-0846 埼玉県大宮市大門町 3-42-5 太陽生命ビル 6 階  
 電 話 048 (658) 5511  
 F A X 048 (658) 5500

## ■ F C 東京

- 法人名 東京フットボールクラブ 株式会社  
 代表取締役 野 本 宏  
 実行委員 野 本 宏  
 所在地 〒 135-0003 東京都江東区猿江 2-15-10  
 電 話 03 (3635) 8960  
 F A X 03 (3635) 8974

## ■ 川崎フロンターレ

- 法人名 富士通川崎スポーツ・マネジメント 株式会社  
 代表取締役 杉 本 聰  
 実行委員 小 浜 誠 二  
 所在地 〒 211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町 1-403 武蔵小杉タワープレイス 14 階  
 電 話 044 (739) 2080  
 F A X 044 (739) 1790

## ■ ヴァンフォーレ甲府

- 法人名 株式会社 ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ  
 代表取締役 深 澤 孟 雄  
 実行委員 深 澤 孟 雄  
 所在地 〒 400-0072 山梨県甲府市大和町 1-54  
 電 話 055 (254) 6867  
 F A X 055 (253) 1695

## ■ アルビレックス新潟

- 法人名 株式会社 アルビレックス新潟  
 代表取締役 池 田 弘  
 実行委員 池 田 弘  
 所在地 〒 950-0916 新潟県新潟市米山 2-7-4 コンコースケヤキビル 5 階  
 電 話 025 (249) 8011  
 F A X 025 (249) 8012

## ■ サガン鳥栖

- 法人名 株式会社 サガン鳥栖  
 代表取締役 中 村 安 昭  
 実行委員 中 村 安 昭  
 所在地 〒 841-0052 佐賀県鳥栖市宿町 1092  
 電 話 0942 (81) 3277  
 F A X 0942 (83) 0144

## ■ 大分トリニータ

- 法人名 株式会社 大分フットボールクラブ  
 代表取締役 江 藤 源 哉

- 実行委員 溝 畑 宏
- 所在地 〒 870-0022 大分県大分市大手町 3-6-2 大手町 K ビル
- 電 話 097 (533) 5657
- F A X 097 (537) 7295

# 社団法人日本プロサッカーリーグ 定 款

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条〔名 称〕 ..... P. 1
- 第 2 条〔事務所〕 ..... P. 1
- 第 3 条〔支 部〕 ..... P. 1

## 第 2 章 目的及び事業

- 第 4 条〔目 的〕 ..... P. 1
- 第 5 条〔事 業〕 ..... P. 1

## 第 3 章 会 員

- 第 6 条〔種 別〕 ..... P. 2
- 第 7 条〔入 会〕 ..... P. 2
- 第 8 条〔入会金及び会費〕 ..... P. 2
- 第 9 条〔資格の喪失〕 ..... P. 2
- 第 10 条〔退 会〕 ..... P. 2
- 第 11 条〔除 名〕 ..... P. 3
- 第 12 条〔会費等の不返還〕 ..... P. 3

## 第 4 章 役員及び職員

- 第 13 条〔役 員〕 ..... P. 3
- 第 14 条〔役員を選任〕 ..... P. 3
- 第 15 条〔理事の職務〕 ..... P. 3
- 第 16 条〔監事の職務〕 ..... P. 4
- 第 17 条〔役員任期〕 ..... P. 4
- 第 18 条〔役員解任〕 ..... P. 4
- 第 19 条〔役員報酬〕 ..... P. 4
- 第 20 条〔顧 問〕 ..... P. 4
- 第 21 条〔事務局〕 ..... P. 4

## 第 5 章 総 会

- 第 22 条〔構 成〕 ..... P. 5
- 第 23 条〔開 催〕 ..... P. 5
- 第 24 条〔招 集〕 ..... P. 5
- 第 25 条〔議 長〕 ..... P. 5
- 第 26 条〔議決事項〕 ..... P. 5
- 第 27 条〔定足数等〕 ..... P. 5
- 第 28 条〔会員への通知〕 ..... P. 6
- 第 29 条〔議事録〕 ..... P. 6

## 第 6 章 理 事 会

■ 第 30 条〔構成〕	.....	P. 6
■ 第 31 条〔理事会の開催〕	.....	P. 6
■ 第 32 条〔招集〕	.....	P. 6
■ 第 33 条〔議長〕	.....	P. 6
■ 第 34 条〔定足数等〕	.....	P. 6
■ 第 35 条〔議事録〕	.....	P. 7

## 第 7 章 実行委員会

■ 第 36 条〔実行委員会〕	.....	P. 7
-----------------	-------	------

## 第 8 章 資産及び会計

■ 第 37 条〔資産の構成〕	.....	P. 7
■ 第 38 条〔資産の種別〕	.....	P. 7
■ 第 39 条〔資産の管理〕	.....	P. 8
■ 第 40 条〔基本財産の処分の制限〕	.....	P. 8
■ 第 41 条〔経費の支弁〕	.....	P. 8
■ 第 42 条〔事業計画及び収支予算〕	.....	P. 8
■ 第 43 条〔収支決算〕	.....	P. 8
■ 第 44 条〔特別会計〕	.....	P. 8
■ 第 45 条〔長期借入金〕	.....	P. 8
■ 第 46 条〔新たな義務の負担等〕	.....	P. 8
■ 第 47 条〔会計年度〕	.....	P. 9

## 第 9 章 定款の変更及び解散

■ 第 48 条〔定款の変更〕	.....	P. 9
■ 第 49 条〔解散〕	.....	P. 9
■ 第 50 条〔残余財産の処分〕	.....	P. 9

## 第 10 章 雑 則

■ 第 51 条〔書類及び帳簿の備置等〕	.....	P. 9
■ 第 52 条〔細 則〕	.....	P. 10

# J リーグ 規 約

■ 社団法人 日本プロサッカーリーグ 規約 ■

## 第 1 章 総 則

■ 第 1 条〔Jリーグの目的〕	.....	P. 11
■ 第 2 条〔本規約の趣旨〕	.....	P. 11
■ 第 3 条〔遵守義務〕	.....	P. 11

## 第 2 章 組 織

### 第 1 節 理 事 会

■ 第 4 条〔理事会〕	.....	P. 11
■ 第 5 条〔理事会の権限〕	.....	P. 12

第2節 チェアマン	
■ 第6条〔チェアマン〕	P.12
■ 第7条〔チェアマンの権限〕	P.12

第3節 実行委員会	
■ 第8条〔構成〕	P.12
■ 第9条〔招集〕	P.13
■ 第10条〔招集権者および議長〕	P.13
■ 第11条〔権限〕	P.13
■ 第12条〔定足数および決議要件〕	P.13
■ 第13条〔代理出席〕	P.13
■ 第14条〔議事録〕	P.13
■ 第15条〔事務局〕	P.13

第4節 その他の委員会	
■ 第16条〔専門委員会〕	P.13

第5節 事務局	
■ 第17条〔事務局の設置〕	P.14
■ 第18条〔事務局の運営〕	P.14

## 第3章 Jクラブ

■ 第19条〔J1クラブの資格要件〕	P.14
■ 第19条の2〔J2クラブの資格要件〕	P.15
■ 第20条〔入会〕	P.15
■ 第20条の2〔J1, J2クラブの入れ替え〕	P.15
■ 第20条の3〔入会金および会費〕	P.16
■ 第21条〔Jクラブのホームタウン(本拠地)〕	P.16
■ 第22条〔Jクラブの権益〕	P.17
■ 第23条〔財務内容の開示〕	P.17
■ 第24条〔株主の変更等〕	P.17
■ 第25条〔役員等禁止事項〕	P.17
■ 第26条〔名称および活動区域等〕	P.18
■ 第27条〔準会員〕	P.19

## 第4章 競 技

第1節 競技場	
■ 第28条〔競技場の確保と維持〕	P.20
■ 第29条〔競技場〕	P.20
■ 第30条〔競技場付帯設備〕	P.20
■ 第31条〔照明装置〕	P.21
■ 第32条〔ベンチ〕	P.21
■ 第33条〔医療施設〕	P.21
■ 第34条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕	P.21
■ 第35条〔広告看板の設置〕	P.21
■ 第36条〔競技場における告知等〕	P.21
■ 第37条〔公式試合開催指定競技場〕	P.22
■ 第38条〔競技場の視察〕	P.22
■ 第39条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕	P.22

第2節 公式試合	
■ 第40条〔公式試合〕	P.23
■ 第41条〔参加義務等〕	P.23

■ 第 42 条	〔最強のチームによる試合参加〕	P.23
■ 第 43 条	〔不正行為への関与の禁止〕	P.23
■ 第 44 条	〔公式試合の主催等〕	P.23
■ 第 45 条	〔主管権の譲渡〕	P.23
■ 第 46 条	〔競技規則〕	P.24
■ 第 47 条	〔届出義務〕	P.24
■ 第 48 条	〔出場資格〕	P.24
■ 第 49 条	〔ユニフォーム〕	P.24
■ 第 50 条	〔試合球〕	P.24
■ 第 51 条	〔Jクラブの責任〕	P.24
■ 第 52 条	〔選手の健康管理およびドクター〕	P.25
■ 第 53 条	〔負傷した選手の活動再開の制限〕	P.25

### 第 3 節 試合の運営

■ 第 54 条	〔リーグ戦・リーグカップ戦の開催期間〕	P.25
■ 第 55 条	〔リーグ戦の開催〕	P.25
■ 第 56 条	〔試合日程の遵守〕	P.25
■ 第 57 条	〔試合の日時または場所の変更〕	P.26
■ 第 58 条	〔特別の事情による変更〕	P.26
■ 第 59 条	〔同日開催の制限〕	P.26
■ 第 60 条	〔抱き合わせ開催の禁止〕	P.26
■ 第 61 条	〔マッチコミッショナー〕	P.26
■ 第 62 条	〔試合の中止の決定〕	P.27
■ 第 63 条	〔不可抗力による開催不能または中止〕	P.27
■ 第 64 条	〔敗戦とみなされる場合〕	P.27
■ 第 65 条	〔試合結果の報告〕	P.27
■ 第 66 条	〔試合実施要項〕	P.27
■ 第 67 条	〔規律委員会による処分〕	P.27

### 第 4 節 非公式試合

■ 第 68 条	〔有料試合の開催〕	P.28
■ 第 69 条	〔外国チームとの試合等〕	P.28
■ 第 70 条	〔興行等への参加禁止〕	P.28
■ 第 71 条	〔救済試合〕	P.28
■ 第 72 条	〔引退試合〕	P.28
■ 第 73 条	〔救済試合および引退試合の開催手続等〕	P.28
■ 第 74 条	〔慈善試合〕	P.28

### 第 5 節 試合の収支

■ 第 75 条	〔公式試合の費用負担〕	P.29
■ 第 76 条	〔Jリーグ主管試合の収入の配分〕	P.29
■ 第 77 条	〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕	P.29
■ 第 78 条	〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	P.29
■ 第 79 条	〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕	P.29
■ 第 80 条	〔納付金〕	P.30
■ 第 81 条	〔収支報告〕	P.30
■ 第 82 条	〔遠征費用〕	P.30

### 第 6 節 表 彰

■ 第 83 条	〔リーグ表彰〕	P.30
■ 第 84 条	〔功労者表彰〕	P.30
■ 第 85 条	〔表彰規程〕	P.30
■ 第 86 条	〔特別表彰〕	P.30

## 第5章 選手

■ 第 87 条〔誠実義務〕	P.31
■ 第 88 条〔履行義務〕	P.31
■ 第 88 条の2〔ドーピングの禁止〕	P.31
■ 第 89 条〔禁止事項〕	P.31
■ 第 90 条〔費用の負担および用具の使用〕	P.32
■ 第 91 条〔疾病および傷害〕	P.32
■ 第 92 条〔選手契約〕	P.32
■ 第 93 条〔選手の報酬等〕	P.32
■ 第 94 条〔支度金〕	P.32
■ 第 95 条〔代理人等〕	P.33
■ 第 96 条〔未成年者〕	P.33
■ 第 97 条〔選手の肖像等の使用〕	P.33
■ 第 98 条〔契約に関する紛争の解決〕	P.33

## 第6章 登録および移籍

### 第1節 登録

■ 第 99 条〔協会の登録に関する規定の遵守〕	P.33
■ 第 100 条〔未登録の選手〕	P.34

### 第2節 移籍

■ 第 101 条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕	P.34
■ 第 102 条〔契約更新の通知〕	P.34
■ 第 103 条〔専属交渉期間〕	P.34
■ 第 104 条〔通知の効果〕	P.34
■ 第 105 条〔移籍リストへの登録〕	P.34
■ 第 106 条〔他のクラブとの自由交渉権〕	P.35
■ 第 107 条〔元のクラブとの交渉権の喪失〕	P.35
■ 第 108 条〔優先契約権の行使〕	P.35
■ 第 109 条〔更新を希望しない場合〕	P.35
■ 第 110 条〔最終提示額証明書〕	P.35
■ 第 111 条〔移籍リストの運用〕	P.35
■ 第 112 条〔移籍承諾書発行依頼書〕	P.35

## 第7章 監督およびコーチ

■ 第 113 条〔トップチームの監督〕	P.36
■ 第 114 条〔トップチーム以外の監督またはコーチ〕	P.36
■ 第 115 条〔例外〕	P.36
■ 第 116 条〔研修への参加義務〕	P.36
■ 第 117 条〔選手兼務の禁止〕	P.36
■ 第 118 条〔契約等〕	P.36
■ 第 119 条〔守秘義務〕	P.36

## 第8章 審判

■ 第 120 条〔資格要件〕	P.37
■ 第 121 条〔指名〕	P.37
■ 第 122 条〔審判の服装および用具〕	P.37
■ 第 123 条〔身分証〕	P.37
■ 第 124 条〔手当等〕	P.37
■ 第 125 条〔保険〕	P.37

## 第9章 収益事業

### 第1節 各種の事業

■ 第126条〔収益事業〕	P.38
■ 第127条〔テレビ・ラジオ放送権〕	P.38
■ 第128条〔その他の事業〕	P.38
■ 第129条〔Jリーグ・スポンサー〕	P.38
■ 第130条〔収入の配分〕	P.38

### 第2節 商品化に関する基本原則

■ 第131条〔定義〕	P.38
■ 第132条〔商品化権の帰属〕	P.39
■ 第133条〔商品化権の実際上の運用基準〕	P.39
■ 第134条〔事前の申請〕	P.39
■ 第135条〔Jリーグ事務局長による承認〕	P.39
■ 第136条〔肖像等〕	P.39
■ 第137条〔収入の配分〕	P.40

## 第10章 紛争解決

### 第1節 裁定委員会

■ 第138条〔設置〕	P.40
■ 第139条〔組織および委員〕	P.40
■ 第140条〔委員の任期〕	P.40
■ 第141条〔委員長〕	P.40
■ 第142条〔事務局〕	P.41
■ 第143条〔裁定委員会規程〕	P.41

### 第2節 チェアマンの決定

■ 第144条〔チェアマンの決定を求める申立〕	P.41
■ 第145条〔裁定委員会の答申〕	P.41
■ 第146条〔チェアマンの決定〕	P.41
■ 第147条〔和解〕	P.41

## 第11章 制裁

### 第1節 総則

■ 第148条〔チェアマンによる制裁および調査〕	P.42
■ 第149条〔制裁金の併科〕	P.42
■ 第150条〔裁定委員会への諮問〕	P.42
■ 第151条〔制裁金の納付〕	P.42
■ 第152条〔制裁金の合算〕	P.43
■ 第153条〔他者を利用した違反行為〕	P.43
■ 第154条〔両罰規定〕	P.43
■ 第155条〔違反行為の重複による加重〕	P.43
■ 第156条〔酌量軽減〕	P.43

### 第2節 Jクラブに対する制裁金

■ 第157条〔届出等に関する規約違反〕	P.43
■ 第158条〔競技の運営等に関する規約違反〕	P.43
■ 第159条〔契約更新手続に関する規約違反〕	P.44
■ 第160条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(1)〕	P.44
■ 第161条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(2)〕	P.44
■ 第162条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(3)〕	P.45



第3節 反則金

- 第163条〔アンフェアなプレイに対する反則金〕……………P.45
- 第164条〔反則ポイントの計算方法〕……………P.45

## 第12章 最終的拘束力

- 第165条〔最終的拘束力〕……………P.46

## 第13章 改正

- 第166条〔改正〕……………P.46

## 第14章 附則

- 第1条〔施行期日〕……………P.46

# 実行委員会規程

- 第1条〔目的〕……………P.47
- 第2条〔構成〕……………P.47
- 第3条〔資格要件〕……………P.47
- 第4条〔任期〕……………P.47
- 第5条〔招集〕……………P.47
- 第6条〔招集権者および議長〕……………P.47
- 第7条〔権限〕……………P.48
- 第8条〔定足数および決議要件〕……………P.48
- 第9条〔代理出席〕……………P.48
- 第10条〔関係者の出席〕……………P.48
- 第11条〔議事録〕……………P.48
- 第12条〔事務局〕……………P.48
- 第13条〔改正〕……………P.49
- 第14条〔施行〕……………P.49

# 専門委員会規程

- 第1条〔趣旨〕……………P.50
- 第2条〔構成・運営〕……………P.50
- 第3条〔委員の登録〕……………P.50
- 第4条〔任期〕……………P.50
- 第5条〔各専門委員会の所管事項〕……………P.50
- 第6条〔各専門委員会の職務〕……………P.50
- 第7条〔議事録〕……………P.51
- 第8条〔事務局〕……………P.51
- 第9条〔細則〕……………P.51
- 第10条〔施行〕……………P.51
- 別表1〔所管事項〕……………P.52

## 主管権譲渡規程

■ 第 1 条〔趣 旨〕	P. 54
■ 第 2 条〔主管権の譲渡〕	P. 54
■ 第 3 条〔後援・協力〕	P. 54
■ 第 4 条〔譲渡の手続き〕	P. 54
■ 第 5 条〔譲渡金および純益の配分〕	P. 54
■ 第 6 条〔テレビ・ラジオ放送権〕	P. 55
■ 第 7 条〔試合の運営〕	P. 55
■ 第 8 条〔施 行〕	P. 55
■ 主管権譲渡承認申請書〔様式 1〕	P. 56
■ 主管権譲渡承認申請書〔様式 2〕	P. 58

## 公式試合出場料規程

■ 第 1 条〔目 的〕	P. 60
■ 第 2 条〔出場料の計算方法〕	P. 60
■ 第 3 条〔出場料の計算年度〕	P. 60
■ 第 4 条〔出場料の支給方法〕	P. 60
■ 第 5 条〔付 則〕	P. 60

## 旅 費 規 程

■ 第 1 条〔目 的〕	P. 61
■ 第 2 条〔公式試合の交通費および宿泊費〕	P. 61
■ 第 3 条〔Jサテライトリーグ〕	P. 61
■ 第 4 条〔審判員の交通費および宿泊費〕	P. 62
■ 第 5 条〔監督・コーチ等の行事参加〕	P. 62
■ 第 6 条〔選手の行事参加〕	P. 62
■ 第 7 条〔協会の規程の準用〕	P. 62
■ 第 8 条〔施 行〕	P. 63

## J 1 表彰規程

■ 第 1 条〔趣 旨〕	P. 64
■ 第 2 条〔各ステージ表彰〕	P. 64
■ 第 3 条〔年間表彰〕	P. 64
■ 第 4 条〔フェアプレイ賞(高円宮杯)〕	P. 64
■ 第 5 条〔個人表彰〕	P. 64
■ 第 6 条〔リーグカップ表彰〕	P. 65
■ 第 7 条〔功労者表彰〕	P. 65
■ 第 8 条〔Jリーグ・アウォーズ〕	P. 65
■ 第 9 条〔施 行〕	P. 66

## J 2 表彰規程

■ 第 1 条〔趣 旨〕	.....	P . 67
■ 第 2 条〔年間表彰〕	.....	P . 67
■ 第 3 条〔フェアプレイ賞〕	.....	P . 67
■ 第 4 条〔個人表彰〕	.....	P . 67
■ 第 5 条〔リーグカップ表彰〕	.....	P . 67

## ドーピング禁止規程

■ 第 1 条〔趣 旨〕	.....	P . 68
■ 第 2 条〔ドーピングの定義〕	.....	P . 68
■ 第 3 条〔ドーピングテストの手続き〕	.....	P . 68
■ 第 4 条〔関与等の禁止〕	.....	P . 68
■ 第 5 条〔罰 則〕	.....	P . 68
■ 第 6 条〔弁明の機会の付与〕	.....	P . 69
■ 別表 1	.....	P . 69
■ 別表 2	.....	P . 73

## 支度金支給基準規程

■ 支度金支給基準	.....	P . 79
-----------	-------	--------

## 裁定委員会規程

■ 第 1 条〔趣 旨〕	.....	P . 81
■ 第 2 条〔会議および議決〕	.....	P . 81
■ 第 3 条〔審理の非公開〕	.....	P . 81
■ 第 4 条〔申立手続き〕	.....	P . 81
■ 第 5 条〔申立の受理および通知〕	.....	P . 81
■ 第 6 条〔答 弁〕	.....	P . 82
■ 第 7 条〔提出書類の部数〕	.....	P . 82
■ 第 8 条〔申立内容の変更〕	.....	P . 82
■ 第 9 条〔訳文の添付〕	.....	P . 82
■ 第 10 条〔代理人〕	.....	P . 82
■ 第 11 条〔審理または調査のための権限等〕	.....	P . 82
■ 第 12 条〔費用の負担〕	.....	P . 82
■ 第 13 条〔裁 定〕	.....	P . 83
■ 第 14 条〔和 解〕	.....	P . 83
■ 第 15 条〔裁定委員会の運営細則〕	.....	P . 83
■ 第 16 条〔施 行〕	.....	P . 83

# 1999 Jリーグ試合実施要項

## 第1節 競技場

■ 第1条	〔競技場の確保と維持〕	P.84
■ 第2条	〔競技場〕	P.84
■ 第3条	〔競技場付帯設備および旗の掲揚〕	P.84
■ 第4条	〔照明装置〕	P.85
■ 第5条	〔ベンチ〕	P.85
■ 第6条	〔医事運営〕	P.86
■ 第7条	〔ビジタークラブのための観客席の確保〕	P.86
■ 第8条	〔広告看板等の設置〕	P.86
■ 第9条	〔競技場における告知等〕	P.87
■ 第10条	〔公式試合開催指定競技場の指定〕	P.87
■ 第11条	〔競技場の視察〕	P.87
■ 第12条	〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕	P.88

## 第2節 試合

■ 第13条	〔大会形式〕	P.88
■ 第14条	〔試合の主催等〕	P.88
■ 第15条	〔主管権の譲渡〕	P.88
■ 第16条	〔競技規則〕	P.88
■ 第17条	〔届出義務〕	P.88
■ 第18条	〔出場資格〕	P.89
■ 第19条	〔出場資格を得るための追加登録期限〕	P.89
■ 第20条	〔出場可能日〕	P.89
■ 第21条	〔メディカルチェック〕	P.89
■ 第22条	〔試合エントリー選手の数〕	P.89
■ 第23条	〔外国籍選手〕	P.89
■ 第24条	〔ユニフォーム〕	P.89
■ 第25条	〔フィールド内のチーム要員〕	P.89
■ 第25条の2	〔テクニカルエリアの使用〕	P.90
■ 第26条	〔試合の勝敗の決定〕	P.90
■ 第27条	〔J1第1, 第2各ステージの順位決定〕	P.90
■ 第28条	〔年間順位の決定〕	P.91
■ 第29条	〔審判員〕	P.91
■ 第30条	〔通行証〕	P.91
■ 第31条	〔入場料〕	P.92
■ 第32条	〔試合球〕	P.92
■ 第33条	〔Jクラブの責任〕	P.92

## 第3節 運営

■ 第34条	〔日程〕	P.92
■ 第35条	〔試合の日時または場所の変更〕	P.92
■ 第36条	〔特別の事情による変更〕	P.93
■ 第37条	〔運営責任〕	P.93
■ 第38条	〔抱き合わせ開催の禁止〕	P.93
■ 第39条	〔マッチコミッショナー〕	P.93
■ 第40条	〔試合中止および中断の決定〕	P.94
■ 第41条	〔競技場への到着〕	P.94
■ 第42条	〔キックオフ時刻の厳守〕	P.94
■ 第43条	〔敗戦とみなされる場合〕	P.94
■ 第44条	〔メンバー提出〕	P.94

■ 第 45 条	〔主審の確認事項〕	P.95
■ 第 46 条	〔選手の交代〕	P.95
■ 第 47 条	〔不可抗力による開催不能または中止〕	P.95
■ 第 48 条	〔開催不能または中止となった試合の記録〕	P.95
■ 第 49 条	〔入場料金の払い戻し〕	P.95
■ 第 50 条	〔係員〕	P.95
■ 第 51 条	〔マスコミ対応〕	P.95
■ 第 52 条	〔公式記録〕	P.96
■ 第 53 条	〔試合運営報告〕	P.96
■ 第 54 条	〔退場処分〕	P.96
■ 第 55 条	〔警告による出場停止処分〕	P.96

#### 第 4 節 試合の収支

■ 第 56 条	〔試合の費用負担等〕	P.96
■ 第 57 条	〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	P.97
■ 第 58 条	〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕	P.97
■ 第 59 条	〔テレビ放送権〕	P.97
■ 第 60 条	〔収支報告〕	P.97
■ 第 61 条	〔納付金〕	P.97
■ 第 62 条	〔納付期限〕	P.97
■ 第 63 条	〔遠征費用〕	P.97

## 1999 Jリーグサントリーチャンピオンシップ試合実施要項

■ 第 1 条	〔趣旨〕	P.99
■ 第 2 条	〔大会形式〕	P.99
■ 第 3 条	〔出場資格〕	P.99
■ 第 4 条	〔試合の勝敗の決定〕	P.99
■ 第 5 条	〔優勝チームの決定〕	P.99
■ 第 6 条	〔広告看板等の設置〕	P.100
■ 第 7 条	〔審判員〕	P.101
■ 第 8 条	〔チームの責に帰すべき事由による開催不能または中止〕	P.101
■ 第 9 条	〔不可抗力による開催不能または中止〕	P.101
■ 第 10 条	〔出場停止処分〕	P.101
■ 第 11 条	〔放送権〕	P.101
■ 第 12 条	〔主管権〕	P.101
■ 第 13 条	〔収支報告〕	P.102
■ 第 14 条	〔納付金〕	P.102
■ 第 15 条	〔納付期限〕	P.102
■ 第 16 条	〔表彰〕	P.102

## '99 Jリーグヤマザキナビスコカップ試合実施要項

■ 第 1 条	〔趣旨〕	P.103
■ 第 2 条	〔大会形式〕	P.103
■ 第 3 条	〔試合の主催等〕	P.103
■ 第 4 条	〔出場資格を得るための追加登録期限〕	P.103
■ 第 5 条	〔試合の勝敗の決定〕	P.103
■ 第 6 条	〔順位の決定および表彰〕	P.104

■ 第 7 条〔広告看板等の設置〕	P.104
■ 第 8 条〔手当等〕	P.104
■ 第 9 条〔通行証〕	P.104
■ 第 10 条〔納付金〕	P.105

## 関 係 資 料

■ 別紙 1〔救急用機器・医薬品〕	P.106
■ 別紙 2〔広告掲出申請書〕	P.107
■ 別紙 3〔選手データ票〕	P.109
■ 別紙 4〔役員・チームスタッフデータ票〕	P.110
■ 別紙 5〔メンバー提出用紙〕	P.111
■ 別紙 6〔入場券報告書〕	P.112
■ 別紙 7〔試合開催に関する変更申請書〕	P.113
■ 別紙 8〔Jリーグ マッチコミッショナー報告書〕	P.114
■ 別紙 9〔Jリーグ マッチコミッショナー緊急報告書〕	P.119
■ 別紙 10〔試合メンバー表〕	P.120
■ 別紙 11〔公式記録用紙〕	P.121
■ 別紙 12〔試合運営報告書〕	P.122
■ 別紙 13〔試合収支決算書〕	P.123
■ 別表 1〔Jリーグ関連スポンサー広告看板設置位置〕	P.124

## ユニフォーム要項

■ 第 1 条〔趣 旨〕	P.125
■ 第 2 条〔使用義務〕	P.125
■ 第 3 条〔選手番号〕	P.125
■ 第 4 条〔アームバンド〕	P.125
■ 第 5 条〔Jリーグマークおよびチャンピオンマーク等〕	P.125
■ 第 6 条〔チームエンブレム〕	P.125
■ 第 7 条〔メーカー名の表示〕	P.125
■ 第 8 条〔広告の表示〕	P.126
■ 第 9 条〔選手名の表示〕	P.126

## 1999 Jリーグドーピングコントロール要項

■ 第 1 条〔趣 旨〕	P.127
■ 第 2 条〔ドーピングテストの受検義務〕	P.127
■ 第 3 条〔ドーピングテストの実施・監督機関〕	P.127
■ 第 4 条〔ドーピングテストの対象試合の選定〕	P.127
■ 第 5 条〔使用薬物リストの提出〕	P.128
■ 第 6 条〔ドーピングテスト対象選手の選抜〕	P.128
■ 第 7 条〔ドーピングテスト実施場所への出頭〕	P.129
■ 第 8 条〔ドーピングテストの参加者〕	P.129
■ 第 9 条〔サンプルの採取〕	P.129
■ 第 10 条〔サンプルの封印・送付〕	P.130

■ 第 11 条	〔サンプルの分析・保管〕	.....	P.130
■ 第 12 条	〔検査結果の報告〕	.....	P.130
■ 第 13 条	〔ドーピングテストの経過の報告〕	.....	P.130
■ 第 14 条	〔陰性の場合の取扱〕	.....	P.130
■ 第 15 条	〔陽性の場合の取扱〕	.....	P.131
■ 第 16 条	〔再テスト〕	.....	P.131
■ 第 17 条	〔再テスト後の取扱〕	.....	P.131
■ 第 18 条	〔異議申立〕	.....	P.131

## 競技場検査要項〔99年度用〕

## 日本サッカー協会選手契約書 〔プロA契約書〕

■	第 1 条	〔誠実義務〕	.....	P. 135
■	第 2 条	〔履行義務〕	.....	P. 135
■	第 3 条	〔禁止事項〕	.....	P. 135
■	第 4 条	〔報酬〕	.....	P. 135
■	第 5 条	〔費用の負担〕	.....	P. 135
■	第 6 条	〔休暇〕	.....	P. 135
■	第 7 条	〔疾病および傷害〕	.....	P. 135
■	第 8 条	〔選手の肖像等の使用〕	.....	P. 135
■	第 9 条	〔クラブによる契約解除〕	.....	P. 136
■	第 10 条	〔選手による契約解除〕	.....	P. 136
■	第 11 条	〔制裁〕	.....	P. 136
■	第 12 条	〔有効期間および更新手続き〕	.....	P. 136
■	第 13 条	〔修正〕	.....	P. 136
■	第 14 条	〔準拠法〕	.....	P. 136
■	第 15 条	〔紛争の解決〕	.....	P. 136
■	第 16 条	〔保管〕	.....	P. 136

## 日本サッカー協会選手契約書 〔プロB契約書〕

■	第 1 条	〔誠実義務〕	.....	P. 139
■	第 2 条	〔履行義務〕	.....	P. 139
■	第 3 条	〔禁止事項〕	.....	P. 139
■	第 4 条	〔報酬〕	.....	P. 139
■	第 5 条	〔費用の負担〕	.....	P. 139
■	第 6 条	〔休暇〕	.....	P. 139
■	第 7 条	〔疾病および傷害〕	.....	P. 139
■	第 8 条	〔選手の肖像等の使用〕	.....	P. 139
■	第 9 条	〔クラブによる契約解除〕	.....	P. 140
■	第 10 条	〔選手による契約解除〕	.....	P. 140
■	第 11 条	〔制裁〕	.....	P. 140
■	第 12 条	〔有効期間および更新手続き〕	.....	P. 140
■	第 13 条	〔修正〕	.....	P. 140
■	第 14 条	〔準拠法〕	.....	P. 140
■	第 15 条	〔紛争の解決〕	.....	P. 140
■	第 16 条	〔保管〕	.....	P. 140

## 日本サッカー協会選手契約書 〔プロC契約書〕



■ 第 1 条〔誠実義務〕	.....	P.143
■ 第 2 条〔履行義務〕	.....	P.143
■ 第 3 条〔禁止事項〕	.....	P.143
■ 第 4 条〔報酬〕	.....	P.143
■ 第 5 条〔費用の負担〕	.....	P.143
■ 第 6 条〔休暇〕	.....	P.143
■ 第 7 条〔疾病および傷害〕	.....	P.143
■ 第 8 条〔選手の肖像等の使用〕	.....	P.143
■ 第 9 条〔クラブによる契約解除〕	.....	P.144
■ 第 10 条〔選手による契約解除〕	.....	P.144
■ 第 11 条〔制裁〕	.....	P.144
■ 第 12 条〔有効期間および更新手続き〕	.....	P.144
■ 第 13 条〔修正〕	.....	P.144
■ 第 14 条〔準拠法〕	.....	P.144
■ 第 15 条〔紛争の解決〕	.....	P.144
■ 第 16 条〔保管〕	.....	P.144

## 関 係 資 料

■ 書式 A 契約更新に関する通知書	.....	P.147
■ 書式 B 移籍リスト登録申請書	.....	P.148
■ 書式 C 最終提示額証明書	.....	P.149
■ 書式 D 移籍承諾書発行依頼書	.....	P.150

---

# 社団法人 日本プロサッカーリーグ 定 款

---

## 第 1 章 総 則

---

### 第 1 条〔名 称〕

この法人は、社団法人日本プロサッカーリーグ（略称 J リーグ）といい、英文では Japan Professional Football League（略称 J-League）と表示する。

### 第 2 条〔事務所〕

この法人は、事務所を東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号に置く。

### 第 3 条〔支 部〕

この法人は、理事会の議決を経て、支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

---

### 第 4 条〔目 的〕

この法人は、財団法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー（この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ。）を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることに  
より、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

### 第 5 条〔事 業〕

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) プロサッカーの試合の主催及び公式記録の作成
- (2) プロサッカーに関する諸規約の制定
- (3) プロサッカーの選手、監督及び審判等の養成、資格認定及び登録
- (4) プロサッカーの試合の施設の検定及び用具の認定
- (5) 放送等を通じたプロサッカーの試合の広報普及
- (6) サッカー及びサッカー技術に関する調査、研究及び指導
- (7) プロサッカーの選手、監督及び関係者の福利厚生事業の実施
- (8) サッカーに関する国際的な交流及び事業の実施
- (9) サッカーをはじめとするスポーツの振興及び援助

- (10) 機関紙の発行等を通じたプロサッカーに関する広報普及
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

---

### 第 6 条〔種 別〕

この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人で下記にあたるもの
  - (a) Jリーグディビジョン1会員（以下「J1会員」という）  
Jリーグディビジョン1（競争力等において優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ）に属するチームを保有する正会員
  - (b) Jリーグディビジョン2会員（以下「J2会員」という）  
Jリーグディビジョン2（Jリーグディビジョン1に属さず理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ）に属するチームを保有する正会員
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者

### 第 7 条〔入 会〕

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

### 第 8 条〔入会金及び会費〕

- ① 正会員または賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- ② 正会員または賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- ③ 個人である正会員または名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ④ 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

### 第 9 条〔資格の喪失〕

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産もしくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき
- (4) 除名されたとき

### 第 10 条〔退 会〕

会員が退会しようとするときは、正会員については退会希望日の12か月前までに、その他の会員については退会希望日の2か月前までに、それぞれ理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。

#### 第11条〔除名〕

- ① 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長が除名することができる。
  - (1) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
  - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
  - (3) 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- ② 前項第1号及び第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第12条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

---

#### 第13条〔役員〕

この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内（うち理事長（チェアマン）1名、専務理事及び常務理事若干名）
- (2) 監事 2名

#### 第14条〔役員を選任〕

- ① 理事及び監事は、総会において選任する。
- ② 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- ③ 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- ④ 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係ある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- ⑤ 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

#### 第15条〔理事の職務〕

- ① 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。
- ② 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。

- ③ 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を処理する。
- ④ 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

#### 第16条〔監事の職務〕

監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会及び総会または文部大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること

#### 第17条〔役員任期〕

- ① この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第18条〔役員解任〕

- ① 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、総会において現存する正会員の議決権の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長がこれを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- ② 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第19条〔役員報酬〕

- ① 役員は、有給とすることができる。
- ② 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

#### 第20条〔顧問〕

- ① この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- ② 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により理事長が委嘱する。
- ③ 顧問は、重要事項について理事長または理事会の諮問に応じる。

#### 第21条〔事務局〕

- ① この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- ② 事務局には、事務局長及び職員を置く。

- ③ 事務局長の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。
- ④ 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は別に定める。

## 第 5 章 総 会

---

### 第 22 条〔構成〕

- ① 総会は、正会員をもって構成する。
- ② 総会において、個人である正会員及び J 1 会員は 1 会員につき 2 議決権、J 2 会員は 1 会員につき 1 議決権を有する。
- ③ 個人である正会員及び J 1 会員は議決権を統一して行使しなければならない。

### 第 23 条〔開催〕

- ① 通常総会は、毎年 2 月及び 6 月に開催する。
- ② 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または現存する正会員の議決権の 5 分の 1 以上もしくは監事から附議すべき事項を示して請求があったときに開催する。

### 第 24 条〔招集〕

- ① 総会は、理事長が招集する。
- ② 総会を招集するには、正会員に対し、附議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の 14 日前までに通知しなければならない。

### 第 25 条〔議長〕

通常総会の議長は理事長とし、臨時総会の議長は、その総会において理事長及び出席正会員の中から選任する。

### 第 26 条〔議決事項〕

総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項

### 第 27 条〔定足数等〕

- ① 総会は、現存する正会員の議決権の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及びあらかじめ理事会に届け出て承認を得た者を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- ② 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第28条〔会員への通知〕

総会において議決した事項は、全会員に通知する。

#### 第29条〔議事録〕

- ① 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所
  - (2) 個人である正会員、J1会員及びJ2会員の現在数
  - (3) 出席した個人である正会員、J1会員及びJ2会員の数
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- ② 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

---

#### 第30条〔構成〕

理事会は、第13条第1号の理事をもって構成する。

#### 第31条〔理事会の開催〕

理事会は、年4回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から附議すべき事項を示して請求があったときにも開催することができる。

#### 第32条〔招集〕

- ① 理事会は、理事長が招集する。
- ② 理事会を招集するには、理事に対し、附議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の10日前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得て、この期間を短縮することができる。

#### 第33条〔議長〕

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第34条〔定足数等〕

- ① 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- ② 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第35条〔議事録〕

第29条の規定は、理事会の議事録に準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「個人である正会員、J1会員及びJ2会員の現在数」とあるのは「理事の現在数」と、「出席した個人である正会員、J1会員及びJ2会員」とあるのは「出席理事の数」と、「出席正会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第7章 実行委員会

---

#### 第36条〔実行委員会〕

- ① この法人の事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。
- ② 実行委員会の組織、権限及び運営に関する規定は、理事会が定める。

## 第8章 資産及び会計

---

#### 第37条〔資産の構成〕

この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

#### 第38条〔資産の種別〕

- ① この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
- ② 基本財産は、次に掲げるものをいう。
  - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会の議決により運用財産から基本財産に繰り入れられた財産



- ③ 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### 第 39 条〔資産の管理〕

この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、また国債、公債その他確実な有価証券にかえて、理事長が保管する。

#### 第 40 条〔基本財産の処分の制限〕

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

#### 第 41 条〔経費の支弁〕

この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

#### 第 42 条〔事業計画及び収支予算〕

この法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

#### 第 43 条〔収支決算〕

- ① この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減理由書並びに社員異動状況届とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3か月以内に文部大臣に報告しなければならない。
- ② この法人の収支決算に剰余金あるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

#### 第 44 条〔特別会計〕

- ① この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。
- ② 前項の特別会計は、第 42 条の収支予算及び第 43 条の収支決算に計上しなければならない。

#### 第 45 条〔長期借入金〕

この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

#### 第 46 条〔新たな義務の負担等〕

この法人は、第40条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

#### 第47条〔会計年度〕

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 定款の変更及び解散

---

#### 第48条〔定款の変更〕

この定款は、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければ変更することができない。

#### 第49条〔解散〕

この法人の解散は、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。

#### 第50条〔残余財産の処分〕

この法人の解散にともなう残余財産は、理事会及び総会において、理事現在数及び現存する正会員の議決権各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、財団法人日本サッカー協会に寄付するものとする。

## 第10章 雑 則

---

#### 第51条〔書類及び帳簿の備置等〕

- ① この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
- (1) 定款
  - (2) 会員の名簿
  - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
  - (4) 財産目録
  - (5) 資産台帳及び負債台帳
  - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 総会及び理事会の議事に関する書類
  - (8) 処務日誌

(9) 官公署往復書類

(10) その他必要な帳簿及び書類

- ② 前項第1号ないし第5号及び第7号の書類は永年，同項第6号の帳簿及び書類は10年以上，同項第8号ないし第10号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

第52条〔細則〕

この定款の施行についての細則は，理事会及び総会の議決を経て，別に定める。

---

〔改正〕

平成4年12月14日

平成5年7月14日

平成7年4月5日

平成11年3月5日

---

# Jリーグ規約

---

## 第1章 総則

---

### 第1条〔Jリーグの目的〕

社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

### 第2条〔本規約の趣旨〕

本規約は、「社団法人日本プロサッカーリーグ定款」（以下「定款」という）に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

### 第3条〔遵守義務〕

Jリーグの会員およびその役職員ならびにJリーグに所属する選手、監督、コーチ、審判その他の関係者は、Jリーグの構成員として、本規約および財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の寄附行為ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

---

## 第2章 組織

---

### 第1節 理事会

---

#### 第4条〔理事会〕

- ① 理事会は、理事をもって構成する。

- ② 理事会は、理事長（以下「チェアマン」という）がこれを招集し、その議長となる。
- ③ 理事会の権限および運営に関する事項は、定款および本規約に定めるところによる。

#### 第5条〔理事会の権限〕

理事会は、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- (1) リーグ運営の基本方針の決定
- (2) 正会員たるクラブから選任された実行委員の承認
- (3) 諸規程の制定
- (4) その他定款および本規約に定める事項に関する決定

## 第2節 チェアマン

---

#### 第6条〔チェアマン〕

チェアマンは、Ｊリーグを代表するとともに、Ｊリーグの業務を管理統括する。

#### 第7条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Ｊリーグの運営に関する次の権限を行使する。

- (1) Ｊリーグ全体の利益を確保するためのＪリーグ所属の団体および個人に対する指導
- (2) Ｊリーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定
- (3) 実行委員会の招集および主宰
- (4) その他定款および本規約に定める事項

## 第3節 実行委員会

---

#### 第8条〔構成〕

- ① Ｊリーグディビジョン１（以下「Ｊ１」という）およびＪリーグディビジョン２（以下「Ｊ２」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。
- ② Ｊ１に設置する実行委員会を「Ｊ１実行委員会」、Ｊ２に設置する実行委員会を「Ｊ２実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、Ｊ１およびＪ２の実行委員会を総称する。
- ③ 各委員会を構成する委員は次のとおりとする。
  - (1) Ｊ１実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ１会員たるクラブ（以下「Ｊ１クラブ」という）から１名ずつ選任された代表
  - (2) Ｊ２実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ２会員たるクラブ（以下「Ｊ２クラブ」という）から１名ずつ選任された代表

#### 第9条〔招 集〕

J 1 実行委員会， J 2 実行委員会は，原則として毎月 1 回招集し，その他必要があるごとに随時招集する。

#### 第10条〔招集権者および議長〕

- ① J 1 実行委員会， J 2 実行委員会はチェアマンが招集し，その議長となる。ただし，チェアマンに事故あるときは，理事会が予め指名した理事がこれにあたる。
- ② J 1 実行委員会， J 2 実行委員会の各委員会における委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは，チェアマンは，請求された委員会を招集しなければならない。
- ③ J 1 実行委員会， J 2 実行委員会の招集は，予め各委員会において定めた期日の場合を除き，各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし，緊急の必要があるときはこの限りではない。

#### 第11条〔権 限〕

実行委員会は，理事会から委嘱された事項を決定する。

#### 第12条〔定足数および決議要件〕

J 1 実行委員会， J 2 実行委員会の決議は，各委員会における委員現在数の3分の2以上が出席し，その出席委員の過半数をもって行う。

#### 第13条〔代理出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は，委員の代理人として J 1 実行委員会または J 2 実行委員会に出席し，議決権を行使することができる。

#### 第14条〔議事録〕

J 1 実行委員会， J 2 実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し，これを J リーグの事務局に保存する。

#### 第15条〔事務局〕

J 1 実行委員会， J 2 実行委員会に関する事務は， J リーグの事務局長が統括する。

## 第4節 その他の委員会

---

#### 第16条〔専門委員会〕

- ① チェアマンの下に次の専門委員会を置き，チェアマンがこれを直轄する。
  - (I) 規律委員会

- (2) 審判委員会
  - (3) 技術委員会
  - (4) スポーツ医学委員会
  - (5) 法務委員会
  - (6) マッチコミッショナー委員会
  - (7) ドーピングコントロール委員会
- ② 前項の各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が制定する「専門委員会規程」の定めるところによる。

## 第5節 事務局

---

### 第17条〔事務局の設置〕

Jリーグの総会、理事会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される事務局を置く。

### 第18条〔事務局の運営〕

- ① 事務局の組織および人事に関する重要事項は、理事会の承認を得てチェアマンが定める。
- ② 事務局の機能、職務その他事務局の運営に関する事項は、チェアマンが制定する「事務局運営細則」の定めるところによる。

---

## 第3章 Jクラブ

---

### 第19条〔J1クラブの資格要件〕

J1クラブは、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) 日本法に基づき設立された公益法人または発行済株式総数の過半数を日本国籍を有する者が保有する株式会社であること
- (2) 協会の定める「日本サッカー協会選手契約書（プロA契約書）」（以下「プロA契約」という）を締結した選手を15名以上保有していること
- (3) 協会の加盟チームに関する規定に定める登録種別の1種、2種、3種および4種に属するチームを有していること
- (4) そのクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」

という)およびトップチームにおいて競技する選手を養成するチーム(以下「サテライトチーム」という)を、双方編成し得ること

- (5) 第21条に定めるホームタウン内に第4章第1節に定める競技場(以下「ホームスタジアム」という)を確保していること
- (6) 第113条および第114条に定める監督およびコーチを保有していること

#### 第19条の2〔J2クラブの資格要件〕

J2クラブは、以下の要件を具備するものでなければならない。

- (1) 日本法に基づき設立された公益法人または発行済株式総数の過半数を日本国籍を有するものが保有する株式会社であること
- (2) プロA契約書を締結した選手を5名以上保有していること
- (3) 協会の加盟チームに関する規定に定める登録種別の1種、2種、3種および4種に属するチームを有していること。ただし、3種および4種に属するチームについては、クラブがJ2クラブとして初めて参加するシーズンを含め3シーズンまでの間に保有するものとする
- (4) ホームスタジアムを確保していること
- (5) 第113条および第114条に定める監督およびコーチを保有していること

#### 第20条〔入会〕

- ① Jリーグは、次の条件を満たす日本フットボールリーグ(JFL)加盟クラブをJ2会員として入会させることができる。
  - (1) 第19条の2第1号ないし第5号の要件を具備すること
  - (2) 日本サッカー協会の諸規程、本規約およびこれらに付随する諸規則を遵守していること
  - (3) JFLにおける年間順位が2位以内であること
- ② J2会員として入会を希望するクラブは、9月30日までに、チェアマンに対し所定の入会申込書を提出しなければならない。
- ③ Jリーグ事務局は、前項の入会申込書を提出したクラブに関し、次の事項を行なう。
  - (1) クラブ責任者および行政当局責任者からの聴聞
  - (2) 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する現地調査
  - (3) クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査
- ④ 理事会は、前項の調査等の結果を踏まえ、入会の可否を審議し、その結果を入会申込みをしたクラブに対し、第2項の申込み期限から2ヶ月以内に、書面で通知する。
- ⑤ 前項により、J2会員としての入会を承認されたクラブは、Jリーグに対し、承認日から1か月以内に、所定の入会金を納入しなければならない。この場合におけるJ2会員としての資格は、所定の入会金の納入完了を条件として、承認日に認められるものとする。

#### 第20条の2〔J1、J2クラブの入れ替え〕



- ① J1における年間順位の低位2クラブがJ2に降格し、J2における年間順位の上位2クラブがJ1に昇格する。
- ② 前項の規定にかかわらず、J2における年間順位の上位2クラブのうち、第19条に規定するJ1クラブの資格要件を理事会が定める期日までに具備する目途がたないJ2クラブがある場合、当該J2クラブはJ1に昇格することができない。
- ③ 前項に基づきJ1に昇格することができないJ2クラブがあった場合、第1項によりJ2に降格することになっていたJ1クラブのうち、年間順位上位のものがJ1に残留する。
- ④ J1クラブおよびJ2クラブ（以下総称して「Jクラブ」という）が会員資格を喪失した場合の入れ替えの処置については、理事会で審議決定する。

### 第20条の3〔入会金および会費〕

- ① J1クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費）を納入しなければならない。
  - (1) 入会金 金 6000 万円
  - (2) 会 費 総会において別途定める金額
- ② J2クラブは、Jリーグに対し、次に定める入会金および会費（年会費）を納入しなければならない。
  - (1) 入会金 金 2000 万円
  - (2) 会 費 総会において別途定める金額
- ③ J2クラブが新たにJ1クラブとなる場合には、第1項第1号に定める入会金を別途納入しなければならない。ただし、1998年度に正会員であったJ2クラブについてはその限りではない。
- ④ J1クラブが降格によってJ2クラブとなる場合、入会金は発生しないものとする。

### 第21条〔Jクラブのホームタウン（本拠地）〕

- ① Jクラブは、理事会の承認を得て特定の市町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合には、複数の市町村または都道府県をホームタウンとすることができる。
  - (1) 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること
  - (2) 支援の中核をなし、市町村の取りまとめ役となる自治体を定めること
  - (3) 活動拠点となる市町村を定めること
- ② Jクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作りを行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- ③ Jクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。
- ④ やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要がある場合には、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、第54条に定める開催期間の途中における申請は認められないものとする。

## 第22条〔Jクラブの権益〕

- ① Jクラブは、原則としてそのホームタウンを含む都道府県を活動区域とする。
- ② Jクラブは、活動区域において主管した公式試合に伴う広告料およびテレビ放送権料等につき、理事会の定めるところにより分配を受けることができる。
- ③ Jクラブは、活動区域におけるサッカースクール、講演その他サッカーに関する諸行事の開催について、優先的にJリーグの公認を受けることができる。
- ④ Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している日には、その活動区域内では原則として協会または協会加盟団体の公式試合は行われないものとする。
- ⑤ Jクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している時間およびその前後2時間を含む時間帯には、原則としてその活動区域内においては、協会が主催または主管する試合のテレビ放送は行われないものとする。
- ⑥ 特別の事情により前2項の定め抵触する公式試合またはテレビ放送を行う必要がある場合には、これにより不利益を受けるおそれのあるJクラブの補償について、Jリーグ、当該Jクラブおよび当該主催団体または協会間で別途協議の上決定するものとする。

## 第23条〔財務内容の開示〕

- ① 人件費・運営費その他の経費の設定に際しては、当該Jクラブの健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。
- ② JクラブはJリーグに対し、各会計年度終了後3か月以内に次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 当該会計年度の貸借対照表および損益計算書
  - (2) 主管した試合およびイベント等の収支明細書
- ③ Jリーグは、いつでも代理人を通じて前項の書類を閲覧することができる。
- ④ Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。

## 第24条〔株主の変更等〕

- ① JクラブはJリーグに対し、各会計年度終了時における株主名簿の写しを提出しなければならない。
- ② Jクラブは、その発行済株式総数の5%を超える株式について株主が変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

## 第25条〔役職員等の禁止事項〕

- ① Jクラブの役員または職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。
  - (1) 他のクラブの役員または職員を兼務すること
  - (2) 他のクラブの株式を保有すること
  - (3) 他のクラブまたは他のクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証もしくはこれらに類する契約を締結すること

- ② Jクラブに所属する選手，監督，コーチおよび役員その他の関係者は，公の場において，協会（審判を含む），Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。

第26条〔名称および活動区域等〕

- ① Jクラブの法人名，チーム名および呼称（以下総称して「名称」という）ならびにホームタウンおよび活動区域は次のとおりとする。

〔J1会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
㈱鹿島アントラーズ・エフ・シー	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市，神栖町，波崎町，潮来町を中心とする地域	茨城県
㈱三菱自動車フットボールクラブ	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッズ	浦和市	埼玉県
㈱東日本ジェイアール古河サッカークラブ	ジェフユナイテッド市原	ジェフユナイテッド市原	市原市	千葉県
㈱日立スポーツ	柏レイソル	柏レイソル	柏市	千葉県
㈱日本テレビフットボールクラブ	F.C. ニッポン	ヴェルディ川崎	川崎市	神奈川県
横浜マリノス㈱	横浜 F・マリノス	横浜 F・マリノス	横浜市	神奈川県
㈱湘南ベルマーレ平塚	ベルマーレ平塚	ベルマーレ平塚	平塚市	神奈川県
㈱エスパルス	清水エスパルス	清水エスパルス	清水市	静岡県
㈱ヤマハフットボールクラブ	ジュビロ磐田	ジュビロ磐田	磐田市	静岡県
㈱名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋グランパスエイト	名古屋市	愛知県
㈱京都パープルサンガ	京都パープルサンガ	京都パープルサンガ	京都市	京都府
㈱ガンバ大阪	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市	大阪府
大阪サッカークラブ㈱	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市	大阪府
㈱ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市	兵庫県
㈱サンフレッチェ広島	サンフレッチェ広島 F.C	サンフレッチェ広島	広島市	広島県
福岡ブルックス㈱	アビスパ福岡	アビスパ福岡	福岡市	福岡県

## 〔J2 会員〕

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン	活動区域
㈱北海道フットボールクラブ	コンサドーレ札幌	コンサドーレ札幌	札幌市	北海道
㈱東北ハンドレッド	ベガルタ仙台	ベガルタ仙台	仙台市	宮城県
(株)山形県スポーツ振興21世紀協会	モンテディオ山形	モンテディオ山形	山形市, 天童市, 鶴岡市を中心とする全県	山形県
エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ(株)	大宮アルディージャ	大宮アルディージャ	大宮市	埼玉県
東京フットボールクラブ(株)	F C 東京	F C 東京	東京都	東京都
富士通川崎スポーツ・マネジメント(株)	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市	神奈川県
㈱ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ	ヴァンフォーレ甲府	ヴァンフォーレ甲府	甲府市, 韮崎市を中心とする30市町村	山梨県
㈱アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	アルビレックス新潟	新潟市	新潟県
㈱サガン鳥栖	サガン鳥栖	サガン鳥栖	鳥栖市	佐賀県
㈱大分フットボールクラブ	大分トリニータ	大分トリニータ	大分市, 別府市, 佐伯市を中心とする全県	大分県

- ② Jクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。
- ③ Jクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

第27条〔準会員〕〈削除〉

---

## 第4章 競 技

---

# 第1節 競技場

## 第28条〔競技場の確保と維持〕

Jクラブは、次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

## 第29条〔競技場〕

- ① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) ピッチは天然芝であり、原則として縦長105 m、横幅68 mであること
  - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて1.5 m以上の芝生部分を確保すること（したがって、縦長108 m以上、横幅71 m以上の芝生部分を確保すること）
  - (3) ゴールのポストおよびバーは、白色かつ丸形（直径12 cm）で、埋込式その他Jリーグが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
  - (4) ゴールネットは白色であること
  - (5) コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポールは、Jリーグ指定のものであること
  - (6) ラインは幅12 cmとし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
- ② フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 競技場の観客席は、下記のとおりとする。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
  - (1) J1クラブ主管公式試合：15,000人以上収容できること
  - (2) J2クラブ主管公式試合：10,000人以上収容できること
- ④ 競技場には、平均1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置しなければならない。

## 第30条〔競技場付帯設備〕

競技場は、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。

- (1) 本部室
- (2) 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
- (3) 記録室（ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、個室であること）
- (4) 医務室
- (5) ドーピングコントロール室
- (6) 警察・消防控室
- (7) 記者室
- (8) カメラマン室
- (9) 来賓席

- (10) 記者席（ピッチ全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、手元照明付きの机を備えていること）
- (11) 場内放送設備
- (12) 放送中継用ブース
- (13) スコアボード（原則として電光掲示盤であること）
- (14) メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
- (15) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール
- (16) 入場券売場
- (17) 飲食物およびサッカー関連グッズ等の販売所

### 第 31 条〔照明装置〕

Jクラブは、競技場の照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

### 第 32 条〔ベンチ〕

- ① ベンチは、原則として次の要件を満たすものでなければならない。
  - (1) ピッチのタッチラインから 5 m 以上離れ、かつ、その一端がハーフウェイラインから 10 m 以内に懸かる位置に設置すること
  - (2) 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
- ② ベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。
- ③ ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置するものとする。

### 第 33 条〔医療施設〕

競技場には、医務室を設置し、かつ、試合開催時には観客等のための医師を待機させなければならない。

### 第 34 条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

Jクラブは、対戦チームの所属する Jクラブ（以下「ビジタークラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

### 第 35 条〔広告看板の設置〕

- ① 競技場には、Jリーグが指定する位置に、Jリーグスポンサーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- ② 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前に Jリーグに届け出て承認を得なければならない。

### 第 36 条〔競技場における告知等〕

- ① ホームゲームを実施する Jクラブ（以下「ホームクラブ」という）は、競技場にお

いて、次の各号の事項を告知しなければならない。

- (1) 選手、審判員およびマッチコミッショナー
  - (2) 試合方式
  - (3) 選手および審判員の交代
  - (4) 得点者および得点時間（得点直後に）
  - (5) ロスタイム
  - (6) 他の試合の途中経過および結果（得点者および得点時間を含む）
  - (7) 入場者実数
  - (8) 前各号のほか、Ｊリーグの指定する事項
- ② ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
- (1) 次の試合の予定の告知
  - (2) 事前にＪリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
  - (3) 音楽放送
  - (4) チームまたは選手に関する情報の告知
  - (5) 前各号のほか、Ｊリーグの承認を得た事項

#### 第 37 条〔公式試合開催指定競技場〕

- ① Ｊリーグは競技場（付帯設備を含む）を検査し、「公式試合開催指定競技場」を定める。
- ② 前項の検査に関する事項は、別途定める「競技場検査要項」による。

#### 第 38 条〔競技場の視察〕

- ① Ｊリーグは、試合開催の可否を確認するため競技場を視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。
- ② チェアマンは、前項の報告を受けたときは、その競技場での試合の実施を中止する決定を下すことができる。
- ③ 前項の中止の決定およびその通知は、試合開催日の 2 か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

#### 第 39 条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

## 第 2 節 公 式 試 合

---

#### 第40条〔公式試合〕

- ① Jリーグにおける公式試合（以下「公式試合」という）とは、次の試合をいう。
  - (1) Jリーグディビジョン1（J1）
  - (2) Jリーグディビジョン2（J2）
  - (3) リーグカップ戦
  - (4) スーパーカップ
  - (5) オールスターサッカー
  - (6) ドリームマッチ
  - (7) 前6号のほか、理事会が指定した試合
- ② Jクラブは、前項第1号または第2号のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

#### 第41条〔参加義務等〕

- ① Jクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会に参加しなければならない。
- ② Jクラブは、所属選手が、代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

#### 第42条〔最強のチームによる試合参加〕

Jクラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。

#### 第43条〔不正行為への関与の禁止〕

JクラブおよびJクラブの役員、選手、監督、コーチその他の関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

#### 第44条〔公式試合の主催等〕

- ① 公式試合は、すべて協会およびJリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Jリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。
- ② Jリーグは、公式試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、Jリーグは、ホームタウン以外の競技場で実施する公式試合を自ら主管することができる。

#### 第45条〔主管権の譲渡〕

JクラブはJリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Jクラブは、本規約上の義務を免れるものではない。



#### 第46条〔競技規則〕

公式試合は、すべて国際サッカー連盟（FIFA）および協会の競技規則に従って実施される。

#### 第47条〔届出義務〕

- ① Jクラブは、次の事項を所定の用紙によりJリーグ事務局に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。
  - (1) 選手
  - (2) 実行委員、運営担当および広報担当等
  - (3) 監督、コーチ、ドクターおよびマッサー等（以下「チームスタッフ」という）
  - (4) 入場料金の体系（年間指定席券その他すべての入場券を含む）
- ② 前項第4号の入場料金は、ビジタークラブの観客に対してもホームクラブの観客と平等の条件で設定されなければならない。ただし、ホームクラブのファンクラブ会員または年間指定席券購入者に対する割引その他合理的理由がある場合にはこの限りではない。

#### 第48条〔出場資格〕

- ① 協会の「選手登録に関する規定」に基づき協会への選手登録を完了した選手のみが、公式試合における出場資格をもつ。
- ② 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行する選手証を持参しなければならない。

#### 第49条〔ユニフォーム〕

- ① 公式試合においては、実行委員会が承認したユニフォームを使用しなければならない。
- ② 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- ③ チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。
- ④ ユニフォームに関する事項は、理事会が制定する「ユニフォーム要項」の定めるところによる。

#### 第50条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Jリーグが、協会検定球の中から認定する。

#### 第51条〔Jクラブの責任〕

- ① ホームクラブは、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員および観客等の安全を確保する責任を負う。
- ② ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負い、ビジタークラブはこれに協力しなければならない。

#### 第 52 条〔選手の健康管理およびドクター〕

- ① Jクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Jクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。
- ② 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会のスポーツ医学委員会が定めるメディカルチェック項目（内科・整形外科的検査、血液検査、尿検査、レントゲン検査、運動負荷検査、体力検査）とする。
- ③ Jクラブは、すべての試合に、ドクターを同行しなければならない。
- ④ ドクターは、選手が試合中または練習中に負傷した場合には、可及的すみやかにJリーグ事務局に対し「Jリーグ傷害報告書」を提出しなければならない。
- ⑤ 2か月以上の休養を必要と判断される重症例、生命に危険がある重篤例、および診断が後日変更された例については、「Jリーグ公式戦傷害経過報告書」を1か月以内にJリーグ事務局に提出しなければならない。

#### 第 53 条〔負傷した選手の活動再開の制限〕

- ① Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。
- ② 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。

## 第 3 節 試 合 の 運 営

---

#### 第 54 条〔リーグ戦・リーグカップ戦の開催期間〕

リーグ戦およびリーグカップ戦は、原則として毎年3月から11月までの間に実施する。

#### 第 55 条〔リーグ戦の開催〕

- ① リーグ戦の試合日程は、次の事項を考慮した実行委員会の審議を経て、理事会が決定する。
  - (1) 開幕権は前シーズンの順位上位チームに与えられること
  - (2) 試合開催が特定の地域に集中しないこと
  - (3) 同一大会でアウェイゲームが3試合以上連続しないこと
- ② リーグ戦は、原則として土曜日または水曜日に開催されるものとする。

#### 第 56 条〔試合日程の遵守〕

Jクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、キックオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

#### 第 57 条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 公式試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
  - (1) ホームクラブが Jリーグ事務局に対し、変更しようとする開催日の 30 日前までに所定の用紙により申請する
  - (2) チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の 20 日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- ② 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、ホームクラブの申請に基づきチェアマンが承認したときは、前 2 項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

#### 第 58 条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会または Jリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

#### 第 59 条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一競技場で 2 試合以上行ってはならない。

#### 第 60 条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Jクラブが主催する地域振興のための試合・イベント等および選手育成のための試合であって、荒天時には中止できるものに限り、Jリーグ事務局長の承認を受け、実施することができる。

#### 第 61 条〔マッチコミッショナー〕

- ① マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、公式試合に派遣される。
- ② マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) キックオフ時刻の 120 分前までに競技場に到着すること
  - (2) 選手証により選手の試合における出場資格を確認し、「メンバー提出用紙」の記載事項に不備があればそのチームに訂正させること
  - (3) キックオフ時刻の 70 分前に双方のチームの監督、実行委員、運営担当（正）、および審判員を集め、留意事項等を確認すること。ただし、ビジタークラブの実行委員、運営担当（正）については、代理出席を認める
  - (4) 試合終了後 24 時間以内に Jリーグ事務局宛に「マッチコミッショナー報告書」を発信すること
  - (5) 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合

- に、所定の手続きにより「緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること
- (6) 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること
  - (7) 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと

#### 第 62 条〔試合の中止の決定〕

試合の中止は、主審が、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員と協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

#### 第 63 条〔不可抗力による開催不能または中止〕

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合には、その勝敗の決定方法は、理事会において協議のうえ決定する。

#### 第 64 条〔敗戦とみなされる場合〕

公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として 0 対 3 で敗戦したものとみなされる。

#### 第 65 条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および試合運営報告書を Jリーグ事務局に提出しなければならない。

#### 第 66 条〔試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が制定する「試合実施要項」の定めるところによる。

#### 第 67 条〔規律委員会による処分〕

次の各号のいずれかに該当する者に対する処分は、規律委員会において審議決定する。

- (1) 退場を命じられた者
- (2) 警告を受けた者
- (3) 前 2 号に相当する不正な行為を行った者

## 第 4 節 非公式試合

---

#### 第 68 条〔有料試合の開催〕

- ① すべての有料試合は、事前にＪリーグ事務局に所定の申請書を提出し、Ｊリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。
- ② 前項の試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。
- ③ 第 1 項の開催申請書の提出期限は、原則として開催日の 3 か月前までとする。

#### 第 69 条〔外国チームとの試合等〕

Ｊクラブが外国のサッカーチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にＪリーグおよび協会の承認を得なければならない。

#### 第 70 条〔興行等への参加禁止〕

Ｊクラブ、選手、監督およびコーチは、事前にＪリーグの承認を得ない限り、Ｊリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等に参加してはならない。

#### 第 71 条〔救済試合〕

救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。

#### 第 72 条〔引退試合〕

引退試合は、公式試合および天皇杯全日本サッカー選手権大会において通算 500 試合以上の出場実績を達成した選手またはＪリーグで活躍し、Ｊリーグの発展に著しく貢献した選手を対象として開催する。

#### 第 73 条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕

- ① 救済試合および引退試合は、当該選手の現所属クラブまたは元所属クラブが、事前にＪリーグ事務局運営部に所定の申請書を提出し、実行委員会の承認を得なければ開催することができない。
- ② 救済試合および引退試合の開催地は、原則として当該試合の開催クラブのホームタウンとする。
- ③ 救済試合および引退試合は、前 2 条に定める理由がある場合に、選手 1 名につき 1 回に限り開催することができる。

#### 第 74 条〔慈善試合〕

- ① Ｊクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- ② 前条第 1 項および第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

## 第5節 試合の収支

### 第75条〔公式試合の費用負担〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

- (1) 運営人件費
- (2) 競技場使用料（付帯設備使用料を含む）
- (3) 競技場仮設設備設置費用（テント設営料等）
- (4) 入場券・招待券の印刷費
- (5) 入場券販売手数料
- (6) 広告宣伝費
- (7) クラブスポンサーの看板等の費用（競技場への掲出料を含む）
- (8) その他の運営に係わる費用

### 第76条〔Jリーグ主管試合の収入の配分〕

Jリーグが主管する公式試合の収入は、理事会が制定する「公式試合出場料規程」の定めるところに従い、Jクラブに配分する。

### 第77条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

- ① 救済試合および引退試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催Jクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- ② 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催クラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

### 第78条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第75条第1号ないし第4号の費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費はJリーグが負担する。

### 第79条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ① ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、ビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ビジタークラブは、ホームクラブに発生した第75条第1号ないし第8号の費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

#### 第 80 条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、その試合の属する大会が終了した後 60 日以内に、協会に納付しなければならない。

#### 第 81 条〔収支報告〕

公式試合の収支報告は、その試合の属する大会が終了した後 30 日以内に、「試合収支決算書」および「大会収支決算書」を Jリーグ事務局に送付することにより行う。

#### 第 82 条〔遠征費用〕

- ① チームの遠征に要する交通費・宿泊費については、理事会が制定する「旅費規程」の定めるところによる。
- ② ホームクラブの都合によりホームタウン以外の競技場で試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費・宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。

## 第 6 節 表 彰

---

#### 第 83 条〔リーグ表彰〕

Jリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。

#### 第 84 条〔功労者表彰〕

- ① Jリーグは、Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- ② 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

#### 第 85 条〔表彰規程〕

前 2 条に基づく表彰に関する事項は、理事会が制定する「J1 表彰規程」および「J2 表彰規程」の定めるところによる。

#### 第 86 条〔特別表彰〕

第 83 条および第 84 条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

---

## 第 5 章 選 手

---

## 第 87 条〔誠実義務〕

- ① 選手は、協会の寄附行為および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともに Jクラブの諸規則を遵守し、Jクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

## 第 88 条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) Jクラブの指定するすべての試合への出場
- (2) Jクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) Jクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) Jクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) Jクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
- (6) Jクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、Jリーグ等が指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのJクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のJクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のJクラブの同意の取得
- (12) その他Jクラブが必要と認めた事項

## 第 88 条の 2〔ドーピングの禁止〕

- ① Jリーグは、選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピングテストを実施する。
- ② 選手は、Jリーグからドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否することはできない。
- ③ ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項は、理事会が制定する「ドーピング禁止規程」の定めるところによる。
- ④ 「ドーピング禁止規程」に違反した選手またはJクラブに対しては、同規程の定めるところに従い、制裁を科すことができる。

## 第 89 条〔禁止事項〕

選手は、次の各行為を行ってはならない。

- (1) Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示
- (2) 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレー



ニングの内容等)の部外者への開示

- (3) 国際サッカー連盟(FIFA)が定める禁止物質の使用
- (4) Jクラブ、協会およびJリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
- (5) Jクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
- (6) Jクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他Jクラブにとって不利益となる行為

#### 第90条〔費用の負担および用具の使用〕

- ① 選手がJクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Jクラブが負担する。
- ② 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Jクラブが支給したものを使用しなければならない。

#### 第91条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにJクラブに通知し、Jクラブの指示に従わなければならない。

#### 第92条〔選手契約〕

- ① Jクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Jクラブに帰属する。
- ② Jクラブは、選手との「日本サッカー協会選手契約書」の締結に際し、契約の期間満了後に移籍金なく他クラブへ移籍できる旨、または移籍に際し、移籍金の一部もしくは全部を選手本人に支払う旨の特約を付してはならず、その他本規約または「選手移籍に関する規定」の趣旨に反する約定を行ってはならない。
- ③ Jクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをJリーグに提出しなければならない。
- ④ Jリーグは、Jクラブの事前の同意がない限り、前項の写しを第三者に開示しないものとする。

#### 第93条〔選手の報酬等〕

- ① Jクラブは選手に対し、前条第3項に基づきJリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- ② Jクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

#### 第94条〔支度金〕

Jクラブが、新規採用した選手または移籍した選手に対し、支度金を支払う場合は、理事会が制定する「支度金支給基準規程」の定めるところによる。

#### 第 95 条〔代理人等〕

Jクラブと選手との契約に関し、弁護士、FIFA 選手代理人以外の者は、代理人、仲介人等名称のいかんにかかわらず、かつ、直接であると間接であることを問わず、一切関与してはならない。

#### 第 96 条〔未成年者〕

選手が、契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

#### 第 97 条〔選手の肖像等の使用〕

- ① 選手は、第 88 条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- ② 選手は、Jクラブから指名を受けた場合、Jクラブ、協会およびJリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下広告宣伝等）に原則として無償で協力しなければならない。
- ③ 選手は、次の各号について事前にJクラブの書面による承諾を得なければならない。
  - (1) テレビ・ラジオ番組への出演
  - (2) イベントへの出演
  - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
  - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ④ 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Jクラブと選手が協議して定める。

#### 第 98 条〔契約に関する紛争の解決〕

Jクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Jクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Jクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

---

## 第 6 章 登録および移籍

---

### 第 1 節 登 録

---

#### 第 99 条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

Jクラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。

#### 第100条〔未登録の選手〕

Jクラブは、前条の選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

## 第2節 移 籍

---

#### 第101条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕

Jリーグに所属する選手の移籍は、協会および理事会が定める選手移籍に関する規定に従って行わなければならない。

#### 第102条〔契約更新の通知〕

Jクラブが、現に所属する選手との「日本サッカー協会選手契約書」を更新しようとするときは、契約期間満了日の属する年の前年の11月30日（日曜その他の休日である場合はその前日、以下も同様とする）までに、選手に対し、契約条件を明示した書面により、その旨を通知しなければならない。

#### 第103条〔専属交渉期間〕

Jクラブが前条の通知をした場合、同年12月1日から12月31日までの期間は、現Jクラブとの専属交渉期間とし、この期間内においては、当該選手は他のJクラブと移籍に関する交渉を行ってはならず、かつ、他のJクラブも、当該選手と移籍の交渉その他一切の接触をしてはならない。

#### 第104条〔通知の効果〕

- ① 第102条による更新の通知の内容が現在の契約条件を下回らない場合において、通知を受けた選手が同年12月31日までに諾否の通知をしなかったときは、当該契約条件をもって契約を更新することを承諾したものとみなす。
- ② 第102条による更新の通知の内容が現在の契約条件を下回る場合において、通知を受けた選手が同年12月31日までに諾否の通知をしなかったときは、当該契約条件をもって契約を更新することを拒絶したものとみなす。

#### 第105条〔移籍リストへの登録〕

選手がJクラブが通知した契約条件による契約更新を拒絶した場合（選手が自ら引退を表明した場合および前条第2項により拒絶したものとみなされる場合を含む）には、Jクラブは、当該選手を、遅くとも翌年1月第1金曜日（ただし、その日がJリーグ事務局の営業日でない時は、翌週の金曜日）までに、「移籍リスト」に登録申請しなければならない。

#### 第106条〔他のクラブとの自由交渉権〕

「移籍リスト」に登録された選手は、以後自由に他のJクラブと移籍に関する交渉を行う権利（以下「自由交渉権」という）を有する。

#### 第107条〔元のクラブとの交渉権の喪失〕

- ① 「自由交渉権」を取得した選手は、以後、現に所属するクラブに対し、契約更新に関する交渉を申し入れることはできない。ただし、現に所属するJクラブから当該選手に対する交渉の申し入れについてはこの限りではない。
- ② 前項ただし書により再度の交渉を申し入れる場合、現に所属するJクラブは、当初に提示した報酬額を減額することができる。

#### 第108条〔優先契約権の行使〕〈削除〉

#### 第109条〔更新を希望しない場合〕

- ① Jクラブが、選手との契約更新を希望しない場合には、契約期間満了日の属する年の前年の11月30日までに、書面により、その旨を通知しなければならない。
- ② 前項の場合、Jクラブは当該選手を、同年12月1日以降可及的すみやかに「移籍リスト」に登録するものとする。

#### 第110条〔最終提示額証明書〕

Jクラブは、現に所属する選手との契約を更新しないことが確定したときは、ただちに、当該選手との契約更新に関する交渉において最終的に提示した報酬額（基本報酬の年額および出場報酬の総額、以下も同様とする）を明記した書面（以下「最終提示額証明書」という）を、当該選手に対し発行しなければならない。

#### 第111条〔移籍リストの運用〕

- ① 「移籍リスト」には、選手の氏名、生年月日、現在（または最終）の所属Jクラブの名称、契約終了時期および登録日を記載するものとする。
- ② 「移籍リスト」への登録および抹消の手続きは、「移籍リスト登録申請書」によるものとする。

#### 第112条〔移籍承諾書発行依頼書〕

選手の報酬および移籍金について合意が成立したときは、移籍先クラブは移籍元クラブに対し、「移籍承諾書発行依頼書」を提出する。

---

## 第7章 監督およびコーチ

---

### 第113条〔トップチームの監督〕

Jクラブのトップチームは、監督として、協会が認定したS級コーチライセンスを保有する者を置かなければならない。

### 第114条〔トップチーム以外の監督またはコーチ〕

Jクラブのトップチーム以外のチームは、監督またはコーチとして、協会が認定した次の各号に定めるコーチライセンスを保有する者を1名以上置かなければならない。

- (1) サテライトチーム：B級以上
- (2) 2種、3種および4種チーム：C級以上

### 第115条〔例 外〕

次の要件を具備する者は、事前に協会およびJリーグの承認を得た場合に限り、例外として、前2条に定める監督またはコーチとなり得る。

- (1) 外国における経験に照らし前2条に定めるコーチライセンスと同等以上の資格を有していると認められること
- (2) 指導者としてふさわしい人格、識見を有すること

### 第116条〔研修への参加義務〕

すべての監督またはコーチは、協会またはJリーグが指定する研修会に参加しなければならない。

### 第117条〔選手兼務の禁止〕

監督およびコーチは、選手として登録することはできない。

### 第118条〔契約等〕

- ① Jクラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しをJリーグに提出しなければならない。
- ② 監督およびコーチは、同一期間に複数のクラブと契約を締結することはできない。
- ③ 第97条〔選手の肖像等の使用〕第1項ないし第4項の規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。

### 第119条〔守秘義務〕

監督およびコーチは、職務の遂行を通じて知り得た協会、JリーグまたはJクラブの秘密ないし内部事情を、第三者に開示または漏洩してはならない。

---

## 第 8 章 審 判

---

### 第 120 条〔資格要件〕

- ① 公式試合の主審および副審（以下総称して「審判」という）は、協会の認定する 1 級審判員の資格を有する者でなければならない。
- ② 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判となり得る。
- ③ 公式試合の予備審判員は、協会の認定する 2 級以上の審判資格を有するものでなければならない。

### 第 121 条〔指 名〕

- ① Jリーグは、協会の審判委員会に対し、J1 および J2 の主審・副審の指名を要請するものとする。
- ② 前項の指名は、1 年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、変更および主審・副審間の変更を妨げない。

### 第 122 条〔審判の服装および用具〕

審判は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

### 第 123 条〔身分証〕

審判は、Jリーグが交付する身分証を携帯するものとする。

### 第 124 条〔手当等〕

審判に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」の定めるところによる。

### 第 125 条〔保 険〕

Jリーグは、審判の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Jリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

---

# 第9章 収益事業

---

## 第1節 各種の事業

---

### 第126条〔収益事業〕

Jリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事业を行うものとし、各Jクラブはこれに積極的に協力するものとする。

### 第127条〔テレビ・ラジオ放送権〕

- ① 公式試合のテレビ・ラジオ放送権は、すべてJリーグに帰属する。
- ② 前項の放送権の取扱いについては、理事会において定める。

### 第128条〔その他の事業〕

Jリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) サッカー用具の認定および検定に関する事業
- (2) 広報・出版に関する事業
- (3) 商品化に関する事業
- (4) その他理事会において定める事業

### 第129条〔Jリーグ・スポンサー〕

公式試合のスポンサーシップに関する事項については、理事会において定める。

### 第130条〔収入の配分〕

前4条の事業に基づく収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

## 第2節 商品化に関する基本原則

---

### 第131条〔定義〕

本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) マーク等 JリーグまたはJクラブの名称、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標その他JリーグまたはJクラブを表示するもの
- (2) 商品化権 マーク等を使用して商品を製造・販売する権利

- (3) 「ケース・J」 Jリーグのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (4) 「ケース・J+全クラブ」 JリーグおよびすべてのJクラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (5) 「ケース・J+J1全クラブ」 JリーグおよびJ1全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (6) 「ケース・J+J2全クラブ」 JリーグおよびJ2全クラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (7) 「ケース・J+1クラブ」 Jリーグおよびある単一のJクラブのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (8) 「ケース・1クラブ」 ある単一のJクラブのみのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

#### 第132条〔商品化権の帰属〕

- ① マーク等の商品化権の帰属は、原則として次のとおりとする。
  - (1) 「ケース・J」, 「ケース・J+全クラブ」, 「ケース・J+J1全クラブ」 および 「ケース・J+J2全クラブ」 は、Jリーグに専属的に帰属する。
  - (2) 「ケース・J+1クラブ」 は、Jリーグおよび当該Jクラブに帰属する。
  - (3) 「ケース・1クラブ」 は、当該Jクラブに帰属する。
- ② JリーグおよびJクラブは、それぞれのマーク等を自己の費用負担と責任において開発・登録・管理するものとする。

#### 第133条〔商品化権の実際上の運用基準〕

前条の規定にかかわらず、マーク等の商品化権の実際上の行使は次のとおりとする。

- (1) 「ケース・J」, 「ケース・J+全クラブ」, 「ケース・J+J1全クラブ」, 「ケース・J+J2全クラブ」 および 「ケース・J+1クラブ」 は、Jリーグのみが行使する。
- (2) 「ケース・1クラブ」 は、Jクラブのみが行使する。
- (3) Jリーグは、前2号の商品化権を第三者に許諾することができるものとする。ただし、この場合、当該第三者がJクラブに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件とする。

#### 第134条〔事前の申請〕

Jクラブおよび前条第3号に基づき許諾を受けた第三者は、商品化に先立ち、各商品ごとにその素材、形状等をJリーグ事務局事業部に申請しなければならない。

#### 第135条〔Jリーグ事務局長による承認〕

前条の申請についての承認の可否は、商品化に関する規定に基づいてJリーグ事務局長が決定する。

#### 第136条〔肖像等〕



- ① Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という）の肖像、氏名、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする。ただし、特定の選手等の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。
- ② Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

#### 第137条〔収入の配分〕

商品化権の行使によるJリーグの収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。

---

## 第10章 紛争解決

---

### 第1節 裁定委員会

---

#### 第138条〔設置〕

本規約に関連する紛争の解決および本規約に基づく制裁に関するチェアマンの諮問機関として裁定委員会を設置する。

#### 第139条〔組織および委員〕

- ① 裁定委員会は、5名以内の委員をもって組織する。
- ② 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得てチェアマンが任命する。
- ③ 委員は、Jリーグの理事もしくは事務局職員またはJクラブの役員もしくは職員を兼ねることができない。
- ④ 委員は、非常勤とする。

#### 第140条〔委員の任期〕

- ① 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- ② 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第141条〔委員長〕

- ① 裁定委員会に委員長を置く。
- ② 委員長は、委員が互選する。

- ③ 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- ④ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

#### 第142条〔事務局〕

裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に事務局を置く。

#### 第143条〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規約に定める事項を除き、理事会が制定する「裁定委員会規程」の定めるところによる。

## 第2節 チェアマンの決定

---

#### 第144条〔チェアマンの決定を求める申立〕

- ① Jリーグに所属する団体および個人は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
  - (1) 選手の契約に関するJクラブと選手との間の紛争
  - (2) 選手の移籍に関するJクラブ相互間またはJクラブと選手との間の紛争
  - (3) 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- ② 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

#### 第145条〔裁定委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、まず裁定委員会が申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、書面により裁定案を答申するものとする。

#### 第146条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Jリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

#### 第147条〔和解〕

申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

---

# 第 11 章 制 裁

---

## 第 1 節 総 則

---

### 第 148 条〔チェアマンによる制裁および調査〕

- ① チェアマンは、JクラブまたはJクラブに所属する個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む、以下同じ）が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、制裁を科することができる。
- ② チェアマンは、前項の制裁を科すに際し、自ら、または裁定委員会もしくは関連する専門委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- ③ 前項の調査の対象となったJクラブまたはJクラブに所属する個人は、当該調査に協力しなければならない。
- ④ Jクラブに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
  - (1) 譴 責 始末書を取り、将来を戒める
  - (2) 除 名 Jリーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を要する）
- ⑤ Jクラブに所属する個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
  - (1) 譴 責 始末書を取り、将来を戒める
  - (2) 資格停止 始末書を取り、違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合の出場資格を停止する
  - (3) 無期限の資格停止 期限を定めなくて公式試合の出場資格を停止する

### 第 149 条〔制裁金の併科〕

- ① チェアマンは、Jクラブに対し前条第4項の制裁を科すにあたり、制裁金を併科することができる。
- ② Jクラブに対する制裁金は、1件につき3000万円以下とする。

### 第 150 条〔裁定委員会への諮問〕

チェアマンは、前2条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

### 第 151 条〔制裁金の納付〕

制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後30日以内に、Jリーグの指定する方

法により納付しなければならない。

#### 第 152 条〔制裁金の合算〕

同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

#### 第 153 条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせた Jクラブまたは Jクラブに所属する個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。

#### 第 154 条〔両罰規定〕

Jクラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属する Jクラブに対しても制裁を科することができる。ただし、当該 Jクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

#### 第 155 条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の 2 倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

#### 第 156 条〔酌量減輕〕

- ① 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。
- ② 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

## 第 2 節 Jクラブに対する制裁金

---

#### 第 157 条〔届出等に関する規約違反〕

次の各号のいずれかに該当する Jクラブに対しては、100 万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第 23 条〔財務内容の開示〕第 1 項の規定に違反して所定の書類を提出せず、または虚偽の記載をした書類を提出したとき
- (2) 第 24 条〔株主の変更等〕第 1 項の規定に違反して株主名簿の写しを提出せず、または虚偽の記載をした株主名簿の写しを提出したとき
- (3) 第 110 条〔最終提示額証明書〕の規定に違反して「最終提示額証明書」を発行せず、または虚偽の記載をした「最終提示額証明書」を発行したとき

#### 第 158 条〔競技の運営等に関する規約違反〕

次の各号のいずれかに該当する Jクラブに対しては、300 万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第 47 条〔届出義務〕第 1 項または第 2 項の規定に違反して所定の事項の届出を

せず、または入場料金を所定の条件で設定しなかったとき

- (2) 第49条〔ユニフォーム〕第1項または第2項の規定に違反して所定の条件を満たすユニフォームを使用しなかったとき
- (3) 第118条〔契約等〕第1項の規定に違反して所定の写しを提出せず、または虚偽の内容の写しを提出したとき

#### 第159条〔契約更新手続に関する規約違反〕

次の各号のいずれかに該当するJクラブに対しては、500万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第102条〔契約更新の通知〕の規定に違反して所定の書面による通知をせず、または虚偽の内容を通知したとき
- (2) 第109条〔更新を希望しない場合〕の規定に違反して所定の書面による通知をせず、または虚偽の内容を通知したとき

#### 第160条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(1)〕

次の各号のいずれかに該当するJクラブに対しては、1000万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第24条〔株主の変更等〕第2項の規定に違反して理事会の承認を得ずに株主を変更したとき
- (2) 第41条〔参加義務等〕第2項の規定に違反して選出された選手を試合に参加させなかったとき
- (3) 第60条〔抱き合わせ開催の禁止〕の規定に違反して公式試合を他のイベント等と抱き合わせで開催したとき
- (4) 第134条〔事前の申請〕の規定に違反して所定の手続を経ずに商品化を行ったとき

#### 第161条〔Jクラブの義務等に関する規約違反(2)〕

次の各号のいずれかに該当するJクラブに対しては、1500万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第42条〔最強のチームによる試合参加〕の規定に違反して最強のチームをもって試合に臨まなかったとき
- (2) 第51条〔Jクラブの責任〕の規定に違反して安全確保を怠り、または適切な態度を保持するよう努めなかったとき
- (3) 第56条〔試合日程の遵守〕の規定に違反して試合日程を遵守しなかったとき
- (4) 第68条〔有料試合の開催〕の規定に違反して事前にJリーグの承認を得ずに有料試合を開催したとき
- (5) 第69条〔外国チームとの試合等〕の規定に違反して事前に協会およびJリーグの承認を得ずに外国チームと試合を行ったとき
- (6) 第70条〔興行等への参加禁止〕の規定に違反して事前にJリーグの承認を得ずに第三者が主催するスポーツの試合またはイベント等に参加したとき
- (7) 第92条〔選手契約〕第2項の規定に違反して所定の写しを提出せず、または虚

偽の内容の写しを提出したとき

- (8) 第 95 条〔代理人等〕の規定に違反して J クラブと選手との契約に関し、弁護士、FIFA 選手代理人以外の者を代理人等として関与させたとき
- (9) 第 103 条〔専属交渉期間〕の規定に違反して選手と移籍に関する交渉または接触をしたとき
- (10) 第 148 条〔チェアマンによる制裁および調査〕第 3 項の規定に違反して調査に協力しなかったとき

#### 第 162 条〔J クラブの義務等に関する規約違反(3)〕

次の各号のいずれかに該当する J クラブに対しては、3000 万円以下の制裁金を科す。

- (1) 第 41 条〔参加義務等〕第 1 項の規定に違反して所定の試合に参加しなかったとき
- (2) 第 43 条〔不正行為への関与の禁止〕の規定に違反して試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与したとき
- (3) 第 93 条〔選手の報酬等〕第 1 項の規定に違反して選手に対して所定の報酬以外の金銭または利益を供与したとき
- (4) 第 100 条〔未登録の選手〕の規定に違反して未登録の選手を公式試合に出場させたとき

## 第 3 節 反 則 金

---

#### 第 163 条〔アンフェアなプレイに対する反則金〕

- ① 反則ポイントの年間合計数が以下のポイントを超えた J クラブに対し、理事会は 100 万円以下の反則金を課すものとする。
  - (1) J 1：90 ポイント
  - (2) J 2：108 ポイント
- ② 前項の反則ポイントの対象試合は、リーグ戦に限るものとする。

#### 第 164 条〔反則ポイントの計算方法〕

前条の反則ポイントの計算は、退場 1 回につき 3 ポイント（同一試合における警告 2 回による退場も同様とする）、警告 1 回につき 1 ポイント、出場停止 1 試合につき 3 ポイントとして加算する。

---

## 第 12 章 最終的拘束力

---

### 第 165 条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定は Jリーグにおいて最終のものであり、当事者および Jリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

---

## 第 13 章 改 正

---

### 第 166 条〔改 正〕

本規約の改正は、理事会の発議に基づく総会の議決により、これを行う。

---

## 第 14 章 附 則

---

### 第 1 条〔施行期日〕

本規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

---

#### 〔改 正〕

平成 6 年 2 月 15 日

平成 7 年 2 月 28 日

平成 8 年 2 月 20 日

平成 9 年 2 月 18 日

平成 10 年 2 月 17 日

平成 11 年 2 月 16 日

---

# 実行委員会規程

---

## 第1条〔目的〕

本規程は、「定款」および「Ｊリーグ規約」に基づき、実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

## 第2条〔構成〕

- ① Ｊ１およびＪ２にそれぞれ実行委員会を設置する。
- ② Ｊ１に設置する実行委員会を「Ｊ１実行委員会」、Ｊ２に設置する実行委員会を「Ｊ２実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、Ｊ１およびＪ２の実行委員会を総称する。
- ③ 各委員会を構成する委員は次のとおりとする。
  - (1) Ｊ１実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ１クラブから１名ずつ選任された代表
  - (2) Ｊ２実行委員会 チェアマン、担当理事およびＪ２クラブから１名ずつ選任された代表

## 第3条〔資格要件〕

Ｊクラブが選任する実行委員は、Ｊクラブの代表取締役または理事長（原則としていずれも常勤）であることを要する。

## 第4条〔任期〕

- ① 実行委員の任期は１年とする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員の任期は、他の実行委員の任期が満了すべき時までとする。
- ② 実行委員は、再任されることができる。
- ③ 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

## 第5条〔招集〕

Ｊ１実行委員会、Ｊ２実行委員会は、原則として毎月１回招集し、その他必要があるごとに随時招集する。

## 第6条〔招集権者および議長〕

- ① Ｊ１実行委員会、Ｊ２実行委員会は、チェアマンが招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故あるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- ② Ｊ１実行委員会、Ｊ２実行委員会の各委員会における委員総数の3分の2以上から



会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された委員会を招集しなければならない。

- ③ J1実行委員会、J2実行委員会の招集は、予め各委員会において定めた期日の場合を除き、各実行委員および担当理事に対し、会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

#### 第7条〔権限〕

- ① 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- ② 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。
- (1) リーグ運営の基本方針に関する事項
  - (2) 事業計画および事業報告に関する事項
  - (3) 予算および決算に関する事項
  - (4) 試合実施に関する事項
  - (5) スポンサー契約に関する事項
  - (6) 放送権に関する事項
  - (7) 商品化権に関する事項
  - (8) 公式試合に派遣されるマッチコミッショナーの推薦

#### 第8条〔定足数および決議要件〕

J1実行委員会、J2実行委員会の決議は、各委員会における委員現在数の3分の2以上が出席し、その出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### 第9条〔代理出席〕

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、委員の代理人としてJ1実行委員会またはJ2実行委員会に出席し、議決権を行使することができる。

#### 第10条〔関係者の出席〕

- ① 協会の役付理事は、J1実行委員会、J2実行委員会に出席し、意見を述べることができる。
- ② J1実行委員会、J2実行委員会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

#### 第11条〔議事録〕

J1実行委員会、J2実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これをJリーグ事務局に保存する。

#### 第12条〔事務局〕

J1実行委員会、J2実行委員会に関する事務は、Jリーグの事務局長が統括する。

第13条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第14条〔施行〕

本規程は、平成6年8月16日から施行する。

---

〔改正〕

平成7年2月28日

平成9年2月18日

平成11年2月16日

---

# 専門委員会規程

---

## 第1条〔趣旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第16条第2項に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

## 第2条〔組織・運営〕

- ① 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員若干名をもって、これを組織する。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有し、または学識経験者の中から、チェアマンが任命する。
- ③ 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- ④ 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

## 第3条〔委員の登録〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Jリーグ事務局が管理する「専門委員会名簿」に登録する。
  - (1) 氏名および住所（連絡先）
  - (2) 任期
  - (3) 職業および勤務先
  - (4) その他の必要事項
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なくJリーグ事務局に届け出なければならない。

## 第4条〔任期〕

- ① 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ② 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

## 第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

## 第6条〔各専門委員会の職務〕

- ① 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
  - (1) 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
  - (2) その他チェアマンから特に指示された事項

- ② 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

---

〔改正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成8年2月20日

平成10年2月17日

平成11年2月16日

# 〔別表1〕 所 管 事 項

専門委員会の名称	所 管 事 項
1. 規律委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ピッチおよびその周辺部分ならびに競技場内外における懲罰事由の調査および処分の決定</li> <li>(2) Jリーグに対する社会一般の評価を悪化させるおそれのある事項の防止に関する検討・立案</li> <li>(3) スポーツマンシップおよび秩序維持に関する事項の検討・立案</li> <li>(4) その他規律および懲罰に関する事項の検討・立案</li> </ul>
2. 審判委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審判技術の指導に関する事項</li> <li>(2) 審判員の養成に関する事項</li> <li>(3) その他審判に関する事項の検討・立案</li> </ul>
3. 技術委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 強化方針に基づく技術指導</li> <li>(2) サッカー技術に関する調査・研究</li> <li>(3) 指導者の資格（ライセンス）に関する事項</li> <li>(4) 指導者の養成・研修に関する事項</li> <li>(5) 長期的展望に立った、ユース育成のための諸方策の企画・立案</li> <li>(6) その他サッカー技術および指導者に関する事項の検討・立案</li> </ul>
4. スポーツ医学委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公式試合における、競技場内医事運営に関する事項</li> <li>(2) 医学的検査、外傷・傷害の処置を含む選手の健康管理の指導に関する事項</li> <li>(3) メディカルチェックに関する事項</li> <li>(4) その他のスポーツ医学に関する事項の検討・立案</li> </ul>

専門委員会の名称	所 管 事 項
5. 法務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款, Jリーグ規約および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案</li> <li>(2) 選手契約の法的解釈・運用に関する事項</li> <li>(3) サッカーに関する外国の制度, 規程等の調査・検討</li> <li>(4) チェアマンから特に指定された事項の調査・検討</li> <li>(5) その他法務関連事項に関する検討・立案</li> </ul>
6. マッチコミッショナー委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) マッチコミッショナー業務内容の企画・立案</li> <li>(2) マッチコミッショナー選考基準の企画・立案</li> <li>(3) マッチコミッショナー候補者の推薦・選考</li> <li>(4) マッチコミッショナー研修会の企画・立案</li> <li>(5) マッチコミッショナー報告書, 緊急報告書の管理</li> <li>(6) マッチコミッショナーの割当て</li> <li>(7) 各種通達事項作成</li> </ul>
7. ドーピングコントロール委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ドーピングコントロールに関する業務内容の企画・立案</li> <li>(2) ドーピングコントロールコーディネーター, ドーピングドクターおよびメディカルエスコートの選考基準の作成および指名</li> <li>(3) アンチ・ドーピングに関する啓蒙活動</li> <li>(4) アンチ・ドーピングに関する研修・情報交換に関する事項</li> <li>(5) ドーピングコントロール報告書の管理</li> <li>(6) 各種通達事項の作成</li> </ul>

---

# 主管権譲渡規程

---

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第45条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

## 第2条〔主管権の譲渡〕

- ① Jクラブは、Jリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。
- ② 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県サッカー協会が負担する。
- ③ Jクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Jリーグ規約」に定めるJクラブの義務を免れるものではない。

## 第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県サッカー協会は、Jリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

## 第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- (1) 主管権を譲渡しようとするJクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県サッカー協会との連名にて、Jリーグ事務局に対し所定の申請書（様式1または様式2）により申請する
- (2) Jリーグ事務局は、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のJクラブに対し通知する

## 第5条〔譲渡金および純益の配分〕

- ① 本規程に基づく主管権の譲渡の対価は、金2000万円（消費税を含まない）以上とする。ただし、Jサテライトリーグについては金50万円（消費税を含まない）以上とする。
- ② Jサテライトリーグのホームゲームの主管権を譲渡したJクラブは、原則として当該試合の総収入から必要経費（譲渡金を含む）を控除した純益の30%相当額を、譲渡先都道府県サッカー協会から受領するものとする。

第6条〔テレビ・ラジオ放送権〕

譲渡試合のテレビ・ラジオ放送権は、Jリーグに帰属する。

第7条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Jリーグ規約」および「試合実施要項」の定めるところによる。

第8条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

---

〔改正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成11年2月16日



平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ  
チェアマン 川 淵 三 郎 殿

(住所)  
甲〔譲渡するJクラブ〕 (名称)  
(代表者) (印)

(住所)  
乙〔譲受ける都道府県 (名称)  
サッカー協会〕 (代表者) (印)

## 主管権譲渡承認申請書〔様式Ⅰ〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

### 記

1	譲渡試合	①日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Jリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Jリーグ規約第75条の必要経費を負担する。
		②遠征費用	乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。
		③その他	(1)マッチコミッショナーならびに主審および副審2名の旅費等はJリーグが負担する。 (2)予備審判員の旅費等は乙が負担する。 (3)試合使用球7個は甲が準備する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からJリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Jリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてJリーグに提供する。

		④協会納付金	乙は、協会納付金（入場料収入の5%相当額）を、甲を經由して協会に納付する。
		⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を經由してJリーグの承認を得る。
5	放送権	テレビ・ラジオ放送権はJリーグに帰属する。	
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。	
7	広告掲載等	乙は、競技場に掲出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を經由してJリーグの承認を得る。	
8	譲渡の対価	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円 (ただし、消費税を含まない)とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Jリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後援	
		②協力	
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を經由してJリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。	
11	協議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Jリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびJリーグが誠意をもって協議の上決定する。	

以上

〔注〕：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

## 承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ  
 チェアマン 川 淵 三 郎 (印)

承認番号	平成 年・第	号
------	--------	---

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ  
チェアマン 川 淵 三 郎 殿

(住所)  
甲〔譲渡するJクラブ〕 (名称)  
(代表者) (印)

(住所)  
乙〔譲受ける都道府県 (名称)  
サッカー協会〕 (代表者) (印)

## 主管権譲渡承認申請書〔様式2〕

——Jサテライトリーグ用——

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

### 記

1	譲渡試合	①日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Jリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Jリーグ規約第75条の必要経費を負担する。
		②遠征費用	乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。
		③その他	(1)主審および副審2名の旅費等はJリーグが負担する。 (2)マッチコミッショナーおよび予備審判員の旅費等は乙が負担する。 (3)試合使用球2個は甲が準備する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からJリーグに報告する。

		③招待券	乙は、Ｊリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてＪリーグに提供する。
		④事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を經由してＪリーグの承認を得る。
5	放送権		テレビ・ラジオ放送権はＪリーグに帰属する。
6	ポスター等		ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。
7	広告掲載等		乙は、競技場に掲出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を經由してＪリーグの承認を得る。
8	譲渡の対価	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円 (ただし、消費税を含まない) および純益の30%相当額とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Ｊリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後援	
		②協力	
10	収支報告		乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を經由してＪリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。
11	協議		本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Ｊリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびＪリーグが誠意をもって協議の上決定する。

以上

[注]：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

## 承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

社団法人 日本プロサッカーリーグ  
 チェアマン 川 淵 三 郎 (印)

承認番号	平成 年・第	号
------	--------	---

---

# 公式試合出場料規程

---

## 第1条〔目的〕

本規程は、「Jリーグ規約」第76条に基づき、Jリーグの公式試合に出場するチームを保有する正会員たるJクラブに対して支給される対価（以下「出場料」という）について定める。

## 第2条〔出場料の計算方法〕

- ① 各Jクラブの出場料は、公式試合収入総額の95%以内の金額を予め理事会で定めた配分方法により算出した金額とする。
- ② 年度毎の出場料算出基準は、各年度初めに決定する。
- ③ 第1項の収入とは、協賛金および入場料の合計金額をいう。

## 第3条〔出場料の計算年度〕

出場料の計算年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

## 第4条〔出場料の支給方法〕

- ① 出場料の支給方法は、次のとおりとする。
  - (1) 毎年3月31日までに、当年の2月末日に終了する計算年度に関する出場料を決定する
  - (2) 前号により決定した出場料を、当年の4月30日までに各Jクラブに対して支給する
- ② 前項の規定にかかわらず、理事会および全てのJクラブが承認した場合には、計算年度の途中において、出場料の2分の1に相当する金額を、中間金として支給することができる。
- ③ 前項に基づき支給した中間金は、第1項に基づく支給額から控除されるものとする。

## 第5条〔付則〕

- ① 本規程は、平成5年3月1日から実施する。

---

### 〔改正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成11年2月16日

---

# 旅 費 規 程

---

## 第1条〔目 的〕

本規程は、Ｊリーグ規約第82条および第124条に基づき、選手、監督、コーチおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

## 第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- ① 公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
  - (1) 人員数は24名（役員およびチームスタッフ8名、選手16名）を上限とする
  - (2) 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする  
ただし、
    - イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
    - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
  - (3) 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金2万円とする  
ただし、
    - イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く
    - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある
- ② 前項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するＪクラブが負担する。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項に基づき計算した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Ｊリーグは実行委員会の定める方法により、その差額を補填する。

## 第3条〔Ｊサテライトリーグ〕

- ① Ｊサテライトリーグにおけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
  - (1) 人員数は22名（役員およびチームスタッフ6名、選手16名）を上限とする
  - (2) 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする  
ただし、
    - イ. 在来線による場合は普通車の特急またはＢ寝台とする
    - ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある
  - (3) 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金1万5000円とする
- ② 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満の場合には、前項第3号の費用は除かれるものとする。
- ③ 前2項に基づき算出した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場

合、Ｊリーグは実行委員会の定める方法により、その差額を補填する。

#### 第４条〔審判員の交通費・宿泊費〕

- ① 公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。
  - (1) 宿泊費は、１泊につき金２万円とする  
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が２００km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める
  - (2) 交通費は、次の基準により支給する
    - イ．片道１００km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする。ただし、主審についてはグリーン車の利用を認める
    - ロ．タクシーの利用が不可避の場合には、タクシーの利用を認める
    - ハ．試合開催地が自宅所在地と同一県内にある場合は一律金２０００円とし、超過分は実費精算とする
- ② Ｊサテライトリーグ戦の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。
  - (1) 宿泊費は、１泊につき金１万５０００円とする  
ただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が２００km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める
  - (2) 交通費は、次の基準により支給する
    - イ．片道１００km以上のときは、グリーン車の特急、寝台の往復とし、新幹線利用の場合は普通車往復運賃を原則とする
    - ロ．試合開催地が自宅所在地と同一県内にある場合は一律金２０００円とし、超過分は実費精算とする
- ③ プレシーズンマッチの審判員の交通費・宿泊費は、前２項に定める基準により、主管者が支給する。

#### 第５条〔監督・コーチ等の行事参加〕

Ｊクラブの監督およびコーチ等が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりＪリーグが支給する。

- (1) 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする
- (2) 宿泊費は、１泊につき金２万円とする

#### 第６条〔選手の行事参加〕

選手が、Ｊリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第２条第１項または第３条第１項に定める基準により、Ｊリーグが支給する。

#### 第７条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第8条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

---

〔改正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成10年2月17日

平成11年2月16日



---

# J 1 表彰規程

---

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第85条に基づき、J1におけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者に対する表彰に関し定める。

## 第2条〔各ステージ表彰〕

J1第1、第2各ステージにおけるチームの順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

- (1) 優勝：賞金 100,000,000 円、チェアマン杯
- (2) 2位：賞金 50,000,000 円、Jリーグ楯
- (3) 3位：賞金 30,000,000 円、Jリーグ楯

## 第3条〔年間表彰〕

- ① チャンピオンシップが行われた場合、その結果により次のとおり賞金および記念品を授与する。
  - (1) 優 勝：賞金 10,000,000 円、Jリーグ杯（優勝銀皿）、日本サッカー協会会長杯、日本・ポルトガル友好アトランティス杯、メダル、チャンピオンフラッグ
  - (2) 準優勝：賞金 3,000,000 円、Jリーグ杯（準優勝銀皿）
- ② チャンピオンシップが行われない場合、年間順位の優勝および準優勝のチームに対して、前項の記念品を授与する。

## 第4条〔フェアプレイ賞（高円宮杯）〕

- ① J1における反則ポイントの年間合計数が22ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。
- ② 前項の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止1試合につき3ポイントとして加算する。
- ③ 反則ポイントの年間合計数が22ポイント以下のチームに対し、フェアプレイ賞として金5,000,000円の賞金を授与する。

## 第5条〔個人表彰〕

- ① J1第1ステージにおける優秀選手1名を選考し、賞金500,000円を授与する。
- ② チャンピオンシップが行われた場合、その大会における優秀選手1名を選考し、賞

金 1,000,000 円を授与する。

- ③ J1 第 1, 第 2 各ステージを通じて次の各賞を選考し、賞金または賞品を授与する。
  - (1) 最優秀選手賞：賞金 2,000,000 円
  - (2) 優秀選手賞
  - (3) ベストイレブン：賞金 1,000,000 円
  - (4) 得点王：賞金 1,000,000 円
  - (5) 優秀新人賞
  - (6) 新人王：賞金 500,000 円
  - (7) フェアプレイ個人賞：賞金 500,000 円
  - (8) 最優秀監督賞：賞金 1,000,000 円
  - (9) 優勝監督賞：賞金 1,000,000 円
  - (10) 優秀主審賞
  - (11) 優秀副審賞
- ④ 前項の各賞の受賞者は、チェアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。
- ⑤ 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。

#### 第 6 条〔リーグカップ表彰〕

- ① リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。
  - (1) 優勝：賞金 100,000,000 円、Jリーグカップ、メダル、スポンサー杯
  - (2) 2 位：賞金 50,000,000 円、楯、メダル
  - (3) 3 位：1 チームにつき賞金 20,000,000 円、楯
- ② リーグカップ戦における最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

#### 第 7 条〔功労者表彰〕

- ① Jリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。
- ② 前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

#### 第 8 条〔Jリーグ・アウォーズ〕

- ① 個人表彰およびフェアプレイ賞等を表彰する Jリーグ・アウォーズは、Jリーグチャンピオンシップ終了後に行う。
- ② Jリーグ・アウォーズには、次の者が出席する。
  - (1) Jリーグ役員、マッチコミッショナー、実行委員等
  - (2) 受賞対象チームの役員および選手
  - (3) 個人表彰の受賞者
  - (4) その他の表彰対象者
- ③ 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグ「旅費規程」に基づき Jリーグが負担

する。

- ④ Jリーグ・アウォーズには、サッカー担当記者、審判関係者、スポンサー関係者およびその他の関係者を招待する。

#### 第9条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

---

#### 〔改正〕

平成6年2月15日

平成7年2月28日

平成8年2月20日

平成9年2月18日

平成10年2月17日

平成11年2月16日

---

# Ｊ２表彰規程

---

## 第１条〔趣 旨〕

本規程は、「Ｊリーグ規約」第 85 条に基づき、Ｊ２におけるチームおよび選手の表彰に関し定める。

## 第２条〔年間表彰〕

Ｊ２における年間順位により、それぞれ次のとおり記念品等を授与する。

- (1) 優勝：Ｊリーグ杯
- (2) 準優勝：Ｊリーグ杯

## 第３条〔フェアプレイ賞〕

- ① Ｊ２における反則ポイントの年間合計数が 27 ポイント以下のチームに対し、フェアプレイ賞として記念品等を授与する。
- ② 前項の反則ポイントの計算は、退場 1 回につき 3 ポイント（同一試合における警告 2 回による退場も同様とする）、警告 1 回につき 1 ポイント、出場停止 1 試合につき 3 ポイントとして加算する。

## 第４条〔個人表彰〕

Ｊ２における最多得点者に記念品等を授与する。

## 第５条〔リーグカップ表彰〕

- ① リーグカップ戦終了後、チームの順位により、次のとおり賞金および記念品を授与する。
  - (1) 優勝：賞金 100,000,000 円，Ｊリーグカップ，メダル，スポンサー杯
  - (2) 2 位：賞金 50,000,000 円，楯，メダル
  - (3) 3 位：1 チームにつき賞金 20,000,000 円，楯
- ② リーグカップ戦における最優秀選手を選考し、賞金または賞品を授与する。

---

# ドーピング禁止規程

---

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第88条の2第3項に基づき、ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項について定める。

## 第2条〔ドーピングの定義〕

- ① 本規程においてドーピングとは、所定の手続きに従い選手から採取した尿を分析した結果、国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）が定める〔別表1〕記載の禁止物質（以下「禁止物質」という）が検出され、陽性と認定されたことをいう。
- ② FIFAが、禁止物質またはその基準量を変更したときは、当該禁止物質または基準量は、これに従って自動的に変更されるものとする。

## 第3条〔ドーピングテストの手続き〕

- ① 採尿および分析の方法その他ドーピングテストの手続きに関する事項は、チェアマンが実行委員会の承認を得て制定する『Jリーグドーピングコントロール要項』の定めるところによる。
- ② ドーピングテストの手続きが、『Jリーグドーピングコントロール要項』の規定に相違した場合においても、その相違点が軽微であって分析の結果の信頼性を実質的に損なうものでない限り、分析の結果は影響を受けないものとする。

## 第4条〔関与等の禁止〕

JクラブおよびJクラブに所属する個人（選手、ドクター、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ）は、常にドーピングを防止する義務を負い、直接たると間接たるとを問わず、一切、ドーピングに関与してはならない。

## 第5条〔罰 則〕

- ① アンチ・ドーピング特別委員会は、ドーピングコントロール委員会により陽性と認定された選手およびドーピングテストを拒絶した選手に対し、理事会の承認に基づき、制裁を科すことができる。
- ② 前項の制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
  - (1) 譴 責（始末書を取り将来を戒める）
  - (2) 一定期間の出場停止（1試合以上6試合以下の公式試合の出場資格の停止）
  - (3) 一定期間の資格停止（12か月以下の公式試合の出場資格の停止）
  - (4) 無期限の資格停止（期限の定めのない公式試合の出場資格の停止）

- ③ アンチ・ドーピング特別委員会は、JクラブまたはJクラブに所属する個人が前条に違反したときは、理事会の承認に基づき、当該Jクラブに対し、金3000万円以下の制裁金を科すことができる。

第6条〔弁明の機会の付与〕

アンチ・ドーピング特別委員会は、制裁の決定に先立ち、制裁の対象となる選手またはJクラブに対し、弁明の機会を付与しなければならない。

〔別表I〕

## LIST OF PROHIBITED SUBSTANCES

(based on the list published by the IOC and subject to adaptation, if necessary)

The following is a list of the categories of prohibited drugs and prohibited methods of doping, applicable to all FIFA competitions :

### I. CATEGORIES OF PROHIBITED DRUGS

- |                        |   |
|------------------------|---|
| A. Stimulants          | E. Peptide and glycoprotein hormones and related substances |
| B. Narcotic analgesics | F. Other drugs  |
| C. Anabolic steroids   |   |
| D. Diuretics           |   |

### II. METHODS OF DOPING

- |                                  |                       |
|----------------------------------|-----------------------|
| A. Blood doping                  | physical manipulation |
| B. Pharmacological, chemical and |                       |

### III. CATEGORIES OF SUBSTANCES SUBJECT TO PARTIAL RESTRICTION

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| A. Alcohol       | C. Local anaesthetics |
| B. Beta blockers | D. Corticosteroids    |

The following list gives examples of prohibited drugs in each category :

### I. CATEGORIES OF PROHIBITED DRUGS

#### A. Stimulants, such as

- |                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| Amphepramone     | Clorprenaline                         |
| Amineptine       | Cocaine                               |
| Amiphenazole     | Cropropamide (component of "micoren") |
| Amphetamine      | Crotethamide (component of "micoren") |
| Amphetaminil     | Dimetamfetamine                       |
| Benzphetamine    | Ephedrine                             |
| Caffeine*        | Etaphedrine                           |
| Cathine          | Ethamivan                             |
| Chlorphentermine |                                       |
| Clobenzorex      |                                       |

Ethylamphetamine	Pentetrazole
Fencamfamine	Phendimetrazine
Fenethyline	Phenmetrazine
Fenproporex	Phentermine
Furfenorex	Phenylpropanolamine
Mefenorex	Phenytiline
Mesocarb	Pipradrol
Methamphetamine	Prolintane
Methoxyphenamine	Propylhexedrine
Methylephedrine	Pyrovalerone
Methylphenidate	Salbutamol**
Morazone	Salmeterol**
Nikethamide	Strychnine
Pemoline	Terbutaline**

and related substances

\*For caffeine the definition of a positive result depends on the concentration of caffeine in the urine. The concentration in the urine may not exceed 12 micrograms per milliliter.

\*\*Permitted by inhaler only when their use is declared in writing to the FIFA Sports Medical Committee by a otorhinolaryngologist or the team physician prior to the championship.

**B. Narcotic Analgesics, such as :**

Alphaprodine	Levorphanol
Anileridine	Methadone
Buprenorphine	Morphine
Dextromoramide	Nalbuphine
Dextropropoxyphene (di-antalcic)	Pentazocine
Diamorphine (heroin)	Pethidine
Dipipanone	Phenazocine
Ethoheptazine	Trimeperidine
Ethylmorphine	

and related substances

**C. Anabolic agents**

The Anabolic class includes anabolic androgenic steroids (AAS) and Beta-2 agonists.

1) Androgene anabolic steroids, e. g.

Bolasterone	Clostebol
Boldenone	Dehydrochlormethyltestosterone

Dehydroepiandrosterone (DHEA)	Norandrosterone
Dihydrotestosterone	Norethandrolone
Fluoxymesterone	Oxandrolone
Mesterolone	Oxymesterone
Metandienone	Oxymetholone
Methenolone	Stanozolo
Methyltestosterone	Testosterone*
Nandrolone	

and related substances

\*A sample is considered as positive to Testosterone when it is proven that the urinary T/E ratio >6 is due to an intake of Testosterone or to any other application of steroids.

But, if there is no evidence of the use of steroids, and if the T/E ratio is higher than 6, then the case will be declared ((in abeyance)). This will enable subsequent investigations in order to establish the origin of the elevated T/E ratio.

- re-examination of earlier test results
- endocrinological examination
- taking of further specimens

## 2) Beta-2 agonists

Clenbuterol	Salmeterol
Fenoterol	Terbutaline
Salbutamol	

and related substances

## D. Diuretics, such as

Acetazolamide	Furosemide
Amiloride	Hydrochlorothiazide
Bendroflumethiazide	Indapamide
Benzthiazide	Mersalyl
Bumetanide	Mannitol*
Butizide	Metolazone
Canrenone	Piretanide
Clopamide	Polythiacide
Chlormerodrin	Spirolactone
Chlorthalidone	Triamterene
Dichlorphenamide	Triclormethiazide
Ethacrynic acid	Xipamide
Etozoline	



and related substances

\*prohibited by intravenous injection

#### **E. Peptide and glycoprotein hormones and related substances**

Prohibited substances in class (E) include the following examples :

1. Chorionic Gonadotrophin (HCG-human chorionic gonadotrophin)
2. Corticotrophin (ACTH)
3. Growth hormone (HGH, Somatotrophin) and all the respective releasing factors for such substances.
4. IGF-1 (insulin-like growth factor-1)
5. Erythropoietin (EPO)

#### **F. Other drugs**

Cannabioids (marijuana, hashish).

### **II. DOPING METHODS**

#### **A. Blood Doping**

The practice of blood doping is prohibited, as is the use of erythropoietine.

#### **B. Pharmacological, chemical and physical manipulation**

Pharmaceutical, chemical and physical manipulation is the use of substances and of methods which alter, attempt to alter or may reasonably be expected to alter the integrity and validity of urine samples used in doping control, including, without limitation, catheterisation, urine substitution and/or tampering, inhibition of renal excretion such as by probenecid and related compounds and alteration of testosterone and epitestosterone measurements such as by epitestosterone\* or bromantan administration.

\*An epitestosterone concentration in the urine in excess of 150 nanograms per milliliter will have to be investigated.

Masking agents such as : bromantan, epitestosterone, probenecid.

### **III. CATEGORIES OF SUBSTANCES SUBJECT TO PARTIAL RESTRICTIONS**

#### **A. Alcohol**

Alcohol is not a prohibited substance. Nonetheless, the degree of alcoholemia can be checked in the breath or in the blood, i. e. ethanol. Results may lead to sanctions.

#### **B. Beta-blockers, such as**

Acebutolol

Nadolol

Alprenolol

Oxprenolol

Atenolol

Propranolol

Labetalol

Sotalol

Metoprolol

and related substances

For the control of hypertension, cardiac arrhythmias, the prevention of angina

pectoris and migraine attacks, a wide selection of other appropriate drugs is available. Due to the continuous use of beta blockers in some sport disciplines which require little or no physical effort, the FIFA Sports Medical Committee will consider whether or not to permit the use of beta blockers in certain cases. Formal permission of the above-mentioned committee must be obtained in writing prior to the competition.

### **C. Local anaesthetics**

Injectable local anaesthetics are permitted under the following conditions :

- bupivacaine, carbocaine, lidocaine, mepivacaine, procaine and xilocaine, but not cocaine. Vasoconstrictor agents (e. g. adrenaline) may be used in conjunction with local anaesthetics.
- only local or intra-articular injections may be administered
- the team doctor shall declare which substances have been used on form O-1 ; stating diagnosis, dose, when and for how long prescribed and method of administration, and whether the use is medically justified or administered for dental treatment.

### **D. Corticosteroids**

The use of corticosteroids is prohibited with the exception of local applications (otological, ophthalmological or dermatological), inhalations (asthma or allergic rhinitis) as well as for local or intra-articular injections.

A team doctor who considers it indispensable to administer corticosteroids to a player, by intra-articular injection or local application, must declare on form O-1 the medical reasons for this action, including diagnosis, dose, when and for how long prescribed and method of administration.

Other applications of corticosteroids must be specified to the FIFA Sports Medical Committee in writing.

[別表 2 ]

## **PERMITTED SUBSTANCES**

(based on the list published by the IOC and subject to adaptation, if necessary)

### **CLASSES OF PERMITTED PHARMACOLOGICAL AGENTS**

#### **GENERIC NAMES OF PREPARATIONS**

#### **1. Antacids and some other gastro-intestinal agents like anti-diarrheals**

Alginic acid

Aluminium glycinat

Aluminium hydroxide (dried)

Aluminium hydroxide–magnesium carbonate co-dried gel  
 Bismuth subsalicylate and methyl salicylate  
 Calcium carbonate  
 Dimethicone (activated)  
 Diphenoxylate hydrochloride  
 Hydrotalcite (aluminium magnesium hydroxide carbonate hydrate)  
 Hyoscyamine sulfate  
 Kaolin (hydrated aluminium silicate)  
 Loperamide hydrochloride  
 Magaldrate (hydrated magnesium aluminate)  
 Magnesium carbonate (light)  
 Mebeverine  
 Mepenzolate bromide  
 Neomycin sulfate  
 Proglumide  
 Sucralfate

**2. Anti-asthmatic agents and anti-allergenic agents**

Aminophylline	Salbutamol*
Choline theophyllinate	Salmeterol* <sup>1)</sup>
Ipratropium bromide	Terbutaline*
Sodium chromoglycate	Theophylline

\*Note : the use of these substances is allowed by inhalation only.

\*<sup>1)</sup>to be declared prior to the match.

**3. Antinauseants and antiemetic agents**

Dimenhydrinate	Metoclopramide
Diphenidol	Prochlorperazine
Hyosine	Scopolamine
Invert sugar	Triethylperazine
Meclozine	Trimethobenzamid

**4. Anti-ulcer drugs**

Burimamide	Metiamide
Carbenoxolane	Metoclopramide
Cimetidine	Ranitidine

**5. Aspirin and similar analgesic (non-narcotic) and anti-inflammatory non-steroidal agents**

Acetylcresotinic acid	Azapropazone
Acetylsalicylic acid (aspirin)	Benorylate
Alclofenac	Benzylamine
Aloxiprin	Bucolome
Alumanzum aspirin	Bufexamac

Calcium  
Carbaspirin  
Diclofenac  
Difenamizole  
Diflunisal  
Fenbufen  
Fendosal  
Floctafenine  
Flufenamic acid  
Glafenine  
Ibuprofen

Indomethacin  
Indoprofen  
Ketoprofen  
Mefanamic acid  
Napoxen  
Oxyphenbutazone  
Paracetamol (acetaminophen)  
Piroxicam  
Sodium salicylate  
Sulindac  
Tolmetin

#### **6. Contraceptives**

Ethinodiol diacetate and ethinyloestradiol  
Ethinodiol discetate and mestranol  
Levonorgestrel and ethinyloestradiol  
Lynoestrenol and ethinyloestradiol  
Lynoestrenol and mestranol  
Norethisterone and ethinyloestradiol  
Norethisterone and mestranol

#### **7. Decongestants and nasal preparations**

Beclomethasone dipropionate  
Framycetin  
Naphazoline  
Oxymetazoline  
Tetrahydrozoline  
Xylometazoline

#### **8. Expectorants and cough suppressants**

**SYRUPS :** Bromhexine  
Dextromethorphan  
Gusiphenesin  
Pholcodine  
Codeine

**TABLETS :** Benzonatate  
Bibenzonium  
Bromhexine  
Butamirate citrate  
Cloperastine  
Dimemorfan  
Zipeprol

**SUPPOSITORIES :** Cinsol  
Gaiacol  
Morclofone

#### **9. Griseofulvin and other antifungal agents .**

Amphotericin  
Chlormidazole  
Clotrimazole  
Flucytosine  
Griseofulvin  
Miconazole

Natamycin

Nystatin

### 10. Hemorrhoidal preparations

Aluminium acetate

Benzocaine

Benzyl benzoate

Bismuth (Oxides subgallate)

Boric acid

Butyl aminobenzoate

Cinchocaine

Esculoside

Framycetin

Hexachlorophane

### 11. Hypnotics, Sedatives and Tranquillisers

Acetylcarbromal

Amylobarbitone

Bromazepam

Butobarbitone

Carbromal

Chloralhydrate

Chlorpromazine hydrochloride

Chlordiazepoxide

Clorazepate dipotassium

Diazepam

Dichloralphenazone

Ethinamate

Flurazepam

Glutethimide

Haloperidol

Heptabarbitone

### 12. Insulin and other antidiabetic agents

Acetohexamide

Buformin

Carbutamide

Chlorpropamide

Glibenclamide

Glibornuride

Gliclazide

### 13. Muscle relaxants

Carisoprodol

Tinidazole

Tolnaftate

Hydrocortisone

Lignocaine

Neomycin

Peru balsam

Polymyxin B sulphate

Pramoxine

Resorcine

Resorcinol

Zinc oxide

Hexobarbitone

Hexobarbitone and cyclobarbitone

Lorazepam

Meprobamate

Methaqualone

Methylphenobarbitone

Methyprylen

Nitrazepam

Oxazepam

Pentobarbitone

Phenobarbitone

Quinalbarbitone

Temazepam

Triazolam

Trifluoperazine

Blybuzole

Insulin

Metformine

Phenformin

Tolazamide

Tolbutamide

Chlorphenesin

Cyclobenzaprine

Dantrolene

Meprobamate

Methocarbamol

#### **14. Ointments / Creams / Lotions**

Bacitracin

Calamine

Clioquinol

Dextranomer

Dimethicone

#### **15. Ophthalmic and otic preparations**

Acetic acid

Antazoline

Antipyrine

Bacitracin

Benzocaine

Borate

Solution (neutral)

Chlorbutol

Dexamethasone

Idoxuridine

Naphasoline

Neomycin

#### **16. Penicillins and other antibiotics**

Amikacin

Amoxicillin

Ampicillin

Bacitracin

Cefaclor

Cephalexin

Cephmandalate

Cephazoline

Cephradine

Cloxacillin

Co-trimoxazole

Doxycycline

#### **17. Phenytoin and some other anticonvulsants**

Beclamide

Carbamazepine

Clonazepam

Orphenadrine

Prydenol

Styramate

Tolperisone

Diphenhydramine

Framycetin

Idoxuridine

Neomycin

Tretinoin

Oxyquinoline

Phenazone

Pilocarpine

Polymyxin B sulfate

Sodium chromoglycate

Sulphacetamide sodium

Tetrahydrozoline

Triethanolamine polypeptide oleate  
condensate

Trypsin

Xylometazoline

Zinc sulphate

Erythromycin

Flucloxacillin

Fosfomycin

Gentamycin

Hexamine

Methacycline

Minocycline

Penicillin

Sulphafurazole

Tetracycline

Tobramycin

Ethosuximide

Ethotoin

Methsuximide

Paramethadione  
Phenobarbitone  
Phenytoin  
Primidone

Sulthiame  
Trixidone  
Valproic acid

**18. Promethazine and other antihistamines**

Antazoline  
Astemizole  
Azatadine  
Brompheniramine  
Carbinoxamine  
Chlorcyclizine  
Chlorpheniramine  
Clemastine  
Cyproheptadine  
Dexchlorpheniramine

Dimethothiazine  
Diphenylpyraline  
Homochlorcyclizine  
Hydroxyzin  
Mebhydrolin  
Mepyramine  
Promethazine  
Terfenadine  
Tripeleennamine  
Triprolidine

**19. Purgatives (laxatives or cathartics)**

Bisacodyl  
Danthron  
Docusate  
Ispaghula husk

Magnesium hydroxide  
Phenolphthalol  
Tinnevelly Senna fruit

**20. Vaginal preparations**

Benzoly metronidazole  
Candicidin  
Clotrimazole  
Di-iodohydroxyquinoline  
Econazole

Metronidazole  
Miconazole  
Natamycin  
Nystatin

**21. Vitamins and mineral preparations**

Vitamins A, B, C, D, E and others.

# 支度金支給基準規程

(単位：万円)

支払対象		独身者	妻帯者 (配偶者のみ)	妻帯者 (同居扶養家族有)
住居費	1DK		2LDK	3LDK
	80		100	150
子供用品等		0	0	50
家具等	電化製品	←————— 100 —————→		
	その他の家具等	←————— 100 —————→		
自動車		←————— 100 —————→		
合計		380	400	500

## 支度金支給基準

### 1. 支給時期

- ① 初めてプロ選手として「日本サッカー協会選手契約書」を締結するとき
- ② プロ選手として移籍するとき  
ただし、支度金に該当する費用が伴う場合

### 2. 支払対象を次の通り区分する。

- ① 独身者
- ② 妻帯者（配偶者のみ）
- ③ 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

### 3. 支度金該当費目

- ① 住居費
- ② 家具等
- ③ 子供用品等
- ④ 自動車

### 4. その他

交通費、宿泊費および引越し費用は、実費を支給することができる。



---

[改 正]

平成 7 年 2 月 28 日

平成 11 年 2 月 16 日

---

# 裁定委員会規程

---

## 第1条〔趣旨〕

本規程は、「Jリーグ規約」第143条に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について定める。

## 第2条〔会議および議決〕

- ① 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- ② 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、または議決をすることができない。
- ③ 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## 第3条〔審理の非公開〕

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

## 第4条〔申立手続き〕

- ① 裁定の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
  - (1) 裁定申立書
  - (2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
  - (3) 代理人により申立を行う場合は、委任状
- ② 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
  - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
  - (3) 裁定の申立の趣旨
  - (4) 裁定の申立の理由および立証方法
- ③ 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立と同時に納付しなければならない。

## 第5条〔申立の受理および通知〕

- ① 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。
- ② 前項の通知には、裁定申立書1部を添付しなければならない。

## 第6条〔答 弁〕

- ① 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
  - (1) 答弁書
  - (2) 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
  - (3) 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- ② 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
  - (2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
  - (3) 答弁の趣旨
  - (4) 答弁の理由および立証方法
- ③ 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。
- ④ 前項の通知には、答弁書1部を添付しなければならない。
- ⑤ 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

## 第7条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

## 第8条〔申立内容の変更〕

申立人は、被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

## 第9条〔訳文の添付〕

当事者が裁定委員会に対して提出する書面が外国語で記載されている場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

## 第10条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

## 第11条〔審理または調査のための権限等〕

裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めるときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

## 第12条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

### 第13条〔裁定〕

- ① 裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなければならない。
  - (1) 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
  - (2) 代理人があるときは、その氏名および住所
  - (3) 主文（裁定委員会の判断の結論）
  - (4) 判断の理由
  - (5) 裁定書の作成年月日
- ② 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

### 第14条〔和解〕

- ① 申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- ② 前条第1項第1号、第2号および第5号ならびに第2項の規定は、前項の場合に準用する。

### 第15条〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。

### 第16条〔施行〕

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

---

# 1999 Jリーグ試合実施要項

---

本実施要項は、1999年のJ1、J2のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

## 第1節 競技場

---

### 第1条〔競技場の確保と維持〕

Jクラブは、次条以下に定める要件を具備する競技場を確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを維持管理する責任を負う。

### 第2条〔競技場〕

- ① 競技場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) ピッチは、天然芝であり、原則として縦長105 m、横幅68 mであること
  - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて1.5 m以上の芝生部分を確保すること（したがって、縦長108 m以上、横幅71 m以上の芝生部分を確保すること）
  - (3) ゴールのポストおよびバーは白色かつ丸型（直径12 cm）で、埋め込み式その他Jリーグが安全性を認定したものであり、鉄製その他ボールを反発するような補強材を使用しないこと
  - (4) ゴールネットは白色であること
  - (5) コーナーフラッグおよびコーナーフラッグポールは、Jリーグ指定のものであること
  - (6) ラインは幅12 cmとし、明瞭に引くこと（原則としてペイント方式とする）
- ② フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ③ 競技場の観客席は、下記のとおりとする。ただし、芝生席は、観客席とはみなされない。
  - (1) J1クラブ主管公式試合：15,000人以上収容できること
  - (2) J2クラブ主管公式試合：10,000人以上収容できること
- ④ 競技場には、平均1,500ルクス以上の照度をもつ照明装置を設置しなければならない。

### 第3条〔競技場付帯設備および旗の掲揚〕

- ① 競技場は、次の各号の付帯設備を備えるものでなければならない。

- (1) 本部室
  - (2) 更衣室（温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること）
  - (3) 記録室（ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、個室であること）
  - (4) 医務室
  - (5) ドーピングコントロール室
  - (6) 警察・消防控室
  - (7) 記者室
  - (8) カメラマン室
  - (9) 来賓席
  - (10) 記者席（ピッチ全体を見渡すことができ、屋根付きで、かつ、手元照明付きの机を備えていること）
  - (11) 場内放送設備
  - (12) 放送中継用ブース
  - (13) スコアボード（原則として電光掲示盤であること）
  - (14) メンバー掲示板（スコアボードでの兼用可）
  - (15) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール
  - (16) 入場券売場
  - (17) 飲食物およびサッカー関連グッズ等の販売所
- ② ホームクラブは、リーグ旗、クラブ旗およびチャンピオンフラッグ（ホームチームが前年のチャンピオンチームである場合に限り）を次の各号のとおり掲揚しなければならない。
- (1) リーグ旗：中央
  - (2) ホームクラブ旗：ピッチから向かって左
  - (3) ビジタークラブ旗：ピッチから向かって右
  - (4) チャンピオンフラッグ：前年のチャンピオンチームのクラブ旗の下（ホームゲームのみ掲揚）
- ③ リーグ旗およびクラブ旗の大きさは天地1,800mm、左右2,700mmとする。

#### 第4条〔照明装置〕

Jクラブは、競技場の照明装置の故障を未然に防止し、かつ、故障箇所をすみやかに修理するための措置を講じるよう努めなければならない。

#### 第5条〔ベンチ〕

- ① ベンチは、原則として次の各号の要件を満たすものでなければならない。
  - (1) ピッチのタッチラインから5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェイラインから10m以内に懸かる位置に設置すること
  - (2) 屋根を備えていること（ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない）
- ② ベンチの前面（ピッチ側）には、テクニカルエリアを設置する。

- ③ ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドからピッチに向かって左側に設置する。

#### 第6条〔医事運営〕

- ① ホームクラブは、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない。
- (1) 医務室には、協会のスポーツ医学委員会が定めた救急用機器および医薬品（別紙1）を備えること
  - (2) 試合の開催時には、競技場の観客等の事故に対処するため、医師および看護婦各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること
  - (3) 試合の開催に先立ち、競技場で生じる重度の外傷および疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと
  - (4) 競技場内医事運営担当の医師に、試合の開催時に競技場で生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、その「正」をJリーグ事務局運営部へ可及的すみやかに提出すること
- ② 前項第2号の医師および看護婦の手当て等は、以下の金額を標準とする。
- 手当て：医師 10,000円（時給）  
看護婦 10,000円（日給）  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

#### 第7条〔ビジタークラブのための観客席の確保〕

ホームクラブは、ビジタークラブを応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。

#### 第8条〔広告看板等の設置〕

- ① 競技場には、Jリーグが指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを別表1のとおり確保しなければならない。
- (1) サイズ：900mm×9,000mm
  - (2) 枚数：1枚
- ② 競技場には、Jリーグの指定した位置にオフィシャルスポンサーが広告看板または横断幕を掲出できるスペースを別表1のとおり確保しなければならない。
- (1) サイズ：900mm×6,000mm
  - (2) 枚数：最大20枚
  - (3) 色：4色
- ③ 競技場には、Jリーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用パネルを掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (1) サイズ：500mm×500mm
  - (2) 枚数：2枚
  - (3) 位置：ベンチ横、ハーフウェイライン側
- ④ 競技場には、Jリーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用の横断幕を掲

出できるスペースを確保しなければならない。

- (1) サイズ：1,200 mm×7,200 mm
  - (2) 枚数：1枚
- ⑤ クラブスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。
- (1) サイズ：900 mm×4,500 mm
  - (2) 色：4色
- ⑥ 第2項、第4項および第5項の広告看板等の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
- (1) タッチライン側：タッチラインから5 m以上離れていること
  - (2) ゴールライン側：ゴールラインから5 m以上離れたカメラマン用のラインに沿っていること
- ⑦ クラブスポンサー等の広告看板または横断幕を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグ事務局運営部に届け出なければならない。

#### 第9条〔競技場における告知等〕

- ① ホームクラブは、競技場において、次の各号の事項を告知しなければならない。
  - (1) 選手、審判員およびマッチコミッショナー
  - (2) 試合方式
  - (3) 選手および審判員の交代
  - (4) 得点者および得点時間(得点直後に)
  - (5) ロスタイム
  - (6) 他の試合の途中経過および結果(得点者および得点時間を含む)
  - (7) 入場者実数
  - (8) 前各号のほか、Jリーグの指定する事項
- ② ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を行うことができる。
  - (1) 次の試合の予定の告知
  - (2) 事前にJリーグに届け出て承認を得た広告宣伝
  - (3) 音楽放送
  - (4) チームまたは選手に関する情報の告知
  - (5) 前各号のほか、Jリーグの承認を得た事項

#### 第10条〔公式試合開催指定競技場の指定〕〈削除〉

#### 第11条〔競技場の視察〕

- ① Jリーグは、試合開催の可否を確認するため競技場を視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。



- ② チェアマンは、前項の報告を受けたときは、その競技場での試合の実施を中止する決定を下すことができる。
- ③ 前項の中止の決定およびその通知は、試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

#### 第12条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

ホームクラブは、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、その競技場での試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

## 第2節 試 合

---

#### 第13条〔大会形式〕

- J1、J2のリーグ戦は、以下の通りとする。
- (1) J1：2ステージ制。各ステージとも1回戦総当たり
  - (2) J2：ホーム&アウェイ方式による4回戦総当たり

#### 第14条〔試合の主催等〕

- ① 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- ② Jリーグは、試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。

#### 第15条〔主管権の譲渡〕

ホームクラブは、Jリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する地域サッカー協会および都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、ホームクラブは、Jリーグ規約上の義務を免れるものではない。

#### 第16条〔競技規則〕

試合は、すべて国際サッカー連盟（FIFA）および協会の競技規則に従って実施される。

#### 第17条〔届出義務〕

- ① Jクラブは、1999年1月31日までに次の各号の事項を所定の用紙（別紙3、4）によりJリーグ事務局に届け出なければならない。
  - (1) 選手
  - (2) 実行委員、運営担当および広報担当等
  - (3) 監督、コーチ、チームドクター、マッサー等（以下「チームスタッフ」という）
- ② 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の用紙により

すみやかに届け出なければならない。

#### 第18条〔出場資格〕

- ① 協会への選手登録（以下「登録」という）を完了した選手のみが、試合における出場資格をもつ。
- ② Jクラブの2種チームに所属し、事前にJリーグ事務局長の承認を受けた選手（各Jクラブ5名以内）には、所属クラブが参加するJ1またはJ2への出場資格が与えられる。
- ③ 選手は、試合出場に際し、協会の発行する選手証（以下「選手証」という）を携帯しなければならない。

#### 第19条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

- ① J1第1ステージについては、1999年4月30日までに、同第2ステージについては、1999年11月5日までに登録を完了した選手のみが当該ステージへの出場資格をもつ。
- ② J2については、1999年9月10日までに登録を完了した選手のみが当該リーグ戦への出場資格をもつ。

#### 第20条〔出場可能日〕

前2条により登録を完了した選手は、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

#### 第21条〔メディカルチェック〕

- ① Jクラブは、1999年2月26日までに、選手に関する「Jリーグメディカルチェック報告書」をJリーグ事務局運営部に提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録のつど提出するものとする。
- ② スポーツ医学委員会は、「Jリーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。

#### 第22条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チーム16名以内とする。

#### 第23条〔外国籍選手〕

試合エントリーすることができる外国籍選手は、1チーム3名以内とする。

#### 第24条〔ユニフォーム〕

リーグ戦において使用するユニフォームは別途定める「ユニフォーム要項」による。

#### 第25条〔フィールド内のチーム要員〕

- ① フィールド上に用意されたベンチには、「メンバー提出用紙」（別紙5）に記載され

たチームスタッフ6名および交代選手5名の合計11名が着席できる。ただし、ベンチでの喫煙は、禁止する。

- ② クラブは、協会、Jリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- ③ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合には、チームスタッフ1名に限りピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- ④ 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に立ち入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審より退場または退席を命じられた者を除く。
- ⑤ 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた規律委員会により処分を決定される。

#### 第25条の2〔テクニカルエリアの使用〕

試合中、第5条第2項に定めるテクニカルエリア内において、ベンチから出て指示を出すことのできる者は、第17条第1項第3号において届け出のあった監督に限られる。ただし、監督が退席処分を命じられた場合は、あらかじめ「メンバー提出用紙」に記載された者が代行できるものとする。

#### 第26条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、次の各号に従い勝敗を決定する。

- (1) 90分間で勝敗が決しない場合には、5分間の休憩ののち、30分間（前後半各15分間）を限度として延長戦を行う
- (2) 前号の延長戦においては、前後半にかかわらず、先に得点をしたチームを勝者とし、当該得点の時点でただちに試合終了とする
- (3) 第1号の延長戦で勝敗が決しない場合は、引き分けとする

#### 第27条〔J1第1、第2各ステージの順位決定〕

- ① J1第1、第2各ステージが終了した時点で、勝点（90分間での勝利3点、延長戦による勝利2点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
  - (1) 得失点差
  - (2) 総得点数
  - (3) 当該チーム間の対戦成績
  - (4) 順位決定戦
- ② 前項第4号の順位決定戦は、実行委員会が必要と判断した場合にのみ実施され、その他の場合は、代表者による抽選によって順位が決定される。

## 第28条〔年間順位の決定〕

- ① J1第1, 第2各ステージの優勝チームが異なる場合, 年間優勝チームの決定戦(以下「チャンピオンシップ」という)を行い, 年間順位の1位, 2位を決定する。3位以下は, 各ステージにおける勝点の合計によって決定する。ただし, 勝点が同一の場合は, 次の各号の順序により決定する。
  - (1) リーグ戦全試合の得失点差
  - (2) リーグ戦全試合の総得点数
  - (3) 当該チーム間の対戦成績(イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数)
  - (4) 順位決定戦
- ② J2はリーグ戦が終了した時点で, 勝点(90分間での勝利3点, 延長戦による勝利2点, 引き分け1点, 敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし, 年間順位を決定する。ただし, 勝点が同一の場合は, 第1項第1号ないし第4号の各号の順序により順位を決定する。
- ③ J1第1, 第2各ステージの優勝チームが同一の場合は, 当該チームを優勝とし, 2位以下は第1項の3位以下の決定方法と同様とする。

## 第29条〔審判員〕

- ① 主審, 副審および予備審判員については, Jリーグが協会の審判委員会に対し, 協会登録の1級審判員(ただし, 予備審判員は2級以上)の派遣を依頼する。
- ② 審判員は, キックオフ時刻の90分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ 主審または副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合, 予備審判員は, マッチコミッショナーの承認のもとに原則として第1副審を務める。
- ④ 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て:(J1)主審50,000円 副審30,000円 予備審判員10,000円  
(J2)主審30,000円 副審15,000円 予備審判員8,000円

交通費・宿泊費:Jリーグの「旅費規程」による
- ⑤ 緊急時の審判員の手当て等の支払いは以下のとおりとする。
  - (1) 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により交代した場合:支払いなし
  - (2) 試合途中の負傷等により交代した場合および試合が中止になった場合  
手当て:(J1)主審30,000円 副審20,000円 予備審判員7,000円  
(J2)主審20,000円 副審10,000円 予備審判員5,000円  
交通費・宿泊費:Jリーグの「旅費規程」による(移動がともなった場合のみ支払い)
  - (3) 交代によりあらたに職務についた審判員の手当て等は前項に準ずる

## 第30条〔通行証〕

Jリーグは, 次の各号の通行証を発行し, 通行証を所有する者の通行可能エリアを指定する。

- (1) OFFICIAL(紫):オールエリア通行可
- (2) TEAM(紫):オールエリア通行可

- (3) TEAM (赤)：本部室，フィールド，更衣室，練習場，その他運営ゾーン
- (4) SUPPLIER (青)：本部室，その他運営ゾーン
- (5) PRESS (緑)：記者室，記者席，カメラマン室，観客ゾーン，その他運営ゾーン
- (6) TV STAFF・RADIO STAFF (茶および黄)：フィールド (ピッチを除く)，観客ゾーン，その他運営ゾーン
- (7) カメラマンゼッケン (オフィシャル・紫，PRESS・黄，TV-PRESS・赤，報道連絡員・黒，テレビ中継・白，スカウティング・青)：フィールド (ピッチを除く)，記者室，記者席，カメラマン室，その他運営ゾーン

### 第31条〔入場料〕

- ① 入場料金はホームクラブが設定し，料金の体系をJリーグの指定日までに「入場券報告書」(別紙6)により報告する。
- ② 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の幼児の入場料金は，無料とする。ただし有料入場者1名につき1名に限る。
- ③ 入場券の販売は，売り切れにならない限りその試合の後半15分経過時まで行う。

### 第32条〔試合球〕

ホームクラブは，キックオフ時刻の120分前までにJリーグの指定する試合球を7個用意し，試合をマルチボールシステムにて行う。

### 第33条〔Jクラブの責任〕

- ① ホームクラブは，選手，審判員，役員および観客等の安全を確保する責任を負う。
- ② ホームクラブは，観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負い，ビジタークラブはこれに協力しなければならない。

## 第3節 運 営

---

### 第34条〔日 程〕

リーグ戦は，Jリーグにより決定された日程に従い開催される。

### 第35条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 試合の開催日，キックオフ時刻または開催地の変更は，次の手続きに従い決定する。
  - (1) ホームクラブは，Jリーグ事務局運営部に対し，変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」(別紙7)により申請する
  - (2) チェアマンは，変更の可否を判断し，変更される開催日の20日前までに変更の可否をホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する
- ② 前項の手続きが行われない場合，ビジタークラブは，当該変更を拒否することができる。

- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、ホームクラブの申請に基づきチェアマンが承認したときは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

#### 第36条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

#### 第37条〔運営責任〕

- ① 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- ② ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の120分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ ホームクラブの代表取締役社長が実行委員を兼務している場合においては、あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

#### 第38条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Jリーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。ただし、Jクラブが主催する地域振興のための試合・イベントおよび選手育成のための試合であって、荒天時には中止できるものに限り、Jリーグ事務局長の承認を受け、実施することができる。

#### 第39条〔マッチコミッショナー〕

- ① マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チェアマンが任命し、各試合に派遣される。
- ② マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) キックオフ時刻の120分前までに競技場に到着すること
  - (2) 選手証により選手の試合における出場資格を確認し、「メンバー提出用紙」の記載事項に不備があればそのチームに修正させること
  - (3) キックオフ時刻の70分前に双方のチームの監督、実行委員、運営担当（正）、および審判員を集め、留意事項等を確認すること。ただし、ビジタークラブの実行委員、運営担当（正）については、代理出席を認める
  - (4) 試合終了後24時間以内にJリーグ事務局運営部宛に「マッチコミッショナー報告書」（別紙8）を発信すること
  - (5) 試合の中断または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「緊急報告書」（別紙9）をすみやかにチェアマンに提出すること
  - (6) 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること

- (7) 前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと
- ③ ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体が見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- ④ マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。  
手当て：(J 1) 30,000 円 (J 2) 20,000 円  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- ⑤ 試合が中止された場合の手当て等は以下のとおりとする。  
手当て：(J 1) 20,000 円 (J 2) 15,000 円  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動がともなった場合にのみ支払い）

#### 第 40 条〔試合の中止および中断の決定〕

- ① 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員と協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。
- ② 主審が試合の中断を決定した場合、ホームクラブは試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。

#### 第 41 条〔競技場への到着〕

双方のチームはバスを使用し、原則としてキックオフ時刻の 70 分前までに競技場に到着しなければならない。

#### 第 42 条〔キックオフ時刻の厳守〕

- ① いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- ② 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビもしくはラジオの放送の都合による遅延は、5 分以内に限る。
- ③ いずれか一方のチームがキックオフ時刻に競技場に現れない場合、相手チームは 45 分間、待機する義務を負う。
- ④ 後半のキックオフ時刻は、5 分以上に及ぶ試合中断等がない限り前半のキックオフ指定時刻の 60 分後とする。

#### 第 43 条〔敗戦とみなされる場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その過失あるチームは、原則として 0 対 3 で敗戦したものとみなされる。

#### 第 44 条〔メンバー提出〕

- ① 双方のチームは、キックオフ時刻の 150 分前までに「メンバー提出用紙」に必要事

項を記入し、全選手の選手証とともにホームクラブの運営担当に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。

- ② 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承諾を得た場合に限り認められる。

#### 第45条〔主審の確認事項〕〈削 除〉

#### 第46条〔選手の交代〕

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

- (1) 選手の交代は、3名以内とする。
- (2) 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない。

#### 第47条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、その勝敗の決定方法は、理事会において協議のうえ決定する。

#### 第48条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となった試合の出場および得点は、記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。

#### 第49条〔入場料金の払い戻し〕

入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- (1) 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- (2) 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

#### 第50条〔係 員〕

- ① ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。
  - (1) 場内外整備員
  - (2) 場内放送要員
  - (3) ボールボーイ
  - (4) 担架要員（8名、担架を2台用意しておくこと）
- ② ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならない。

#### 第51条〔マスコミ対応〕

- ① 報道関係者の取材（インタビューを含む）は、原則として練習開始から試合終了時



までは行わない。ただし、それぞれのクラブの広報担当を通じての取材は行うことができる

- ② 試合におけるホームクラブのマスコミ対応は次のとおりとする。
  - (1) カメラ（スチールおよびテレビ）による撮影およびペン記者の取材場所を指定する
  - (2) 「試合メンバー表」（別紙 10）の配布は、キックオフ時刻の 80 分前に行う
  - (3) ハーフタイム時には双方の監督のコメント等を配布する
  - (4) 試合終了後の監督および選手の記者会見場所を設ける
  - (5) 記者室およびカメラマン室を設ける

#### 第 52 条〔公式記録〕

- ① 記録員は、所定の公式記録用紙（別紙 11）により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに報道関係者等に配布する。
- ② ホームクラブの運営担当（正）は、公式記録の原紙をすみやかに Jリーグ事務局運営部に提出しなければならない（観客数は入場者実数を記入）。

#### 第 53 条〔試合運営報告〕

- ① ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」（別紙 12）に必要事項を記載し、Jリーグ事務局運営部に提出しなければならない。
- ② チームドクターは、選手が試合中または練習中に負傷した場合には、可及的すみやかに Jリーグ事務局運営部に対し「Jリーグ傷害報告書」を提出しなければならない。

#### 第 54 条〔退場処分〕

退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする。

#### 第 55 条〔警告による出場停止処分〕

累積された警告による出場停止処分は、規律委員会が定めるところによる。

## 第 4 節 試合の収支

---

#### 第 56 条〔試合の費用負担等〕

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用を負担する。

- (1) 運営人件費
- (2) 競技場使用料（付帯設備使用料を含む）

- (3) 競技場仮設設備設置費用（テント設営料等）
- (4) 入場券・招待券の印刷費
- (5) 入場券販売手数料
- (6) 広告宣伝費
- (7) クラブスポンサーの看板等の費用（競技場への掲出料を含む）
- (8) その他運営に係わる費用

#### 第 57 条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費の発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した前条第 1 号ないし第 4 号の費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費は J リーグが負担する。

#### 第 58 条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ① ホームクラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブはビジターチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により試合が開催不能または中止となった場合、ビジタークラブはホームクラブに発生した第 56 条第 1 号ないし第 8 号の費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

#### 第 59 条〔テレビ放送権〕

- ① 試合のテレビ放送権は J リーグに帰属する。
- ② 試合のテレビ放送権料は、別途 J リーグが定めるところによる。
- ③ 前項の放送権料は、別途定める基準によりすべての J クラブにそれぞれ配分するものとする。

#### 第 60 条〔収支報告〕

J クラブは、リーグ戦終了後 30 日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」（別紙 13）の写しを J リーグに提出しなければならない。

#### 第 61 条〔納付金〕

ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの 3%相当額を協会に納付しなければならない。

#### 第 62 条〔納付期限〕

すべての J クラブは、リーグ戦終了後 60 日以内に、所定の納付金を納めなければならない。

#### 第 63 条〔遠征費用〕

- ① チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、「旅費規程」第 2 条の定めるところによ

る。

- ② ホームクラブの都合によりホームタウン以外の競技場で試合を実施したことにより発生したビジターチームの交通費・宿泊費の増額分は、ホームクラブが負担する。

---

# 1999 Jリーグサントリーチャンピオンシップ試合実施要項

---

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、1999 Jリーグサントリーチャンピオンシップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関し定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「1999 Jリーグ試合実施要項」を準用する。

## 第2条〔大会形式〕

本大会の方式は以下の通りとする。

- (1) J1第1, 第2各ステージの優勝チームの対戦により行う
- (2) 試合はホーム&アウェイ方式により2試合行い、第1ステージ優勝チームが第1戦のホームゲームを行う

## 第3条〔出場資格〕

J1第2ステージへの上場資格を有する選手のみが、試合への上場資格を有す。

## 第4条〔試合の勝敗の決定〕

試合は、次の各号に従い勝敗を決定する。

- (1) 90分間で勝敗が決しない場合には、5分間の休憩ののち、30分間（前後半各15分間）を限度として延長戦を行う
- (2) 前号の延長戦においては、前後半にかかわらず、先に得点をしたチームを勝者とし、当該得点の時点でただちに試合終了とする
- (3) 第1号の延長戦で勝敗が決しない場合は、引き分けとする

## 第5条〔優勝チームの決定〕

- ① 2試合の結果により、勝点（90分間による勝利3点、延長戦による勝利2点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを優勝とする。ただし、勝点合計が同一の場合は、次の各号の順序により優勝チームを決定する。
  - (1) 2試合の得失点差
  - (2) PK方式（各チーム5人ずつ。決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決するまで）
- ② 前項第2号におけるPK方式に参加できる者は、第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能、かつ第2戦の選手交代が3名に達していない場合に限り、第2戦の交代要員と交代することができる。
- ③ 第2戦においては、第1戦の敗者が、第1戦における相手チームの勝点に達しない

ことが確定した時点で引き分け終了とし、第1戦の勝者を優勝チームとする。

#### 第6条〔広告看板等の設置〕

- ① ホームクラブは、競技場において、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
  - (1) サイズ：900 mm×13,500 mm
  - (2) 枚数：1枚
- ② ホームクラブは、競技場において、Jリーグの指定した位置に冠スポンサー、サブスポンサーおよびJリーグオフィシャルスポンサーが、広告看板または横断幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
  - (1) サイズ
    - イ. 冠スポンサー 900 mm×6,000 mm
    - ロ. サブスポンサー 900 mm×6,000 mm
    - ハ. Jリーグオフィシャルスポンサー 900 mm×6,000 mm
  - (2) 枚数
    - イ. 冠スポンサー 8枚
    - ロ. サブスポンサー 最大12枚（1社につき1枚）
    - ハ. Jリーグオフィシャルスポンサー 最大10枚（1社につき1枚）
  - (3) 色
    - イ. 冠スポンサー 4色
    - ロ. サブスポンサー 4色
    - ハ. Jリーグオフィシャルスポンサー 4色
- ③ ホームクラブは、競技場において、Jリーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用パネルを掲出できるスペースを確保しなければならない。
  - (1) サイズ：500 mm×500 mm
  - (2) 枚数：2枚
  - (3) 位置：ベンチ横、ハーフウェイライン側
- ④ ホームクラブは、競技場において、Jリーグが指定した位置にフェアプレイキャンペーン用横断幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
  - (1) サイズ：1,200 mm×7,200 mm
  - (2) 枚数：1枚
- ⑤ クラブスポンサーの広告看板または横断幕を掲出する場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。
  - (1) サイズ：900 mm×4,500 mm
  - (2) 色：4色
- ⑥ 第2項、第4項および第5項の広告看板および横断幕の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
  - (1) タッチライン側：タッチラインから5 m以上離れていること
  - (2) ゴールライン側：ゴールラインから5 m以上離れたカメラマン用のラインに沿っていること

- ⑦ クラブスポンサー等の広告看板または横断幕を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグ事務局運営部に届け出なければならない。

#### 第7条〔審判員〕

- ① 主審、副審および予備審判員については、Jリーグが協会の審判委員会に対し、協会登録の1級審判員の派遣を依頼する。
- ② 審判員は、キックオフ時刻の90分前までに競技場に到着しなければならない。
- ③ 審判員の手当等は以下のとおりとする。  
手当て：主審 50,000 円 副審 30,000 円 予備審判員 10,000 円  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- ④ 緊急時における審判員の手当て等の支払いは以下のとおりとする。  
(1) 試合開始前に疾病・負傷その他の理由により交代した場合：支払いなし  
(2) 試合途中の負傷等により交代した場合および試合が中止になった場合  
手当て：主審 30,000 円 副審 20,000 円 予備審判員 7,000 円  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による(移動がともなった場合にのみ支払い)  
(3) 交代によりあらたに職務についた審判員の手当て等は前項に準ずる

#### 第8条〔チームの責に帰すべき事由による開催不能または中止〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合、その過失あるクラブの処分および勝敗の決定については、理事会にて協議のうえ決定する。

#### 第9条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、その勝敗の決定方法は、理事会において協議のうえ決定する。

#### 第10条〔出場停止処分〕

- ① J1その他公式試合において退場もしくは退席処分を受け、これによる出場停止が未消化である場合には、本大会において消化する。
- ② 本大会において退場もしくは退席処分を受け、これによる出場停止が本大会において未消化の場合には、協会の定める直近の公式試合において消化する。

#### 第11条〔放送権〕

試合のテレビ放送権およびラジオ放送権はJリーグに帰属する。

#### 第12条〔主管権〕

Jリーグは、各試合の主管権を各ホームクラブに委譲する。

### 第 13 条〔収支報告〕

各ホームクラブは、本大会終了後 30 日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」(別紙 13)の写しを Jリーグに提出しなければならない。

### 第 14 条〔納付金〕

- ① ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの 3%相当額を協会に納付しなければならない。
- ② ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの 10%相当額を Jリーグに納付しなければならない。

### 第 15 条〔納付期限〕

ホームクラブは、本大会終了後 60 日以内に、所定の納付金を納めなければならない。

### 第 16 条〔表彰〕

Jリーグは、別途定める「J I 表彰規程」に従い本大会の表彰を行う。

---

# '99 Jリーグヤマザキナビスコカップ試合実施要項

---

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、'99 Jリーグヤマザキナビスコカップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関し定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については『1999 Jリーグ試合実施要項』を準用する。

## 第2条〔大会形式〕

本大会は、J1クラブおよびJ2クラブが参加し、トーナメント方式により、1回戦から準決勝まではホーム&アウェイ方式（計2試合）、決勝については1試合により行う。

## 第3条〔試合の主催等〕

- ① 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- ② Jリーグは、1回戦から準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

## 第4条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

1999年9月10日までに登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。

## 第5条〔試合の勝敗の決定〕

- ① 1回戦から準決勝までの試合は、90分間で勝敗が決しない場合には、引き分けとする。
- ② 1回戦から準決勝までにおける各回戦の2試合が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。
- ③ 1回戦から準決勝までにおける各回戦の2試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - (1) 各回戦の2試合の得失点差
  - (2) 各回戦の2試合目終了時に、30分間（前後半各15分間）を限度として行うVゴール方式の延長戦
  - (3) PK方式（各チーム5人ずつ。決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決するまで）
- ④ 決勝の試合は、90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - (1) 30分間（前後半各15分間）を限度として行うVゴール方式の延長戦
  - (2) PK方式（各チーム5人ずつ。決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決するまで）



- ⑤ 第3項第3号および第4項第2号におけるPK方式に参加できる者は、第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ第2戦の選手交代が3名に達していない場合に限り、第2戦の交代要員と交代することができる。

#### 第6条〔順位の設定および表彰〕

決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途定める「表彰規程」により表彰する。

#### 第7条〔広告看板等の設置〕

- ① ホームクラブは、競技場において、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (1) サイズ：900 mm×13,500 mm
- (2) 枚数：1枚
- ② ホームクラブは、競技場において、Jリーグの指定した位置に冠スポンサーおよびサブスポンサーが、広告看板または横断幕を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (1) サイズ
- |            |                 |
|------------|-----------------|
| イ. 冠スポンサー  | 900 mm×6,750 mm |
| ロ. サブスポンサー | 900 mm×6,000 mm |
- (2) 枚数
- |            |                |
|------------|----------------|
| イ. 冠スポンサー  | 6枚             |
| ロ. サブスポンサー | 最大10枚（1社につき1枚） |
- ③ 前項その他の広告看板および横断幕の設置位置は、次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
- (1) タッチライン側：タッチラインから5 m以上離れていること
- (2) ゴールライン側：ゴールラインから5 m以上離れたカメラマン用のラインに沿っていること
- ④ クラブスポンサー等の広告看板または横断幕を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグ事務局運営部に届け出なければならない。

#### 第8条〔手当等〕

審判員およびマッチコミッショナーの手当て等は、「1999 Jリーグ試合実施要項」に定めるJ1の金額に準ずる。

#### 第9条〔通行証〕

- ① 1回戦から準決勝までの試合については、「1999 Jリーグ試合実施要項」に定める通行証およびホームクラブの発行する通行証により、競技場における通行可能エリアを指定する。

- ② 決勝の試合については、Ｊリーグが別途発行する通行証により、競技場における通行可能エリアを指定する。

#### 第10条〔納付金〕

- ① ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの3%相当額を協会に納付しなければならない。
- ② 準々決勝および準決勝のホームクラブは、入場料収入のうちの10%相当額をＪリーグに納付しなければならない。

## 別紙 I

## 救急用機器・医薬品

カテゴリー	品名	数量
器材類	アンビューセット	1箱
	濃縮酸素	2本
	血圧計	1本
	聴診器	1本
	体温計	1本
	ペンライト	1本
	ギブスシーネ (4インチ×15インチ)	2本
	アロフェンスシーネ (指用)	2本
	ユリアバック	3本
	アイスクャップ	1本
	手袋 (未消毒)	少々
	ハサミ (13.5cm)	2本
	ピンセット	2本
	毛抜き	2本
爪切り	2本	
ガーゼ・包帯類	眼帯	2個
	アミホータイ	2本
	伸縮ホータイ	2本
	指キャップ	2本
	三角巾	2枚
	メディカルテープ	2本
	サージカルテープ	2本
	ヘルパッド	2本
	エラスコット (5cm,7.5cm,20cm)	各2本
	ケーパインガーゼ (中)	10袋
	救急絆	1箱
薬品類	ポンタール (250mg)	100錠
	バファリン	36錠
	三共胃腸薬	100錠
	テオドール (50mg)	100錠
	パイロンA (PL)	30p
	ブスコバン (10mg)	100錠
	中外下痢止め	1箱 (小)
	センバア (塩酸メクリジン) 【めまい用】	20~30錠
	リスロンS (プロムワレル尿酸) 【鎮静剤】	20錠
	明治Sトローチ (塩化好ル'リジ'ウム、キョウエス)	20錠
	ターゼン	100錠
	プリンペラン錠	100錠
消毒薬・外用薬など	消毒用ヒビテン (5%)	1瓶
	マキロン	1瓶
	三共目薬	1本
	ソフラチュール	10枚
	パテックスA	10袋

# 別紙 2

(1ページ目)

リーグ使用欄		
事務局長	所属長	担当

## 広告掲出申請書

(社)日本プロサッカーリーグ  
 チェアマン 川淵 三郎 殿

下記のとおり競技場内(観客席を除く)へチームスポンサー等の広告を掲出することを申請いたします。

大会名	①J1(1st, 2nd) ②J2 ③リーグカップ ④Jサテライトリーグ ⑤その他( )		
対象試合			
掲出媒体	①看板 ②横断幕 ③ユニフォーム ④その他( )		
件数	件		
広告社名		業種	
内容(※サイズ、デザインロゴ、色彩等を記入、複数ある場合2ページ目以降に記入)			

年 月 日

クラブ名:

実行委員:

印

※サイズ、デザインロゴ、色彩等資料に関する資料があれば、添付すること

(2 ページ目以降)

チーム名 :

	広告社名		業種	
内 容 (※サイズ、デザインロゴ、色彩等)				

	広告社名		業種	
内 容 (※サイズ、デザインロゴ、色彩等)				

	広告社名		業種	
内 容 (※サイズ、デザインロゴ、色彩等)				

	広告社名		業種	
内 容 (※サイズ、デザインロゴ、色彩等)				

〔改訂：1999年2月16日〕

# 別紙 3

※ 第1種・第2種（トップ出場可） ・ 第2種（トップ出場不可） ・ 外国籍選手 ・ 外国籍扱いしない  
 (社) 日本プロサッカーリーグ

## 選手データ票

チーム名	
JFA選手登録番号	
登録名 (フリガナ)	_____
(英文)	_____
背番号	
ポジション	※ GK, DF, MF, FW
身長/体重	cm kg
生年月日	年 月 日 (西暦で記入して下さい)
出生地	
血液型	※ A, B, O, AB
国籍 (外国籍のみ)	
登録区分	※ アマチュア以外 (プロA, プロB, プロC, その他), アマチュア
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (西暦で記入して下さい)
期限付き移籍の場合	移籍元クラブ
前登録チーム/国名 (英文)	_____
所属期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (西暦で記入して下さい)
備考	
届出目的	※ 新規追加, 変更, 抹消, 年次確認
届出日	年 月 日 (西暦で記入して下さい)

※ 該当するものをマルで囲む

上記のとおり申請いたします。

実行委員名：

印

# 別紙 4

(社) 日本プロサッカーリーグ

## 役員・チームスタッフ データ票

チーム名	
役職名	
登録名	
(フリガナ)	
(英文)	
生年月日	年 月 日 (西暦で記入して下さい)
国籍 (外国籍のみ)	
備考	
届出目的	※ 新規追加, 変更, 抹消, 年次確認
登録区分	※ トップのみ, サテライトのみ, トップ・サテライト共
届出日	年 月 日 (西暦で記入して下さい)

※ 該当するものをマルで囲む

上記のとおり申請いたします。

実行委員名：

印

### 〔役職一覧〕

総監督 (General Manager) 監督 (Manager) ヘッドコーチ (Head Coach) コーチ (Coach) GKコーチ (Goalkeeping Coach) フィジカルコーチ (Physical Coach) ドクター (Doctor) マッサージ (Masseur) アスレティックトレーナー (Athletic Trainer) フィジオセラピスト (Physiotherapist) 通訳 (Interpreter) 主務 (Secretary) <sup>〔注1〕</sup> 副務 (Assistant Secretary) <sup>〔注1〕</sup> 用具係 (Kit)	実行委員 (Executive Officer) 実行委員代理 (Deputy Executive Officer) サテライト実行委員代理 (Deputy Executive Officer/Satellite) 運営担当 (正) (Operations Officer) 運営担当 (副) (Assistant Operations Officer) <sup>〔注2〕</sup> サテライト運営担当 (正) (Operation Officer/Satellite) 広報担当 (正) (Press Officer) 広報担当 (副) (Assistant Press Officer) <sup>〔注2〕</sup> 強化担当 (Player Development Officer) 記録員 (Scorekeeper)
--	--

〔注1〕 トップ、サテライトで各1名まで

〔注2〕 2名まで





別紙 6

リーグ使用欄		
事務局長	所属長	担当

入 場 券 報 告 書

(社)日本プロサッカーリーグ  
 チェアマン 川淵 三郎 殿

大会名	①J1(1st 2nd) ②J2 ③リーグカップ ④Jサテライトリーグ ⑤その他( )		
競技場名	(収容可能席数 席・発券可能席数 席)		
発売開始日			
発売方法		発売場所	

入場券の種類	席 数	単 価		備 考
		前 売 券	当 日 券	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
年間指定席券	席	円	円	
	席	円	円	
	席	円	円	
招待券	席	—	—	
	席	—	—	
合 計	席	—	—	

\*金額には消費税を含みます。

年 月 日

クラブ名:

実行委員:

印

[改訂:1999年2月16日]



## Jリーグマッチコミッショナー報告書

大会名：1999 Jリーグ

J1リーグ戦 (1st、2nd) ステージ 第 節

J2リーグ戦 第 節

氏名： \_\_\_\_\_

## 試合について

チーム名： \_\_\_\_\_ VS \_\_\_\_\_

競技場名： \_\_\_\_\_

試合結果： \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

延長 ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ) Vゴール \_\_\_\_\_ 分

開催日：1999年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ )

キックオフ：前半 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ( 指定時刻 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

後半 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ( 指定時刻 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

遅延理由：前半 \_\_\_\_\_

後半 \_\_\_\_\_

審判員：主審 \_\_\_\_\_

副審1 \_\_\_\_\_

副審2 \_\_\_\_\_

予備審判 \_\_\_\_\_

入場者実数： \_\_\_\_\_ 人

天候： \_\_\_\_\_

ピッチ状況： \_\_\_\_\_

競技場の付帯設備状況： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

# Jリーグマッチコミッショナー報告書

大会名：'99 Jリーグヤマザキナビスコカップ

(1回戦、2回戦、準々決勝、準決勝)第 試合、決勝

氏名： \_\_\_\_\_

## 試合について

チーム名： \_\_\_\_\_ VS \_\_\_\_\_

競技場名： \_\_\_\_\_

試合結果： \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

延長 ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ) Vゴール \_\_\_\_\_ 分

P K ( \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

開催日：1999年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( \_\_\_\_\_ )

キックオフ：前半 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ( 指定時刻 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

後半 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ ( 指定時刻 \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ )

遅延理由：前半 \_\_\_\_\_

後半 \_\_\_\_\_

審判員：主審 \_\_\_\_\_

副審1 \_\_\_\_\_

副審2 \_\_\_\_\_

予備審判 \_\_\_\_\_

入場者実数： \_\_\_\_\_ 人

天候： \_\_\_\_\_

ピッチ状況： \_\_\_\_\_

競技場の付帯設備状況： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

# 審判員について

主審・副審評価点の目安				
1. 極端に悪い	2. 非常に悪い	3. 悪い	4. 不満足	5. やや不満足
6. 平均的	7. やや良い	8. 良い	9. 非常に良い	10. 理想的

## 1. 主審の評価

### A. 個人的資質

A1. 性格（確固としているか、不安さは、困難なケースで観客の影響を受けているか、競技者に影響されているか、公平か）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 × 1

A2. 体力（プレーを追うのが速いか [スピード]、スタミナは十分か、プレーの近くにいるか）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 × 2

### B. 審判能力

B1. 競技規則の解釈と適用（規則の精神を適用しているか、故意と故意でないプレイの区別は的確か、アドバンテージの適用はどうか）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 × 3

B2. 任務の遂行能力（些細なことに気を使っているか、対角線式審判法は、副審との協力は、判定ははっきりしているか、笛の吹き方は、シグナルは正しいか、時間は正確か）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 × 2

B3. 規律とコントロール（不正行為や暴力にどう対処しているか、警告や退場は適切か）

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 × 2

評価点 (A1+A2+B1+B2+B3) ÷ 10

### C. 試合の困難度

1 易しい    2 難しい    3 非常に難しい

理由： \_\_\_\_\_

## 2. 副審の評価（各項目を10点満点で評価する）

	ポジショニング		判定		シグナル		主審との協力		合計
副審1	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	+	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	+	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	+	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	=	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>
副審2	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	+	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	+	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	+	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>	=	<input style="width: 40px; height: 25px;" type="text"/>

## 3. その他審判員に関するコメント

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 警告・退場について

警告：

[理由欄への記入項目] ラ：ラフプレイ、反：反スポーツ、異：異議、繰：繰違反、遅：遅延行為、距：距離不足、  
入：無許可入、去：無許可去

[評価欄への記入について] 判定・処置が適切かどうか○△×で評価

時間	チーム	選手名	理由	評価	時間	チーム	選手名	理由	評価
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		
分		No.			分		No.		

退場：

[理由欄への記入項目] 著：著不正、乱：乱暴、つば：つば吐き、手：阻止(手)、他：阻止(他)、侮：侮辱、2：警告2回  
[評価欄への記入について] 判定・処置が適切かどうか○△×で評価

時間	チーム	選手名	理由	評価	具体的事由
分		No.			
分		No.			
分		No.			
分		No.			

警告・退場処置に関するコメント：

---



---



---



---



---

明らかに警告・退場にすべきだったのにしなかった  
ケース：(理由欄に上の略記の該当する項目を記入。  
選手が確定できない場合、選手欄は空欄)

時間	チーム	選手名	理由
分		No.	
分		No.	
分		No.	
分		No.	

1999年 月 日

vs

**運営について**（各項目を○△×で評価、未確認項目には斜線【/】を引く）

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 実行委員、運営担当の任務は適切か     | <input type="checkbox"/> カメラマンの誘導、整理は適切か |
| <input type="checkbox"/> マッチコミッショナーに対する協力は適切か | <input type="checkbox"/> 観客の導線は適切か       |
| <input type="checkbox"/> マッチコミッショナー席は適切か      | <input type="checkbox"/> 選手の導線は適切か       |
| <input type="checkbox"/> スケジュール設定・進行は適切か      | <input type="checkbox"/> 審判の導線は適切か       |
| <input type="checkbox"/> 場内整理員および警備員の配置は適切か   | <input type="checkbox"/> プレスの導線は適切か      |
| <input type="checkbox"/> ボールボーイの行動は適切か        | <input type="checkbox"/> 身障者への対応は適切か     |
- 
- 
- 

**競技について**（各項目を○△×で評価、未確認項目には斜線【/】を引く）

- | ホーム                      | アウェイ                     | ホーム                      | アウェイ                     |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
- 
- 
- 

**観客・サポーターについて**（各項目を○△×で評価、未確認項目には斜線【/】を引く）

- | ホーム                      | アウェイ                     | ホーム                      | アウェイ                     |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |                          |                          |
- 
- 
- 

**特記事項**（本試合で指摘した事項やただちに改善を要望する事項など）

---

---

---

---

---

---









別紙 12

リーグ使用欄		
事務局長	所属長	担当

試合運営報告書

(社)日本プロサッカーリーグ  
 チェアマン 川淵 三郎 殿

大会名			節・回戦	
日時	年 月 日( )	キックオフ時刻	:	競技場
対戦カード	[ホームクラブ]	vs	[ビジタークラブ]	
結果	:	( : )	90分 延長(前・後)	PK :
報告内容 (該当する問題点に○)	①競技の進行		②警備関連	③観客サービス
	④マスコミ対応		⑤チケット販売	⑥その他

以上のとおり報告します。

年 月 日

クラブ名:

実行委員:

印

運営担当:

印

[改訂:1999年2月16日]

年 月 日

# 試合収支決算書

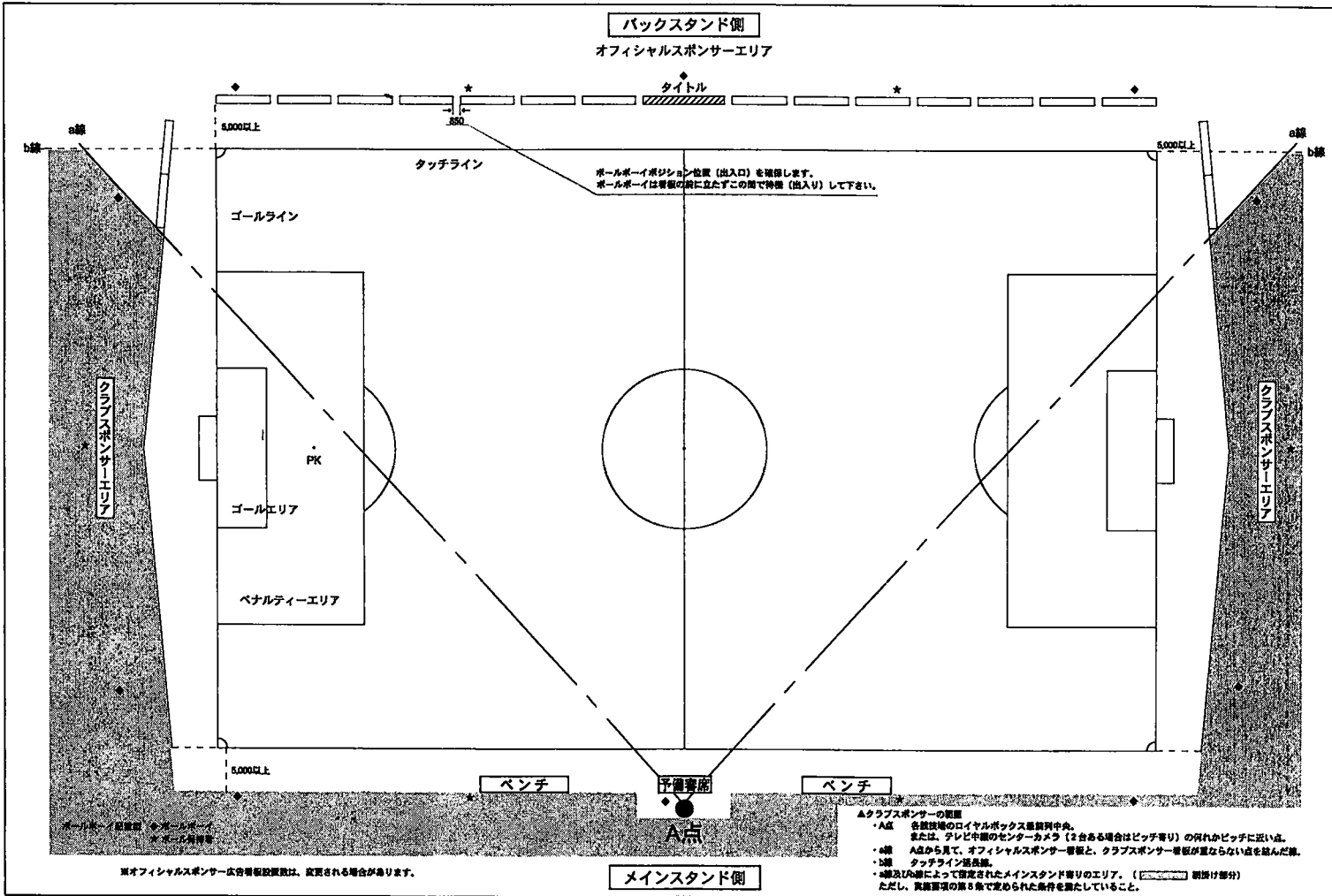
チーム名: \_\_\_\_\_

代表者氏名: \_\_\_\_\_ 印

大会名		節・回戦	
該当試合	年 月 日	VS	

		券 種	単 価	枚 数	金 額	
収 入	入 前 売					
		(計)			①	
	入 場 券 当 日					
		(計)			②	
(合 計)					①+②=③	
入 其 他						
	(合 計)				④	
〔 A 〕					③+④	
支 出	競 技 場 使 用 料					
	運 営 人 件 費					
	雑 費 (TEL、FAX、コピー、弁当、プレス対応)					
	その他					
〔 B 〕						
収 支					〔 A - B 〕	

立 替 金	マッチコミッショナー経費 (日当、旅費)	
	(合 計)	



ボールボーイ位置図 各ゴールキーパー  
ボール位置図

※オフィシャルスポンサー広告看板設置図は、変更される場合があります。

- ▲クラブスポンサーの位置
- ・A点 各競技場のロイヤルボックス最前列中央、または、テレビ中継のセンターカメラ(2台ある場合はピッチ寄り)の併れかピッチに近い点。
- ・a線 A点から見て、オフィシャルスポンサー看板と、クラブスポンサー看板が重ならない点を結んだ線。
- ・b線 タッチライン延長線。
- ・c線及びd線によって指定されたメインスタンド寄りのエリア。( [ ] 内は 副席付部分) ただし、真横事項の隅8角で定められた条件を満たしていること。

105M×68M S=1:400

---

# ユニフォーム要項

---

## 第1条〔趣旨〕

本要項は、「Jリーグ規約」第49条第4項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

## 第2条〔使用義務〕

Jクラブは、試合において、その所属チームの選手に、実行委員会が承認したユニフォームを使用させなければならない。

## 第3条〔選手番号〕

- ① ユニフォームには、選手番号が明確に表示されていなければならない。
- ② 選手番号は事前にJリーグに登録し、シーズン途中の変更は認めない。
- ③ 前項の選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、そのサイズは、次のとおりとする。
  - (1) シャツ 前面の左側もしくは中央に高さ10cm、背中は高さ25cm
  - (2) ショーツ 前面の右下に高さ8cm
- ④ 選手番号は、1をゴールキーパー、2～11をフィールドプレイヤー、12以降はポジションとは無関係とする。ただし、シーズン途中の移籍等による場合を除いては、欠番を認めない。

## 第4条〔アームバンド〕

チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。

## 第5条〔Jリーグマークおよびチャンピオンマーク等〕

- ① ユニフォームのシャツの右袖上腕部には、Jリーグ所定のJリーグマークをつけなければならない。
- ② 前年度天皇杯全日本サッカー選手権大会の優勝チームおよび前年のJリーグ優勝チームは、前項のJリーグマークに代えて、それぞれ協会所定の「天皇杯チャンピオンマーク」および「Jリーグチャンピオンマーク」をつけなければならない。

## 第6条〔チームエンブレム〕

ユニフォームには、チームエンブレムをつけることができる。

## 第7条〔メーカー名の表示〕

ユニフォームのメーカー名の表示は、次の場所およびサイズとする。

- (1) シャツ 胸。1か所。20 cm<sup>2</sup>以下
- (2) ショーツ 前面の左下。1か所。12 cm<sup>2</sup>以下
- (3) ストッキング 各1か所。12 cm<sup>2</sup>以下

#### 第8条〔広告の表示〕

- ① ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」(別紙2)によりJリーグ事務局運営部に届け出なければならない。
- ② 前項に基づく広告は、シャツに3か所(ただし、1か所につき1社に限る)表示することができる。
- ③ 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。
  - (1) 前 面 選手番号上部。300 cm<sup>2</sup>以下
  - (2) 背 中 選手番号上部または下部。200 cm<sup>2</sup>以下
  - (3) 左 袖 50 cm<sup>2</sup>を超えないサイズ
- ④ ユニフォームに、協会またはJリーグが指定するキャンペーンマークその他広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

#### 第9条〔選手名の表示〕

- ① シャツには、選手名または通称を表示することができる。
- ② 前項の表示をする場所およびサイズ等は、次のとおりとする。
  - (1) 場 所 シャツ背中の選手番号上部。但し、当該箇所に広告を表示している場合は、シャツ背中の選手番号下部
  - (2) サイズ 150 cm<sup>2</sup>以下、1文字の高さは5 cm
  - (3) 文 字 アルファベットにより表記し、直線的に表示
- ③ 選手名の表示を選手名または通称以外にて行うことを希望する場合は、事前に実行委員会に申請し、承認を得なければならない。

---

#### 〔改 正〕

平成8年12月24日

平成10年1月29日

平成11年2月16日

---

# 1999 Jリーグドーピングコントロール要項

---

## 第1条〔趣 旨〕

本要項は、「ドーピング禁止規程」第3条第1項に基づき、ドーピングテストの手続きに関する事項を定める。

## 第2条〔ドーピングテストの受検義務〕

- ① Jリーグは、「ドーピング禁止規程」および本要項にもとづき、事前の通知なくして、Jリーグに登録した全選手に対してドーピングテストの受検を指示・命令することができる。
- ② 選手は、Jリーグの指示・命令に応じてドーピングテストを受検しなければならない。受検を拒否し、または不正操作を試みた場合には、ドーピングテストの結果が陽性になった場合と同様に扱う。
- ③ Jクラブは、所属する選手に対してドーピングテストを受検させ、その他ドーピングテストの実施に積極的に協力しなければならない。

## 第3条〔ドーピングテストの実施・監督機関〕

- ① Jリーグは、ドーピングテストに関して、ドーピングコントロール委員会委員または同委員会が指名した者の中から、医師であるドーピングコントロールコーディネーター（以下「コーディネーター」という）を指名する。
- ② コーディネーターは、対象選手のくじ引き、所定の書式への記入、尿サンプルの採取手続、尿サンプルのFIFAおよびIOC認定検査機関への送付、その他ドーピングテスト全体について監督し、責任を負う。
- ③ ドーピングドクターは、ドーピングコントロール委員会が指名した1名または2名の医師が担当し、サンプルの採取および管理を行う。
- ④ ドーピングテストにより採取されたサンプルを検査する検査機関（以下「検査機関」という）は、第11条に定める。

## 第4条〔ドーピングテスト対象試合の選定〕

- ① ドーピングコントロール委員会は、ドーピングテストを実施する試合（以下「ドーピングテスト対象試合」という）を指定し、出場する各Jクラブに対し、試合開始の60分前までにドーピングテストを実施する旨を通知する。
- ② ドーピングコントロール委員会の各委員およびコーディネーターは、前項の通知がなされる前に、ドーピングテスト対象試合の指定に関する情報を、Jクラブ、選手その他いかなる者にも開示または漏洩してはならない。



## 第5条〔使用薬物リストの提出〕

- ① ドーピングテスト対象試合に出場するJクラブのチームドクターは、試合開始前72時間の間に選手に処方された薬物（薬品名、診断名、投与量、投与時期、投与期間、投与方法）その他必要事項を書式0-1に記入し、試合開始前にコーディネーターに提出しなければならない。
- ② コーディネーターは、書式0-1の写しを検査機関に送付する。

## 第6条〔ドーピングテスト対象選手の選抜〕

- ① ドーピングテストは、各チームからくじ引きによって選抜された各2名の選手（以下「ドーピングテスト対象選手」という）に対して行う。
- ② 前項のくじ引きにはコーディネーターのほか、次の各号の者が立ち会う。
  - (1) マッチコミッショナー
  - (2) Jクラブ役員またはチームスタッフ（以下「チーム代表者」という）：各1名
- ③ 第1項のくじ引きは、試合開始の60分前に以下の方法で行う。
  - (1) コーディネーターは、選手の背番号が1～16の場合には1～16の番号札の番号をそのまま抽選番号とし、背番号が17以上の場合には残余の番号札を番号の小さい順に背番号の小さい選手に割り当てて抽選番号とする。
  - (2) コーディネーターは、抽選番号と背番号を書式0-10に記入し、自らの署名の上、各チーム代表者に写しを交付する。
  - (3) マッチコミッショナーは、1～16の抽選番号を記した番号札を、各Jクラブごとに中が見えない袋に入れる。
  - (4) コーディネーターは、各Jクラブの袋から番号札各4枚を無作為に抽出し、番号を見ないまま各Jクラブごとに①～④の番号を記した封筒（計8枚）に入れ、密封の上署名し、安全な場所に保管する。
- ④ コーディネーターは、ハーフタイムに、各チーム代表者の立ち会いのもと封筒①、②を開封してドーピングテスト対象選手を確定し、以下各号の事項を記載した書式0-2を作成した上で、これを各チーム代表者を通じてチームドクターに交付し、写しをマッチコミッショナーに交付する。
  - (1) ドーピングテスト対象選手の氏名
  - (2) ドーピングテスト対象選手が、試合終了後直ちにドーピングテスト実施場所へ出頭すべき指示
  - (3) ドーピングテスト対象選手は、チームドクターまたはチーム代表者1名（以下「付添人」という）を同伴できること
  - (4) ドーピングテスト対象選手が、受検を拒否するか不正操作を試みた場合の措置
- ⑤ 選手が、以下各号の時点で重傷を負い、緊急入院が必要となった場合において、コーディネーターが、ドーピングテストの実施が不可能と判断する場合には、次のとおりとする。
  - (1) くじ引き前：当該選手をくじ引きから除外する
  - (2) くじ引き後：当該選手に代わり封筒③に封入された番号札の抽選番号の選手をドーピングテスト対象選手とし、さらにもう1名の選手も同様の事態

となった場合には、封筒④に封入された番号札の抽選番号の選手をドーピングテスト対象選手とする

#### 第7条〔ドーピングテスト実施場所への出頭〕

- ① ドーピングテストは、ドーピングテスト室またはコーディネーターが指定した場所（以下「ドーピングテスト実施場所」という）で行う。
- ② 試合の前半に選手交代により退場した場合（選手交代により退場した場合および主審による退場処分を受けた場合の双方をいう。以下同じ）、および試合の後半にドーピングテスト対象選手が退場した場合には、Jクラブは当該選手がドーピングテストを適正に受検できるように、ベンチ・ロッカールームその他適切な場所において、監視下におくものとする。
- ③ ドーピングテスト対象選手は、試合終了後直ちに、ピッチからドーピングテスト実施場所へ直接出頭し、選手証を提示しなければならない。
- ④ Jクラブは、ドーピングテスト対象選手をドーピングテスト実施場所へ出頭させる義務を負う。
- ⑤ 出頭したドーピングテスト対象選手は、ドーピングテスト実施場所の控え室で待機し、ドーピング物質を一切含まないソフトドリンクを摂取することができる。このソフトドリンクは、密封された容器に入れられ、選手自ら開封するものとする。

#### 第8条〔ドーピングテストの参加者〕

- ① ドーピングテスト実施場所に立ち入ることができる者は、以下の者に限られる。
  - (1) ドーピングテスト対象選手
  - (2) 付添人：1名
  - (3) コーディネーター
  - (4) ドーピングドクター：1名または2名
  - (5) マッチコミッショナー（Jリーグが必要と認めた場合）
  - (6) 通訳（Jリーグが必要と認めた場合）
- ② 警備スタッフは、前項以外の者がドーピングテスト実施場所に立ち入らないよう、適切な措置を講ずる。

#### 第9条〔サンプルの採取〕

- ① コーディネーターは、選手証により、ドーピングテスト対象選手の同一性を確認する。
- ② ドーピングテスト対象選手は、プラスチックパックに封印された新品の検尿カップの1つ、A・Bの記号付きボトル2本、同一番号付きシール1袋およびボトル保管用プラスチック容器2つを選定する。
- ③ ドーピングテスト対象選手は、コーディネーターまたはドーピングドクターの監視のもと、検尿カップ中に原則として75 ml以上の尿を排尿する。ただし、コーディネーターが困難と判断した場合には、50 ml以上とする。
- ④ ドーピングドクターは、選手の面前で、約50 mlの尿をボトルAに、約25 mlの尿

をボトルBに入れる。前項但書の場合には、それぞれ約 35 ml、約 15 ml とする。

- ⑤ ドーピングドクターは、サンプル採取後、直ちに検尿カップの残余の数滴により PH テストおよび比重の測定を行う。

#### 第 10 条〔サンプルの封印・送付〕

- ① ドーピングドクターは、サンプル採取後、直ちにボトル A および B の栓を閉め、封印を施すものとし、選手および付添人は、封印を確認することができる。
- ② コーディネーターは書式 0-3 に必要事項を記入し、ドーピングテスト対象選手、チーム代表者および自らの署名の上、ドーピングコントロール委員会に送付する。
- ③ ドーピングドクターは、選手の面前で、ボトル A および B を各別の保管用プラスチック容器に入れ、これらに同一番号のシールを貼付する。これらの保管用プラスチック容器は、サンプル移送用の検体保護発砲スチロール箱に収めて封印し、検体移送用の別のシールを貼付する。
- ④ コーディネーターは、書式 0-4 に日付、試合名、シール番号、PH および比重その他必要事項を記入し、自らの署名の上、写しを検査機関に送付する。
- ⑤ コーディネーターは、サンプル保護発砲スチロールの箱をサンプル運搬用バッグに入れて封印し、あらかじめ指定したサンプル運搬担当者に渡して、書式 0-11 により受け渡しを確認する。
- ⑥ サンプルの検査機関への到着時には、原則としてドーピングコントロール委員会の委員および／または J リーグ代表者ならびに検査機関責任者が立ち会うものとする。

#### 第 11 条〔サンプルの分析・保管〕

- ① サンプルの検査機関は、FIFA および IOC 認定検査機関である三菱化学ビーシーエルとする。
- ② ボトル B のサンプル（以下「B サンプル」という）は専用の冷蔵庫に入れ、ドーピングコントロール委員会がその鍵を保管する。
- ③ 検査機関への立ち入りは、J リーグの許可された役員および三菱化学ビーシーエルの社員に限り許されるものとする。

#### 第 12 条〔検査結果の報告〕

- ① 検査機関の分析者は、ボトル A のサンプル（以下「A サンプル」という）の分析結果を書式 0-5 に記載し、自らの署名の上、ドーピングコントロール委員会委員長に提出する。
- ② 書式 0-5 には、分析により検出されたあらゆる物質を記載する。

#### 第 13 条〔ドーピングテストの経過の報告〕

コーディネーターは、ドーピングコントロール委員会委員長に対し、書式 0-7 および 0-9 によりドーピングコントロールの詳細を報告しなければならない。

#### 第 14 条〔陰性の場合の取扱〕

- ① ドーピングコントロール委員会が、前2条の報告にもとづき陰性と認定した場合には、同委員会委員長は、当該選手の属するJクラブにその旨を書式0-8により通知する。
- ② 前項の場合、同委員会の委員および／またはJリーグ代表者の立ち会いのもとに、Bサンプルを破棄し、同委員会委員長はドーピングテストの終了を宣言する。

#### 第15条〔陽性の場合の取扱〕

- ① ドーピングコントロール委員会が、第12条および第13条の報告にもとづき陽性と認定した場合には、同委員会委員長は、当該選手の属するJクラブにその旨を書式0-8により通知する。
- ② 当該選手の属するJクラブの代表者は、前項の通知を受領後12時間以内に、ドーピングコントロール委員会に対し、書面によりBサンプルによる再テストの実施を申し立てることができる。
- ③ 前項の時間内に再テスト実施申立書がドーピングコントロール委員会に到達しない場合には、同委員会は当該選手を陽性と認定し、その旨をアンチ・ドーピング特別委員会に書面により報告する。
- ④ 前項の場合、第2項の期限から2時間経過後、前条第2項と同様の措置をとる。

#### 第16条〔再テスト〕

- ① 前条第2項の申立による再テストは、第12条第1項の検査機関において、Aサンプルの分析に直接携わらなかった職員がBサンプルを使用して実施する。
- ② 再テストにおいては、Jリーグ代表者およびドーピングコントロール委員会委員長は、ボトルBの開封およびBサンプルの分析に立ち会う。当該選手の属するJクラブは、選手のほか、チーム代表者1名を立ち合わせることができる。
- ③ 検査機関の分析者は、再テストによるBサンプルの分析結果を書式0-6に記載し、自らの署名の上、ドーピングコントロール委員会委員長に提出してその署名をえるものとする。

#### 第17条〔再テスト後の取扱〕

- ① ドーピングコントロール委員会は、第12条、第13条および前項第3項の報告にもとづき陽性と認定した場合には、同委員会委員長は、その旨をアンチ・ドーピング特別委員会に書面により報告する。
- ② ドーピングコントロール委員会は、再テストによるBサンプルの分析結果が陰性となる等により陽性／陰性の認定が困難な場合には、その旨および理由をアンチ・ドーピング特別委員会に書面により報告し、陽性／陰性の認定を同委員会の決定に委ねることができる。

#### 第18条〔異議申立〕

陰性／陽性の最終決定、ドーピングテスト手続の適正、選手・Jクラブ等に対して科される制裁の内容・程度については、アンチ・ドーピング特別委員会において、制

裁の対象となる者に弁明の機会を与えた上で決定するものとし、ドーピングコントロール委員会の認定に対しては、その他に異議申立を行うことはできないものとする。

## 競技場検査要項 [99年度用]

競技場の名称

[検査基準] (\* 必要度)

- \* (A) = 必ず具備しなければならない条件 [加算ポイント = 0点]  
 \* (B) = 原則として具備しなければならない条件 [加算ポイント = 2点]  
 \* (C) = 具備することが望ましい条件 [加算ポイント = 1点]

[検査項目]

	設 備	内 容	*必要度	備 考
競 技 場 設 備	収容人員・	15,000人以上	A	
		20,000人以上		C
	ピッチ	天然芝(常緑)であること	A	
		広さ = 105m X 68m	B	
		外側周囲に1.5m以上の芝生部分を確保	B	
	屋根	メインスタンドを覆う	B	
		観客席のすべてを覆う		C
	照明	ピッチ内平均照度 = 1,500ルクス以上	B	
	観客席	椅子席で、10,000席以上	A	
		個席で、10,000席以上	B	
	来賓席	メインスタンド中央部に、屋根付き	A	
		50席以上	B	
	放送席	メインスタンド中央部に、3人が座れ、 マイク、モニター、資料が置ける机を設置	A	
		3ボックス設置	B	
	記者席	メインスタンド中央部に80席以上	A	
		屋根付き。手元照明付きデスク(70cm X 50cm)を設置	B	
	カメラスペース	メインスタンド中央部に10社分(4㎡ X 10社)のスペース	A	
		常設・専用のスペース	B	
	記録室	ピッチ全体を見渡せる場所	A	
		個室で、エアコン付き	B	
ゴール	白色・丸形(直径12cm)で、固定方法に つきJリーグが安全性を認定したもの	A		
	埋め込み式	B		
ゴールネット	白色で、ボールを反発する補強材を使用 しないで取り付けるもの	A		
スコアボード	得点、時間を表示できるもの	A		
	電光掲示盤	B		
メンバー掲示板	出場メンバーを表示できるもの(スコア ボードでの兼用可)	A		
掲揚ポール	3本以上を、メインスタンドから見える 場所に設置	A		
ベンチ	透明な屋根付きで、11名以上着席可	A		
	固定式	B		

	設 備	内 容	*必要度		備 考
付 帯 設 備	選手更衣室	2室。ベンチ25人分。温水シャワー。 120㎡以上。左右に分けて設置。エア コン、マッサージ台、温水シャワー8基 以上、洋式トイレを設置	A		
	練習場	設置	A		
		室内 2か所		B	C
	医務室	ベッド、冷蔵庫、洗面台、担架を設置	A		
		エアコン付き		B	
	審判更衣室	4人収容可能な部屋。	A		
		選手更衣室から離して設置。エアコン、 洋式トイレ、温水シャワーを設置		B	
		2部屋確保。応接セットを設置			C
	本部室	電源、電話回線を設置	A		
		100㎡以上の部屋を2室。エアコン付き		B	
	来賓室	設置		B	
	記者室	電源、電話回線を設置	A		
		80人以上収容可能。エアコン付き		B	
	カメラマン室	電源、電話回線を設置	A		
50㎡以上 暗室付き			B	C	
インタビュールーム	設置	A			
	100㎡程度、エアコン付き			C	
警 察・消 防 控 え 室	設置	A			
	観客席全体が見渡せること		B		
	ドーピングコントロール室	設置	A		
そ の 他 の 設 備	入場券売り場	設置	A		
	物品販売所	飲食物・サッカー関連グッズの販売所	A		
	駐 車 場	敷地内、大型バス2台を収容可能	A		
		敷地内、乗用車50台分を収容可能		B	
		徒歩10分以内、乗用車200台分収容			C
	レストラン	競技場内部にあること			C
	観客用トイレ	収容可能人数に見合う適正な数を設置	A		
身障者用の設備	観戦場所の確保。専用トイレの設置 常設・専用の観戦場所、スロープの設置	A	B		

[結果報告その他]

	検査実施日
	年 月 日
	検査担当者の署名・捺印
	(印)



# 日本サッカー協会選手契約書

## 〔プロA契約書〕

\_\_\_\_\_ (以下「クラブ」という)と \_\_\_\_\_ (以下「選手」という)とは、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手 (以下「プロ選手」という)としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条〔誠実義務〕

- ① 選手は、財団法人日本サッカー協会 (以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等 (以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

### 第2条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条〔禁止事項〕

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項 (試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟 (FIFA)が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

### 第4条〔報酬〕

クラブは選手に対し、本契約書裏面に記載する報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

### 第5条〔費用の負担〕

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

### 第6条〔休暇〕

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

### 第7条〔疾病および傷害〕

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、リーグ等の定める基準によりクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

### 第8条〔選手の肖像等の使用〕

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等 (以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動 (以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。



- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
  - (1) テレビ・ラジオ番組への出演
  - (2) イベントへの出演
  - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
  - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

#### 第9条【クラブによる契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
  - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
  - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
  - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

#### 第10条【選手による契約解除】

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
  - (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
  - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬および出場報酬(満額)を受け取ることができる。

#### 第11条【制裁】

- 選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬(年額)の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。
- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
  - (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
  - (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
  - (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

#### 第12条【有効期間および更新手続き】

- ① 本契約の有効期間は、本契約書裏面に記載する。
- ② クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。
- ④ 本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

#### 第13条【修正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

#### 第14条【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

#### 第15条【紛争の解決】

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。
- ③ 前項に基づき協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

#### 第16条【保管】

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブおよび選手がそれぞれ1通ずつ保管する。

〔プロA契約書〕

クラブ名： \_\_\_\_\_ 選手名： \_\_\_\_\_

〔基本報酬〕

基本報酬は、次に定める金額とし、毎月 \_\_\_\_\_ 日に支給する。

- (1)年額 金 \_\_\_\_\_ 円 (ただし、1年未満の契約については年額相当額を意味する)  
 (2)月額 金 \_\_\_\_\_ 円 (ただし、 \_\_\_\_\_ 月は \_\_\_\_\_ 円)

〔出場報酬〕

出場報酬の総額は、次に定める金額とし、支給対象試合 1 試合あたりの出場報酬は、「総額」を「支給対象試合数」で割った金額とする。

- (1)総額 金 \_\_\_\_\_ 円  
 (2)支給対象試合数 \_\_\_\_\_ 試合  
 [支給対象となる大会(試合数)]  
 \_\_\_\_\_ ( 試合) \_\_\_\_\_ ( 試合)  
 \_\_\_\_\_ ( 試合) \_\_\_\_\_ ( 試合)  
 \_\_\_\_\_ ( 試合) \_\_\_\_\_ ( 試合)

(3)1 試合あたりの出場報酬 金 \_\_\_\_\_ 円

(4)出場報酬は、各試合における出場実績に基づき次の係数により算出した金額の合計額を、翌月の \_\_\_\_\_ 日に支給する。

- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| イ. 公式記録に基づく出場時間が 45 分を超えたとき       | 1.00 |
| ロ. 公式記録に基づく出場時間が 30 分以上 45 分以下のとき | 0.75 |
| ハ. 公式記録に基づく出場時間が 30 分未満のとき        | 0.50 |
| ニ. 試合登録のみで出場しなかったとき               | 0.25 |

〔有効期間〕

本契約の有効期間は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 1 月 31 日までとする。

年 月 日

(住所) (住所)  
 (クラブ名) (選手名) (印)  
 (代表者名) (印) (生年月日) 年 月 日

※選手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の記名捺印

(住所) (住所)  
 (氏名) (印) (氏名) (印)

**【特別報酬】**

①勝利・成果プレミアム

(単位:千円)

対象試合	勝利プレミアム				成果プレミアム			
支給日								
支給基準								

②選手の個人成績等によるプレミアム

(単位:千円)

該当事項	金額	該当事項	金額	支給日	
				支給基準	

③日本代表チーム選出プレミアム

(単位:千円)

該当事項	金額	支給日	
		支給基準	

**【その他の報酬】**

--



# 日本サッカー協会選手契約書

## 〔プロB契約書〕

\_\_\_\_\_ (以下「クラブ」という) \_\_\_\_\_ (以下「選手」という) とは、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手(以下「プロ選手」という)としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条〔誠実義務〕

- ① 選手は、財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

### 第2条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条〔禁止事項〕

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟(FIFA)が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

### 第4条〔報酬〕

クラブは選手に対し、本契約書裏面に記載する報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

### 第5条〔費用の負担〕

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

### 第6条〔休暇〕

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休業の目的に利用しなければならない。

### 第7条〔疾病および傷害〕

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、リーグ等の定める基準によりクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

### 第8条〔選手の肖像等の使用〕

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。

- ③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャндаイジツグ(商品化)を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。
- ④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
- (1) テレビ・ラジオ番組への出演
  - (2) イベントへの出演
  - (3) 新聞・雑誌取材への応諾
  - (4) 第三者の広告宣伝等への関与
- ⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

#### 第9条〔クラブによる契約解除〕

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
  - (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
  - (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
  - (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
  - (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

#### 第10条〔選手による契約解除〕

- ① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
- (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
  - (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
  - (3) リーグ等から除名されたとき
- ② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬および出場報酬(満額)を受け取ることができる。

#### 第11条〔制裁〕

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬(年額)の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

#### 第12条〔有効期間および更新手続き〕

- ① 本契約の有効期間は、本契約書裏面に記載する。
- ② クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。
- ③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。
- ④ 本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

#### 第13条〔修正〕

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

#### 第14条〔準拠法〕

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

#### 第15条〔紛争の解決〕

- ① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- ② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。
- ③ 前項に基づく協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

#### 第16条〔保管〕

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブおよび選手がそれぞれ1通ずつ保管する。

〔プロB契約書〕

クラブ名： \_\_\_\_\_ 選手名： \_\_\_\_\_

〔基本報酬〕

基本報酬は、次に定める金額とし、毎月 \_\_\_\_\_ 日に支給する。

(1) 年額 金 \_\_\_\_\_ 円 (ただし、1年未満の契約については年額相当額を意味する)

(2) 月額 金 \_\_\_\_\_ 円 (ただし、 \_\_\_\_\_ 月は \_\_\_\_\_ 円)

〔出場報酬〕

出場報酬の総額は、次に定める金額とし、支給対象試合 1 試合あたりの出場報酬は、「総額」を「支給対象試合数」で割った金額とする。

(1) 総額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 支給対象試合数 \_\_\_\_\_ 試合

[支給対象となる大会(試合数)]

_____ ( _____ 試合)	_____ ( _____ 試合)
_____ ( _____ 試合)	_____ ( _____ 試合)
_____ ( _____ 試合)	_____ ( _____ 試合)

(3) 1 試合あたりの出場報酬 金 \_\_\_\_\_ 円

(4) 出場報酬は、各試合における出場実績に基づき次の係数により算出した金額の合計額を、翌月の \_\_\_\_\_ 日に支給する。

イ. 公式記録に基づく出場時間が 45 分を超えたとき	1.00
ロ. 公式記録に基づく出場時間が 30 分以上 45 分以下のとき	0.75
ハ. 公式記録に基づく出場時間が 30 分未満のとき	0.50
ニ. 試合登録のみで出場しなかったとき	0.25

〔有効期間〕

本契約の有効期間は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までとする。

年 月 日

(住所)

(住所)

(クラブ名)

(選手名)

(印)

(代表者名)

(印)

(生年月日)

年

月

日

※選手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の記名捺印

(住所)

(住所)

(氏名)

(印)

(氏名)

(印)

【特別報酬】

①勝利・成果プレミアム

(単位:千円)

対象試合	勝利プレミアム				成果プレミアム			
支給日								
支給基準								

②選手の個人成績等によるプレミアム

(単位:千円)

該当事項	金額	該当事項	金額	支給日	
				支給基準	

③日本代表チーム選出プレミアム

(単位:千円)

該当事項	金額	支給日	
		支給基準	

【その他の報酬】

--



# 日本サッカー協会選手契約書

## 〔プロC契約書〕

(以下「クラブ」という)と (以下「選手」という)と  
は、選手がクラブのためにアマチュア以外の選手(以下「プロ選手」という)としてサッカー活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条〔誠実義務〕

- ① 選手は、財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)およびクラブが加盟するリーグ、連盟等(以下「リーグ等」という)の諸規程を遵守するとともにクラブの諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- ② 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- ③ 選手は、プロ選手として公私ともに日本サッカー界の模範たるべきことを認識し、日本サッカーの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

### 第2条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- (1) クラブの指定するすべての試合への出場
- (2) クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- (3) クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- (4) クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- (5) クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- (6) クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動への参加
- (7) 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- (8) 協会、リーグ等の指定するドーピングテストの受検
- (9) 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- (10) 居住場所に関する事前のクラブの同意の取得
- (11) 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- (12) その他クラブが必要と認めた事項

### 第3条〔禁止事項〕

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- (1) クラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合、トレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 国際サッカー連盟(FIFA)が定める禁止物質の使用
- (4) クラブ、協会およびリーグ等の承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- (5) 本契約履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- (6) クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合等への参加
- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (8) その他クラブにとって不利益となる行為

### 第4条〔報酬〕

クラブは選手に対し、本契約書裏面に記載する報酬を支払う。ただし、当該報酬には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとする。

### 第5条〔費用の負担〕

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

### 第6条〔休暇〕

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を受けることができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

### 第7条〔疾病および傷害〕

- ① 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- ② 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、リーグ等の定める基準によりクラブが負担する。
- ③ 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、その時点でクラブの支払義務は消滅する。

### 第8条〔選手の肖像等の使用〕

- ① クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等(以下「選手の肖像等」という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。
- ② 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。



③ クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャндаイジツグ(商品化)を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。

④ 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。

- (1) テレビ・ラジオ番組への出演
- (2) イベントへの出演
- (3) 新聞・雑誌取材への応諾
- (4) 第三者の広告宣伝等への関与

⑤ 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

#### 第9条【クラブによる契約解除】

① 次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約の定め違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
- (2) 疾病または傷害によりサッカー選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
- (3) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
- (4) 自らの責に帰すべき事由により、本契約の目的に支障をきたす6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
- (5) クラブの秩序風紀を著しく乱したとき

② 前項に基づき本契約を解除したクラブは、選手に対し、解除通知の発信した日の属する月までの基本報酬を支払うものとする。

#### 第10条【選手による契約解除】

① 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
- (2) リーグ等が定める支給対象試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
- (3) リーグ等から除名されたとき

② 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬および出場報酬(満額)を受け取ることができる。

#### 第11条【制裁】

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課することができる。ただし、制裁金の金額は、1つの事実につき、基本報酬(年額)の12分の1の50%を超えない範囲で、クラブがこれを決定する。

- (1) 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
- (2) クラブの指示命令に従わなかったとき
- (3) クラブの秩序風紀を乱したとき
- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

#### 第12条【有効期間および更新手続き】

① 本契約の有効期間は、本契約書裏面に記載する。

② クラブは、本契約の有効期間満了の2ヶ月前までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行なわなければならない。

③ 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を締結する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、移籍リストへの登録を請求することができる。

④ クラブが本契約の報酬を下回らない条件提示を行なった場合、クラブは契約を更新することができる。ただし、プロC契約の締結期間は3年(他クラブとのプロC契約実績がある場合はそれを合算する)を条件とし、当該期間を超えてプロ選手として契約をする場合、プロA契約またはプロB契約を締結するものとする。

⑤ クラブと選手が本契約有効期間中に、プロA契約またはプロB契約を締結した場合、その締結の時点をもって本契約は自動的に失効する。

⑥ 本契約の有効期間満了後においても、選手の移籍は、協会の定めに基づきクラブと移籍先クラブとが移籍金について合意することを条件とする。

#### 第13条【修正】

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力をもたないものとする。

#### 第14条【準拠法】

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

#### 第15条【紛争の解決】

① 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。

② 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、協会理事会の仲裁を求めることができる。

③ 前項に基づく協会理事会の仲裁判断は最終のものであり、クラブおよび選手はこれに拘束されることに合意する。

#### 第16条【保管】

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブおよび選手がそれぞれ1通ずつ保管する。

[プロC契約書]

クラブ名: \_\_\_\_\_ 選手名: \_\_\_\_\_

[基本報酬]

基本報酬は、次に定める金額とし、毎月\_\_\_\_日に支給する。

- (1)年額 金 \_\_\_\_\_ 円 (ただし、1年未満の契約については年額相当額を意味する)  
(2)月額 金 \_\_\_\_\_ 円 (ただし、\_\_\_\_月は \_\_\_\_\_ 円)

[出場報酬]

出場報酬の総額は、次に定める金額とし、支給対象試合 1 試合あたりの出場報酬は、「総額」を「支給対象試合数」で割った金額とする。

- (1)総額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(2)支給対象試合数 \_\_\_\_\_ 試合

[支給対象となる大会(試合数)]

\_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 試合) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 試合)  
\_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 試合) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 試合)  
\_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 試合) \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 試合)

- (3)1 試合あたりの出場報酬 金 \_\_\_\_\_ 円  
(4)出場報酬は、各試合における出場実績に基づき次の係数により算出した金額の合計額を、翌月の\_\_\_\_日に支給する。  
イ. 公式記録に基づく出場時間が 45 分を超えたとき 1.00  
ロ. 公式記録に基づく出場時間が 30 分以上 45 分以下のとき 0.75  
ハ. 公式記録に基づく出場時間が 30 分未満のとき 0.50  
ニ. 試合登録のみで出場しなかったとき 0.25

[有効期間]

本契約の有効期間は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日までとする。

年 月 日

(住所) (住所)  
(クラブ名) (選手名) (印)  
(代表者名) (印) (生年月日) 年 月 日

※選手が未成年者の場合、法定代理人(親権者または後見人)の記名捺印

(住所) (住所)  
(氏名) (印) (氏名) (印)

〔特別報酬〕

■勝利プレミアム

(単位:千円)

対象試合	勝利プレミアム			
支給日				
支給基準				

〔その他の報酬〕

(選手名) \_\_\_\_\_ 殿

住 所:

クラブ名:

代表者名: (印)

### 契約更新に関する通知書

貴殿と当クラブとの間に 年 月 日締結した契約は、年 月 日をもって契約期間が満了いたします。つきましては、貴殿との契約更新について、以下のとおりご通知申し上げます。

- (1) 来年2月1日以降下記の条件をもって貴殿と『プロA契約』を締結いたしたい。  
 なお、現在の契約に優先契約条項(オプション条項)がある場合には、本書が貴殿に到達した時に、下記の条件をもって『プロA契約』締結の合意が成立したものと取り扱われます。
- (2) イ. 来年2月1日以降下記の条件をもって貴殿と『プロB契約』を締結いたしたい。  
 なお、本提示に合意しない場合には、貴殿は直ちに『移籍リスト』に登録されることになります。  
 ロ. 来年2月1日以降下記の条件をもって貴殿と『プロC契約』を締結いたしたい。  
 なお、本提示に合意しない場合には、貴殿は直ちに『移籍リスト』に登録されることになります。
- (3) 来年2月1日以降、貴殿と契約を締結する意思はありません。  
 なお、上記にともない、貴殿は直ちに『移籍リスト』に登録されることになります。

記

※現在における優先契約条項の有無: 有・無 (いずれかを○で囲む)

	現在の契約の内容	新規の契約の内容
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
報酬	基本給(年額) 金 _____ 円	基本報酬(年額) 金 _____ 円
	出場給(総額) 金 _____ 円	出場報酬(総額) 金 _____ 円

[注]: ①上記(1)から(3)のいずれかを○で囲む。  
 ②上記で(3)を選択した場合は、新規契約の報酬欄にはいずれも 0と記入する。

以上

〔正本3部作成 ⇒ 選手、Jリーグ、クラブ〕

## 移籍リスト登録申請書

社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

住 所:

(申請人) クラブ名:

代表者名:

(印)

移籍リストの登録に関し、下記のとおり申請いたします。

記

### 1. 申請の対象となる選手

- (1) 氏 名: \_\_\_\_\_ (選手登録番号) \_\_\_\_\_
- (2) 生年月日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 (満\_\_\_\_歳)
- (3) 現(最終)所属クラブ: \_\_\_\_\_
- (4) 現(最終)所属クラブとの契約終了時期: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 2. 申請の目的 (□はいずれかに印をつける)

新規登録

既登録事項の抹消

〔抹消の理由〕:  引退 (引退日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

移籍 (移籍日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)  
(移籍先クラブ: \_\_\_\_\_)

その他: \_\_\_\_\_

以上

登録申請書受付日	年 月 日	受付番号	
----------	-------	------	--

- 〔注〕: (1)本申請書は、『正本』および『写し』を各1通ずつ作成し、双方ともJリーグ事務局に提出する。  
 (2)『正本』はJリーグ事務局において保管し、『写し』はJリーグ事務局の受付印を押捺後、申請元クラブに返還する。

(選手名) \_\_\_\_\_ 殿

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

## 最終提示額証明書

当クラブは、貴殿との次期( 年 月 日以降)契約に関する交渉において、下記の報酬を最終的に提示したことを証明いたします。

## 記

## 1. 現在の契約:

契約の種類	
契約の終了時期	_____年____月____日
基本給(年額)	金_____円
出場給(総額)	金_____円
合計	金_____円

## 2. 最終提示:

契約の種類	プロA・プロB・プロC
基本報酬(年額)	金_____円
出場報酬(総額)	金_____円
合計	金_____円

〔注〕:契約種類はいずれかを○で囲む。

以上

〔正本3部作成 ⇒ 選手、Jリーグ、クラブ〕

## 移籍承諾書発行依頼書

御中

住 所:

クラブ名:

代表者名:

(印)

選手名		生年月日	年 月 日( 歳)
-----	--	------	-----------

貴クラブ所属の上記選手と、下記1の条件にて契約いたしたいと存じますので、当該選手の移籍承諾書を発行していただきたく、お願い申し上げます。

なお、移籍金につきましては下記2のとおり合意していることを確認いたします。

## 記

## 1. 選手との契約条件:

契約の種類	
契約の期間	年 月 日から 年 月 日まで
基本報酬(年額)	金 _____ 円
出場報酬(総額)	金 _____ 円
合計	金 _____ 円

## 2. 貴クラブへの移籍金:

金額	金 _____ 円
支払い条件	

以上

[正本 ⇒ 移籍元クラブ、写し ⇒ 移籍先クラブ、選手、Jリーグ事務局]

© 1999 社団法人日本プロサッカーリーグ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-1 新日鉱ビル19階

TEL (03) 3505-5101

発行者／川淵三郎

印刷／株式会社精興社



社団法人 日本プロサッカーリーグ